

千歳市の都市計画

平成27年3月

千歳市企画部まちづくり推進課

目 次

I 千歳市の概要

I-1 千歳市の沿革	1
I-2 位置と面積	1
I-3 気象	3
I-4 人口	3
I-5 土地利用	7

II 都市計画の概要

II-1 都市計画のあらまし	9
II-2 都市計画法による都市計画一覧	10
II-3 都市計画の決定手続	11
II-4 都市計画の決定権者	12
II-5 都市計画年表	13

III 都市計画区域と区域区分

III-1 都市計画区域	22
III-2 区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）	24

IV 地域地区と地区計画

IV-1 用途地域	27
IV-2 特別用途地区（特別工業地区）	37
IV-3 高度利用地区	40
IV-4 準防火地域	42
IV-5 地区計画	44

V 都市施設

V-1 道路	51
V-2 都市高速鉄道	59
V-3 公園・緑地	63
V-4 下水道	73
V-5 河川	76
V-6 その他の都市施設	76

VI 市街地開発事業

VI-1 土地区画整理事業	79
VI-2 市街地再開発事業	82

資料編

1.	千歳恵庭圏都市計画 都市計画区域の整備・開発及び保全の方針	資 1
2.	千歳恵庭圏都市計画 用途地域変更基準	資17
3.	千歳市都市計画審議会条例	資28
4.	千歳市都市計画審議会条例施行規則	資29
5.	都道府県都市計画審議会及び 市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令	資30
6.	千歳市特別工業地区建築条例	資31
7.	千歳市地区計画区域内建築物の制限に関する条例	資34
8.	千歳市地区計画区域内建築物の制限に関する条例施行規則	資51
9.	千歳市旅館業建築等の規制に関する指導要綱	資53
10.	千歳市中高層建築物の建築に関する指導要綱	資56

I 千歳市の概要

I-1 千歳市の沿革

千歳市は古くから漁場として、太平洋岸と日本海岸の石狩とを結ぶ要衝として栄え、和人の往来も盛んだったといわれています。記録として千歳が現れたのは寛永12(1635)年の『松前蝦夷図』に「シコツ」と記されたものが最初で、万治元(1658)年には「志古津弁天堂」が建てられ、この当時すでに和人が定住していたことが伺えます。この地には当時鶴が多く生息していたことから、文化2(1805)年箱館奉行羽太正養により、鶴は千年の古事に因み、「シコツ」から「千歳」に改名されました。

明治2(1868)年胆振国千歳郡(千歳村、長都村、漁村、島松村、蘭越村、鳥柵舞村)が編成され、同年より入殖が始まり、明治5年の開拓史出張所設置を経て、明治13(1880)年には千歳村に戸長役場がおかされました(47世帯、209人)。これが現在の「千歳市」の誕生です。

大正4(1915)年に千歳村、長都村、蘭越村、鳥柵舞村を合併して2級町村制による千歳村が発足しました。

大正15(1926)年には北海道鉄道札幌線(苗穂一沼の端間／現JR千歳線)の開業に伴い千歳駅、美々駅が設置されました。また同年に村民総出で荒地を開墾整地し、小樽新聞社機北海1号機を着陸させたのを契機に千歳飛行場設置の気運が高まり、昭和9年千歳飛行場が完成、同14年海軍航空隊が設置され、本格的な飛行場整備が進み出しました。同14年には人口も1万人を超え、同17年5月に町制施行となりました。

戦後、同20年10月終戦直後の米軍進駐、同26年の朝鮮動乱による米オクラホマ州兵師団の駐屯、また民間航空機が就航再開し、現在の北海道の空の玄関としての基礎を築くこととなります。以後、町は急速に発展しはじめ、同33年7月には北海道で24番目の市制施行となりました。

昭和36年には人口5万人に達し、昭和39年に道央地区新産業都市の指定を受けて以来、平成元年の道央テクノポリスの指定、平成5年に千歳・苫小牧地方拠点都市地域の指定を受け、第1～第4工業団地のほか臨空工業団地やオフィスアルカディアなど特色のある工業団地を造成した結果、企業進出も順調に進み道内有数の工業集積都市となっています。

一方、昭和46年北海道縦貫自動車道開通(北広島IC～千歳IC)、同55年の国鉄(現JR)千歳線鉄道高架完成、同56年の石勝線開通、同63年の新千歳空港の開港、平成4年の新千歳空港ターミナルビル、JR新千歳空港駅の供用開始を経て、同11年から道央圏連絡道路一部供用開始(現在新千歳空港IC～中央IC)、同22年新千歳空港国際線旅客ターミナルビルの供用開始、同25年道央自動車道新千歳空港IC供用開始など、本市は「空・陸・海」の交通ネットワークが有機的に結び付く、北海道の一大交通拠点となつておらず、現在、道央圏連絡道路(泉郷道路)の建設が進められています。

平成10年4月には21世紀を牽引する産業を育成するため、世界的水準をもつ光テクノロジーを専門とした千歳科学技術大学の開校、平成23年8月末人口では道内で10位、平成25年4月末には人口9万5千人を突破するなど着実に発展を遂げています。

I-2 位置と面積

千歳市は、北海道の中南部石狩平野の南端に位置し、道央圏の中央、道都札幌市と苫小牧市、室蘭市の臨海工業地帯の中間に位置しています。行政区域は石狩川水系の千歳川の扇状地に発展し、西に支笏湖とその周辺の国有林、南には太平洋へ注ぐ美々川、遠浅川、東には陸上自衛隊東千歳駐屯地、北には石狩平野の一部を形成する農地が広がっています。市域の面積は約595km²で東西方向に細長く広がっています。

位置と広さ

位 置					
方 位	地 名	經	緯	度	
極 東	東丘	東經	141°	$52'$	$25''$
極 西	美笛	東經	141°	$10'$	$30''$
極 南	美笛	北緯	42°	$40'$	$44''$
極 北	新川	北緯	42°	$57'$	$3''$

※平成12年度版 日本の市区町村位置情報要覧

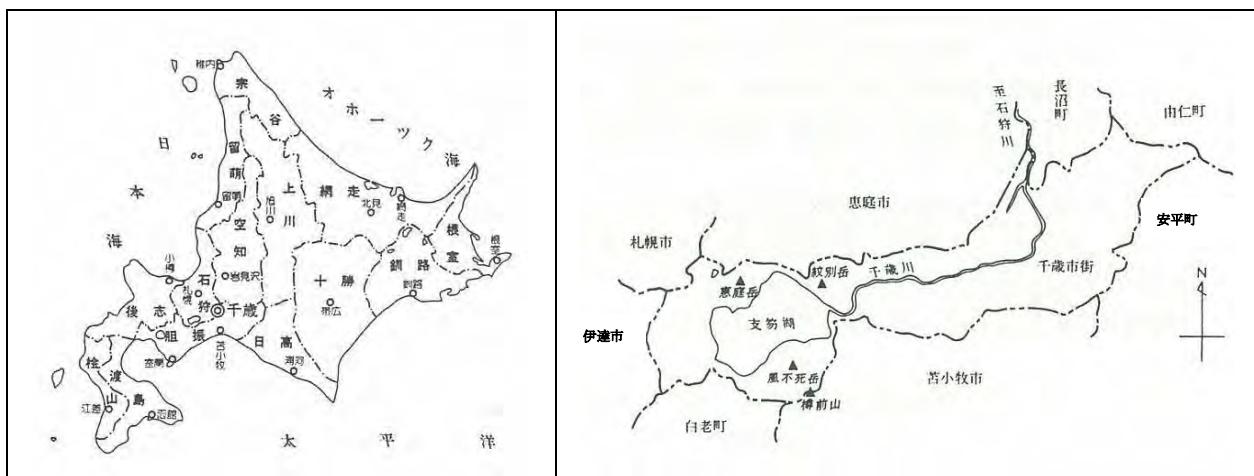
広がり 東西57.2km、南北30.4km

面 積 594.50km² ※平成26年全国都道府県市区町村別面積調

(国土地理院の計測方法の変更により、従来の594.95から594.50km²となった)

隣接市町村 東 由仁町、安平町
西 伊達市
南 苫小牧市、白老町
北 札幌市、恵庭市、長沼町

千歳市の位置



地目別面積

地目別	面 積(ha)			構 成 比(%)		
	総 数	国・公有地	民 有 地	総 数	国・公有地	民 有 地
総 数	59,495	44,641	14,854	100.0	75.0	25.0
宅 地	1,749	95	1,654	3.0	0.2	2.8
田	173	—	173	0.3	—	0.3
畑	6,910	446	6,464	11.6	0.7	10.9
山 林	31,363	27,491	3,872	52.7	46.2	6.5
原 野	3,843	3,789	54	6.5	6.4	0.1
牧 場	711	336	375	1.2	0.6	0.6
池 沼	9,893	9,881	12	16.6	16.6	0.0
雑種地	3,218	1,565	1,653	5.4	2.6	2.8
その他	1,635	1,038	597	2.7	1.7	1.0

* 固定資産税概要調査(平成26年1月1日現在)

I - 3 気象

千歳市は太平洋と日本海の気候の影響を受ける分岐点に位置しています。このため、梅雨や台風の影響が少なく、年間降水量は1,000mm程度で、降雪量も道内では少ない地域です。春と夏には南風、冬には北西の風が吹きます。また、夏季の最高気温は30℃程度、冬季には最低気温が0℃未満の冬日が続き、年間の平均気温は7℃程度で、内陸型のしのぎやすい気候となっています。

I - 4 人口

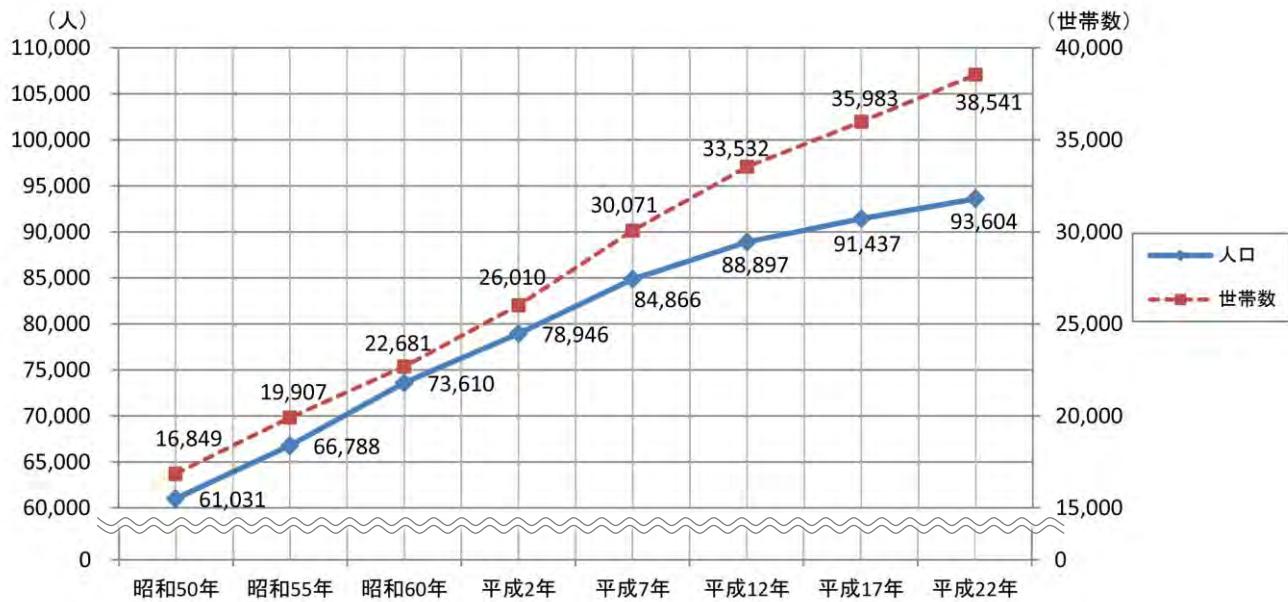
平成22年第19回国勢調査による人口・世帯数は93,604人・38,541世帯で、前回調査に比べ2,167人(2.4%)・2,558世帯(7.1%)増加しました。人口増加数は、道内179市町村中163市町村が人口減少の中、札幌市、音更町に次ぐ道内第3位で、増加率は道内市部第2位という結果でした。

また、千歳市の平成26年5月末の住民基本台帳人口は95,593人で増加の一途をたどり、人口規模は、道内第10位となっています。

面積・人口・世帯等の現況

項目		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		
		実数	比率(%)									
面積ha	行政区域	59,491		59,495		59,495		59,495		59,495		
	都市計画区域	27,570		27,570		27,570		27,570		27,570		
	市街化区域	2,549		2,892		3,120		3,135		3,176		
	D I D地域	3,030		3,140		3,171		3,153		3,269		
人口	行政区域	78,946		84,866		88,897		91,437		93,604		
	都市計画区域	78,651		84,598		88,673		91,201		93,415		
	市街化区域	67,309		75,037		78,836		81,601		84,931		
	D I D地域	65,537		72,451		72,908		71,940		78,977		
世帯	行政区域	26,010		30,071		33,532		35,983		38,541		
	都市計画区域	25,871		29,915		31,317		35,848		38,430		
就業人口	行政区域	第1次	1,626	4.1	1,526	3.5	1,438	3.2	1,431	3.2	1,190	2.8
		第2次	8,922	22.2	10,201	23.0	9,789	21.7	8,435	18.8	8,028	19.1
		第3次	29,567	73.7	32,485	73.4	33,849	74.9	34,545	77.0	32,891	78.1
		合計	40,142	100	44,274	100	45,165	100	44,843	100	42,109	100
年齢別人口	行政区域	0～14歳	16,411	20.8	15,873	18.7	14,990	16.9	14,373	15.7	13,883	14.8
		15～64歳	57,063	72.3	61,350	72.3	63,433	71.4	63,554	69.5	63,261	67.6
		65～歳	5,312	6.7	7,636	9.0	10,437	11.7	13,461	14.7	16,293	17.4
		不明	160	0.2	7	0.0	37	0.0	49	0.1	167	0.2
		合計	78,946	100	84,866	100	88,897	100	91,437	100	93,604	100

人口の推移



国勢調査による人口・世帯数

年	世帯数	人口		
		総数	男	女
大正9年	1,065	5,366	2,825	2,541
14年	991	5,252	2,881	2,371
昭和5年	947	5,275	2,753	2,522
10年	1,057	6,557	3,713	2,844
15年	1,856	10,512	5,960	4,552
22年	2,956	14,816	7,722	7,094
25年	3,346	20,030	11,974	8,056
30年	7,525	42,317	25,594	16,723
35年	9,267	44,522	25,873	18,649
40年	12,156	51,243	28,623	22,620
45年	14,667	56,118	30,330	25,788
50年	16,849	61,031	32,692	28,399
55年	19,907	66,788	35,544	31,244
60年	22,681	73,610	38,749	34,861
平成2年	26,010	78,946	41,586	37,360
7年	30,071	84,866	44,237	40,629
12年	33,532	88,897	46,155	42,742
17年	35,983	91,437	46,985	44,452
22年	38,541	93,604	47,836	45,768

人口集中地区とは

(1) 設定の趣旨及び経緯

人口集中地区は、統計データに基づいて一定の基準により都市的地域を定めたものであり、つぎのような経緯から、昭和35年国勢調査以来各回の調査ごとに設定されているものである。

国勢調査の結果は、主として都道府県及び市区町村という行政地域を単位として集計・利用されており、このうち、市及び区はまとめて市部として、町及び村は郡部として、それぞれ都市的地域又は農漁村的地域を表すものとして慣用されていた。しかし、昭和28年の町村合併促進法及び昭和31年の新市町村建設促進法により、多くの町村が新たに市制を施行し、又は既存市に合併されるに至って、市部の地域内に、農漁村的性格の強い地域が広範囲に含まれるようになった。この結果、市部の地域は、その面積が著しく広大となった反面、人口密度は低下し、統計上、「都市的地域」としての特質を必ずしも明瞭に表さなくなり、統計の利用に不便が生じてきた。

そこで総理府統計局（現総務省統計局）では、昭和35年国勢調査の際に、この「都市的地域」の特質を明らかにする新しい統計上の地域単位として「人口集中地区」を市区町村の境域内に設定し、これらの人口集中地区についても国勢調査結果を集計することとした。これによって、都市的地域の人口の実態を明らかにする統計資料が提供され、地方交付税算定基準の一つとして利用されているほか、都市計画、地域開発計画、市街地再開発計画、産業立地計画、交通計画、環境衛生対策、防犯・防災対策、その他各種行政施策、学術研究及び民間の市場調査などに広く利用されている。

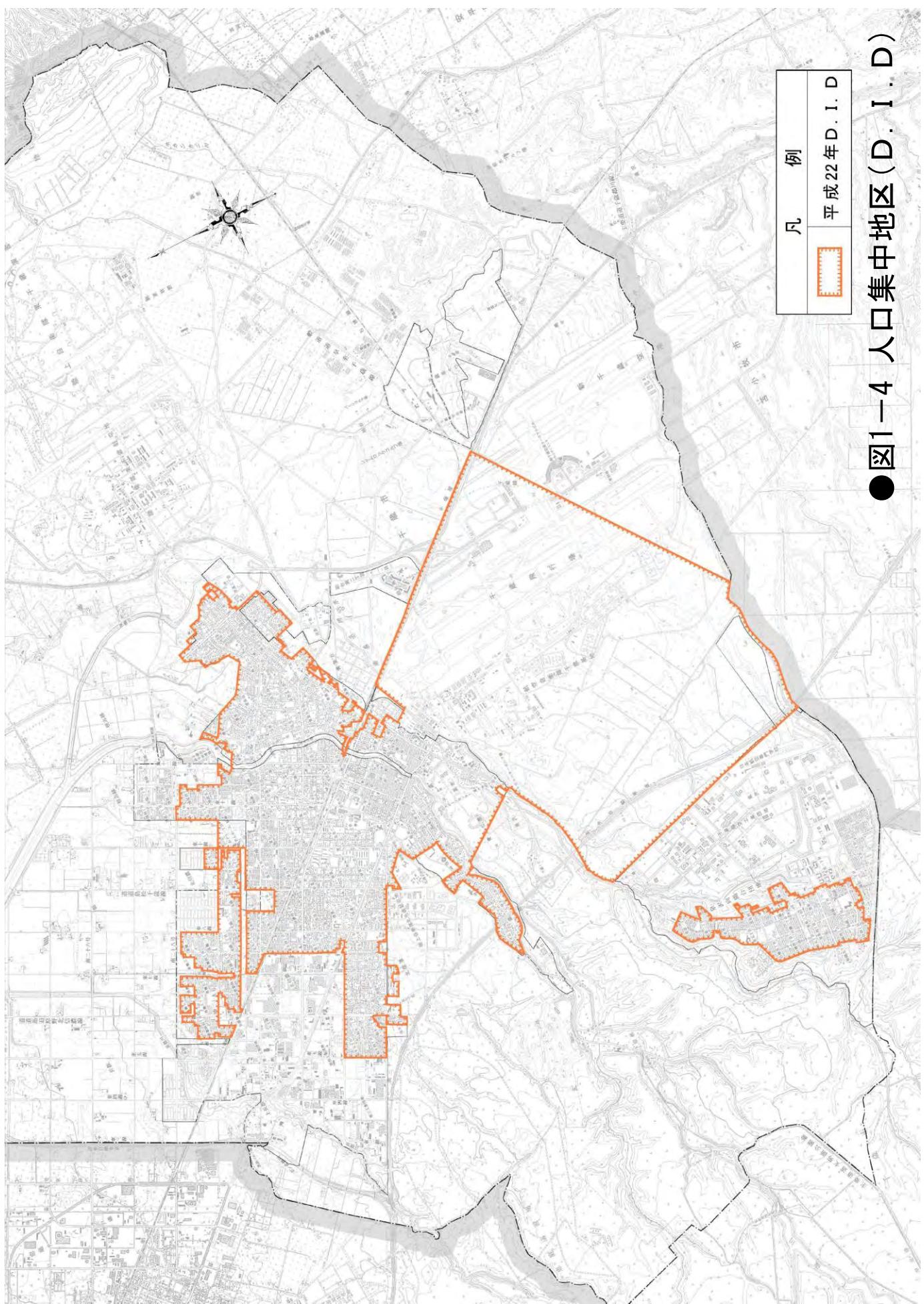
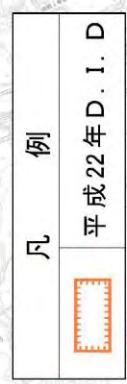
(2) 設定の基準

人口集中地区の設定に当たっては、国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、1)原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、2)それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域を「人口集中地区」とした。

なお、人口集中地区は「都市的地域」を表す観点から、学校・研究所・神社・仏閣・運動場等の文教レクリエーション施設、工場・倉庫・事務所等の産業施設、官公庁・病院・療養所等の公共及び社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等又はそれらの施設の面積が2分の1以上占める基本単位区等が上記1)の基本単位区等に隣接している場合には、上記1)を構成する地域に含めた。

* 総務省統計局ホームページより（平成27年3月現在）

●図1-4 人口集中地区(D. I. D)



I-5 土地利用

(1) 国・公有林等の分布

千歳市の行政区域面積の約75%は、国立公園を含む国・公有地で占められており、都市計画区域内にも自衛隊基地や空港用地のほか、大規模な国有林が数箇所に分布し、地域開発上大きな制約となっています。

国 有 林	26,291ha (H25.4月現在)	[要覧ちとせ]
支笏洞爺国立公園	23,031ha (支笏湖面積約7,840haを含む H27.2月現在)	
[環境省支笏湖自然保護官事務所]		

(2) 自衛隊基地の立地による開発誘導地の制約

千歳市の市街化区域に接して、東部、西部、南部の3方面に広大な自衛隊基地及び米軍提供基地が広がり、土地利用の均衡発展上大きな制約になっています。

(H26.3月現在)

陸上自衛隊東千歳駐屯地	2,499ha	[千歳市と基地]
陸上自衛隊北千歳駐屯地	962ha	[千歳市と基地]
航空自衛隊千歳基地	993ha	[千歳市と基地]
防衛省技術研究本部札幌試験場	25ha	[千歳市と基地]
米軍提供基地	427ha	[千歳市と基地]
合 計	4,906ha	

(3) 空港の立地による開発誘導地の制約

空港の存在は、人的、物的資源の集積地として開発のポテンシャルを高くする一方、管理化を含めた広大な用地が供されるとともに、近郊は住環境になじまず、また航行の安全上、建築物の高さ制限が行なわれる等土地利用上各種の制約が伴っています。

特に、朝日町、青葉、青葉丘などの地区では防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく第2種区域(約200ha)の指定がなされ、移転事業が進められています。(平成27.2月現在、行政区域内)

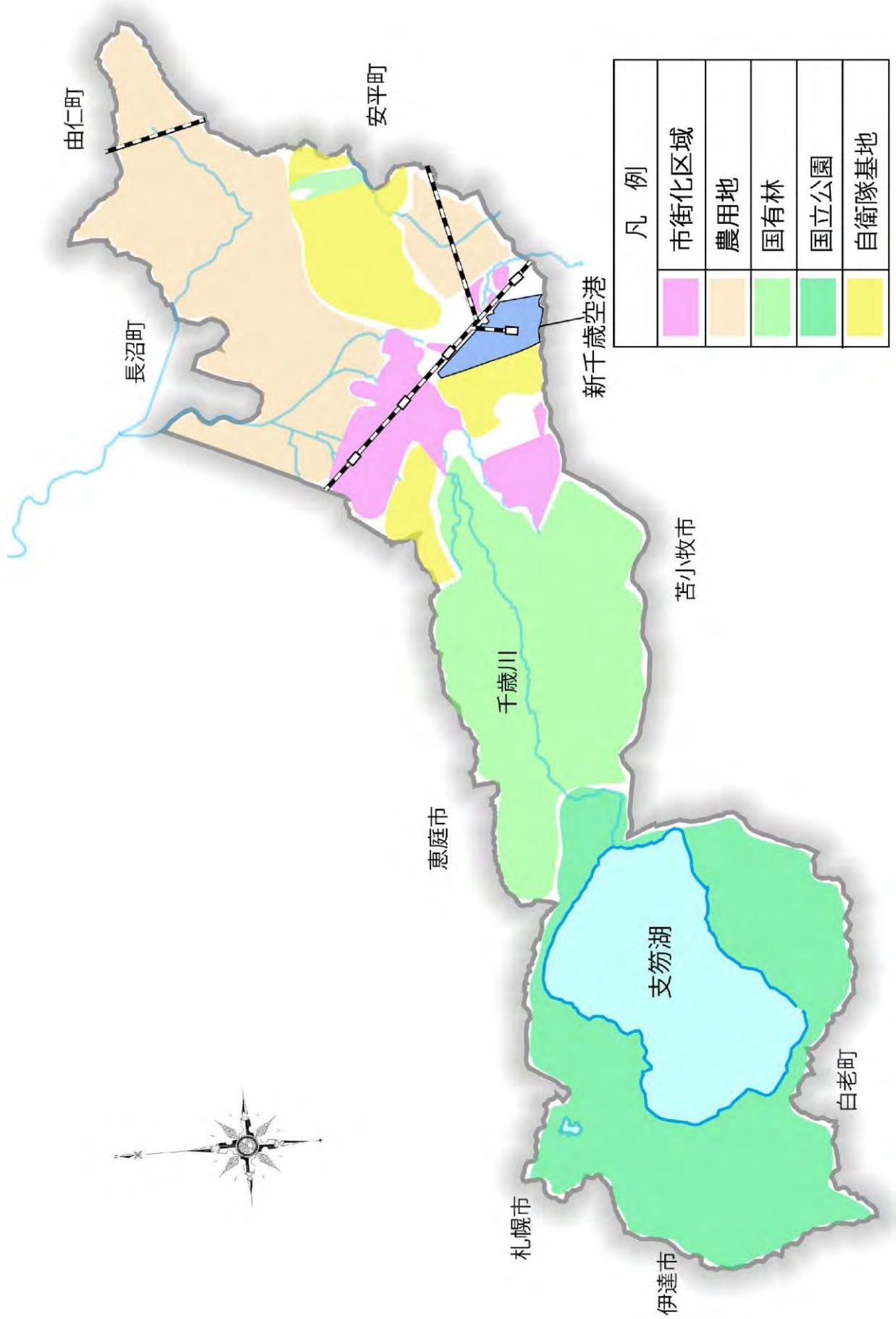
千歳飛行場	約920ha	[千歳市と基地]
新千歳空港	約719ha	[東京航空局HP]
合 計	約1,639ha	

(4) 農用地の利用

千歳市の北部及び東部地域一帯は、畑作、酪農を主体とする農用地が広がっています。

(H27.2月現在)

農業振興地域	13,418.0ha	[農業振興課調整計画係]
農用地	6,424.7ha	[農業振興課調整計画係]



●図1-5 千歳市における土地利用の形態

II 都市計画の概要

II-1 都市計画のあらまし

都市計画とは、現在及び将来を考えた土地利用、都市施設の整備、市街地の再開発や新市街地の建設に関する計画を総合的に定め実施することにより、都市の機能を高め、自然環境と調和した住みよい都市環境を形成することを目指すものです。

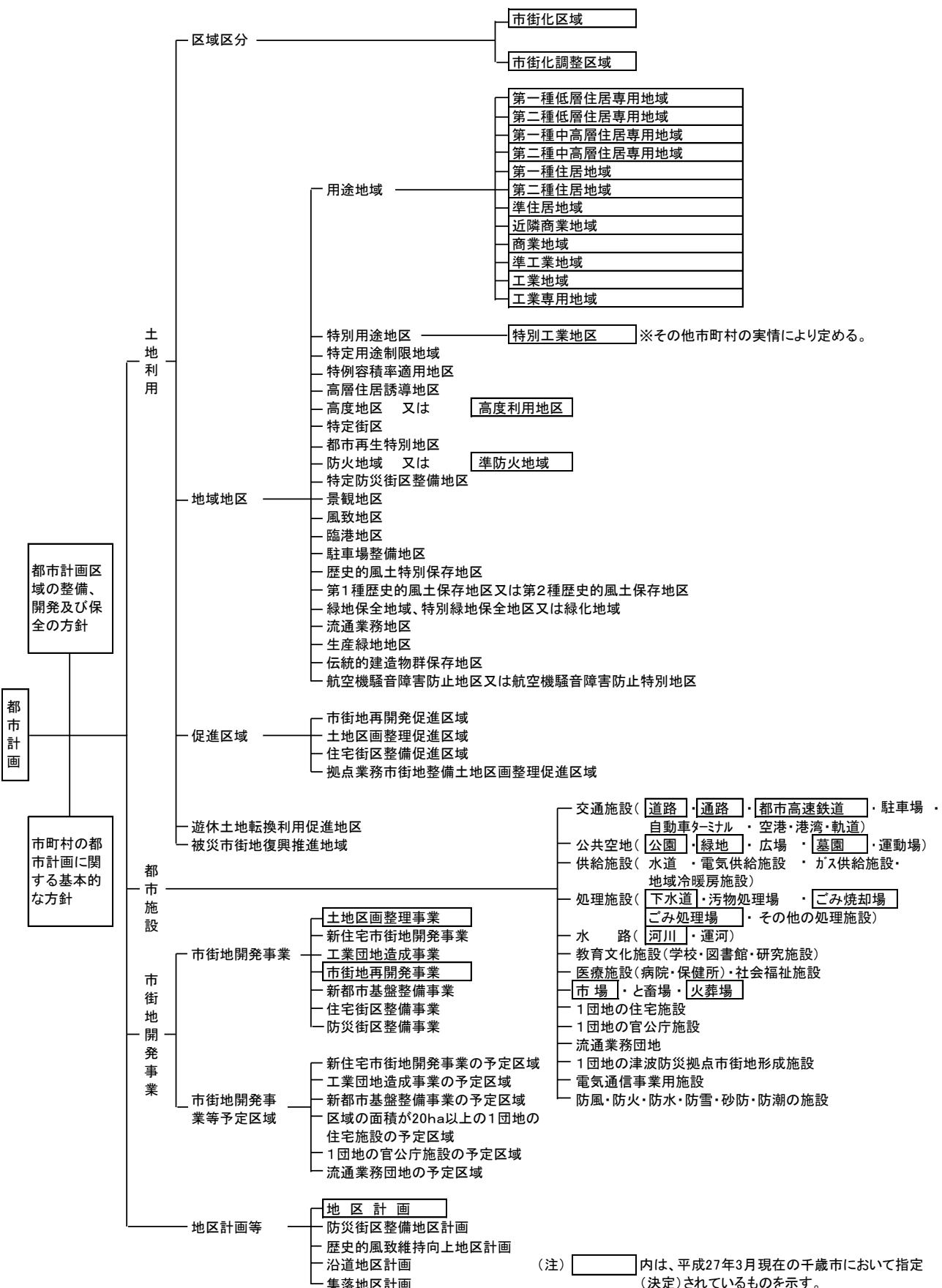
この計画を実施するための基本となるのが都市計画法です。大正8年に制定されたこの法律は、昭和43年に当時の急激な都市化によるスプロール・公害などのさまざまな都市問題に対処するため全面改正されました。その後も、社会・経済の変化に対応した新たな制度を盛り込むなどの部分的な改正が行なわれ、さらに平成4年には、用途地域の細分化などの改正が行われました。

また、まちづくり3法の改革の一環として、平成18年5月に成立した改正都市計画法では、床面積1万平方メートルを超える大規模集客施設の郊外への立地が大幅に規制されています。

都市計画は、①区域区分や地域地区、地区計画などの土地利用に関する計画、②道路や公園、下水道などの都市施設に関する計画、③土地区画整理事業、市街地再開発事業などの市街地開発事業に関する計画に分けられ、北海道が定める都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」と千歳市が定める市町村の都市計画に関する基本的な方針に基づき、規制・誘導しています。

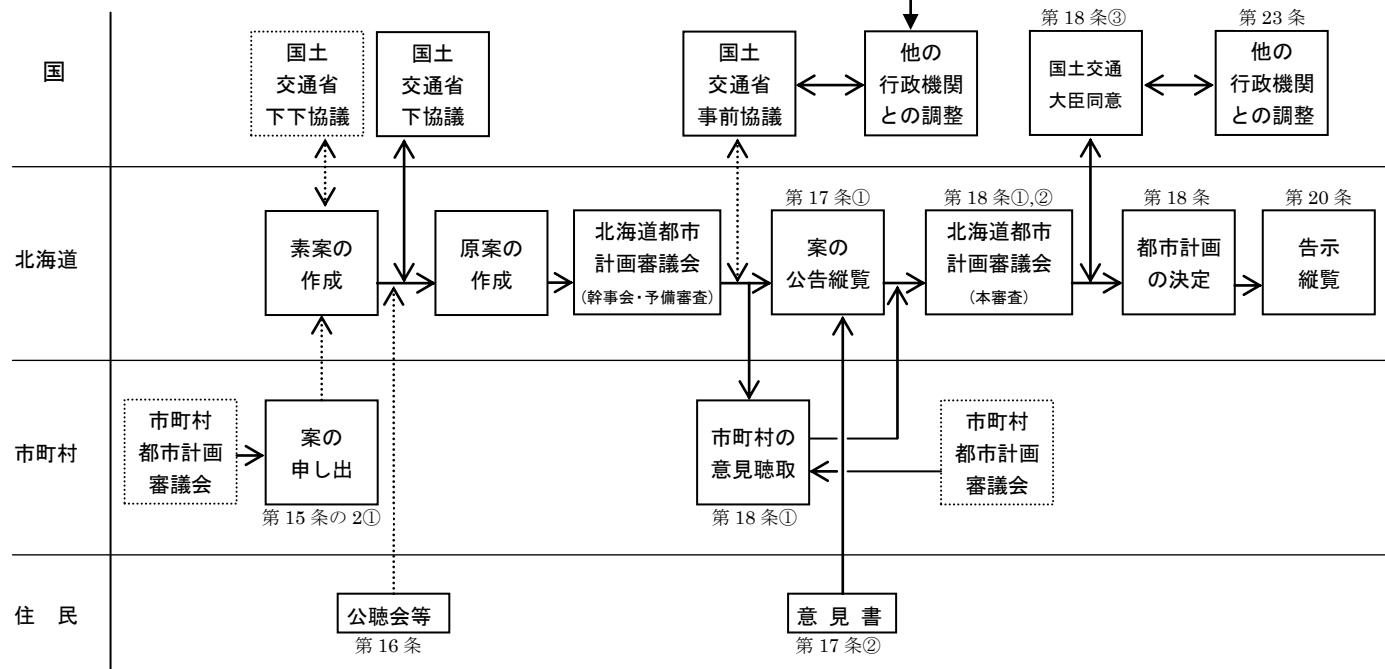
また、都市計画の決定は、原則として、広域的な見地から定める地域地区あるいは都市施設は都道府県知事が定め、その他のものは市町村が定めます。これらの都市計画決定は次々頁の図（都市計画決定手順）のような手順で行われています。

II-2 都市計画法による都市計画一覧

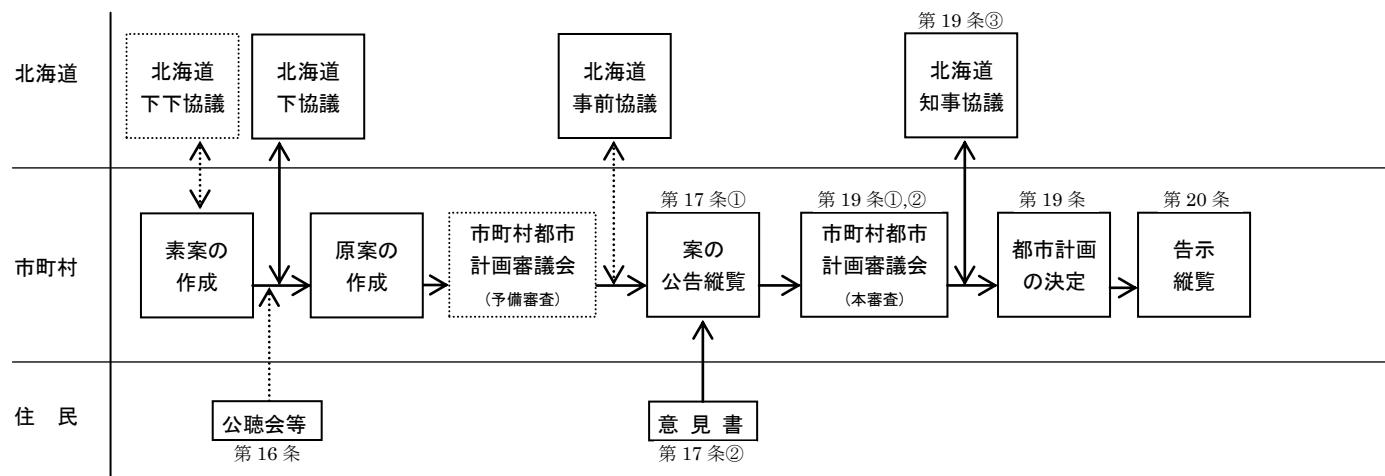


II-3 都市計画の決定手続

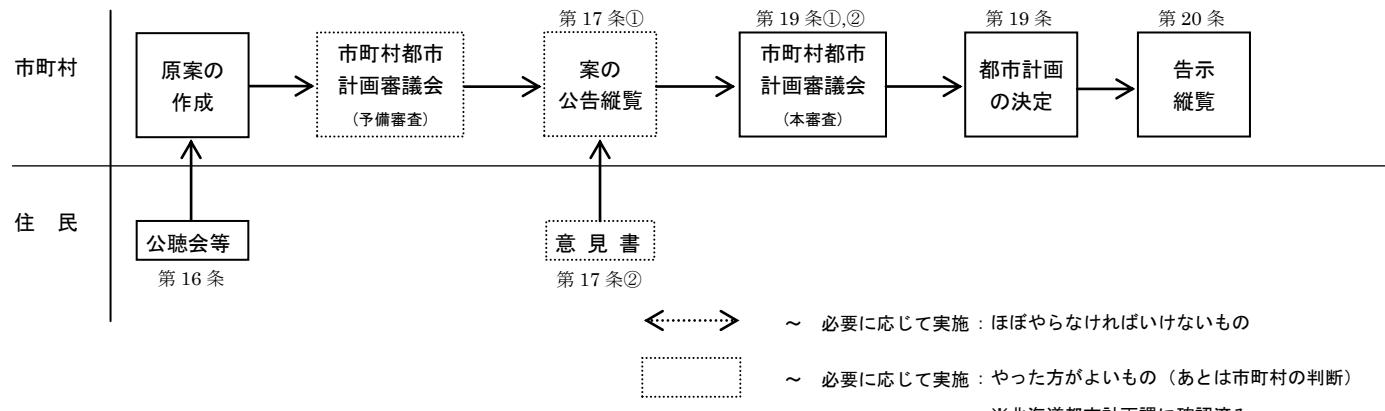
1. 北海道が定める都市計画（国土交通大臣の同意を要しないものは、国の部分を省略）



2. 市町村が定める都市計画（北海道知事との協議を要するもの）



3. 市町村が定める都市計画（北海道知事との協議を要しないもの）



II-4 都市計画の決定権者

決定権者	都市計画の内容	備考
地域地区	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	
	区域区分	
	都市再開発方針等	都市再開発法第2条の3第1項又は第2項に規定する方針等
	都市再生特別地区	都市再生特別措置法第36条第1項に規定する地区
	風致地区	面積10ha以上かつ2以上の市町村の区域にわたるもの
	臨港地区	国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾
	歴史的風土特別保存地区	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第6条第1項に規定する地区
	第一種歴史的風土保存地区	
	第二種歴史的風土保存地区	
	緑地保全地域	2以上の市町村の区域にわたるもの
都道府県	特別緑地保全地区	面積10ha以上かつ2以上の市町村の区域にわたるもの
	流通業務地区	流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する地区
	航空機騒音障害防止地区	
	航空機騒音障害防止特別地区	
	道路	一般国道・都道府県道・自動車専用道路
	都市高速鉄道	
	空港	空港法第4条第1項各号に掲げる空港及び第5条第1項に規定する地方管理空港
	公園・緑地	面積10ha以上かつ国又は都道府県が設置するもの
	広場・墓園	面積10ha以上かつ国又は都道府県が設置するもの
	水道	水道用水供給事業の用に供するもの
都市施設	下水道	公共下水道で排水区域が2以上の市町村の区域にわたるもの・流域下水道
	ごみ焼却場・ごみ処理場等	産業廃棄物処理施設
	河川	一級河川・二級河川（一の指定都市の区域内のみに存するものを除く） 二級河川のうち一の指定都市の区域内のみに存するもの
	運河	
	一団地の官公庁施設	
	流通業務団地	
	市街地開発事業	新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、新都市基盤整備事業、国の機関又は都道府県が施行すると見込まれる50haを超える土地区画整理事業・3haを超える市街地再開発事業・20haを超える住宅街区整備事業・3haを超える防災街区整備事業
	市街地開発事業等予定区域	新住宅市街地開発事業・工業団地造成事業・新都市基盤整備事業・一団地の官公庁施設・流通業務団地の各予定区域
市町村	上記以外のもの	

II-5 都市計画年表

年 月	事 項
昭和13年10月	都市計画区域の決定（行政区域全域59,436ha）
昭和14年 4月	一級町村制施行
昭和15年 7月	都市計画道路の決定（川北大通（現：北大通）ほか8路線 内務省告示第426号）
昭和16年 5月	都市計画土地区画整理事業の決定（千歳第一地区147.7ha 内務省告示第275号）
昭和17年 5月	町制施行
昭和18年 8月	国鉄（現：JR）が北海道鉄道線を買収、千歳線となる
昭和22年 4月	札幌土木現業所千歳派出所（現：札幌建設管理部千歳出張所）開設
7月	総合計画書作成
昭和24年 5月	支笏洞爺国立公園指定
昭和26年 5月	米オクラホマ州兵師団進駐
7月	札幌開発建設部千歳出張所（現：札幌開発建設部千歳道路事務所）開設
10月	千歳・羽田間に民間航空機就航
昭和28年 2月	都市計画公園の決定（青葉公園 建設省告示第329号）
3月	都市計画土地区画整理事業の決定（末広第一地区38.2ha、末広第二地区58.8ha 建設省告示第307号）
11月	千歳・札幌間道路舗装竣工（弾丸道路=国道36号線）
昭和29年 3月	都市計画道路の変更（中央道路（現：末広大通）ほか8路線の追加、千歳公園線（現：支笏湖通）ほか1路線の変更 建設省告示第314号）
昭和30年 9月	幸町1丁目から出火、開基以来の大火
12月	上水道通水
昭和33年 7月	市制施行
11月	市営ガス事業供給開始
昭和34年12月	都市計画道路の変更（日の出道路（現：日の出大通）ほか1路線の変更 建設省告示第2440号）
昭和36年 8月	都市計画下水道の決定（排水区域130ha 建設省告示第1915号）
昭和37年 6月	都市計画公園の変更（春日公園の追加 建設省告示第1326号）
昭和38年 3月	都市計画公園の変更（末広中公園ほか2公園の追加 建設省告示第636号）
6月	都市計画道路の変更（東10線道路（現：北新通）ほか3路線の追加、1級国道36号線ほか2路線の変更 建設省告示第1400号）
6月	都市計画下水道の変更（排水区域130ha 建設省告示第1417号）
12月	千歳市総合建設計画樹立
昭和39年 3月	都市計画道路の変更（中央道路（現：末広大通）ほか1路線の変更、栄道路の廃止 建設省告示第568号）
4月	新産業都市建設促進法の指定受ける
6月	都市計画下水道の変更（排水区域130ha 建設省告示第1582号）
昭和41年 6月	都市計画公園の変更（末広第4公園（現：花園第2公園）の追加 建設省告示第1795号）
12月	総合建設計画後期整備計画樹立
昭和42年 3月	都市計画公園の変更（むつみ公園ほか2公園の追加 建設省告示第625号）
7月	都市計画用途地域の決定（面積1,302ha 建設省告示第1953号）
9月	都市計画防火地域（現：準防火地域）の決定（面積145.9ha 建設省告示第3175号）
10月	都市計画道路の変更（仲の橋通の変更 建設省告示第3635号）
昭和43年 6月	都市計画公園の変更（新町東公園の追加 建設省告示第1643号）
12月	都市計画区域の変更（面積13,651ha 建設省告示第3665号）
昭和44年 5月	都市計画下水道の変更（排水区域330ha 建設省告示第2907号）
昭和45年 4月	都市計画公園の変更（しなの公園ほか2公園の追加 千歳市告示第47号）
11月	都市計画区域の変更（面積16,600ha 北海道告示第2897号）
昭和46年 3月	都市計画公園の変更（とみおか公園の追加 千歳市告示第32号）

年 月	事 項
昭和46年 4月	千歳市第2期総合開発計画スタート (昭和46~55年)
5月	都市計画市街化区域及び市街化調整区域の決定 (当初線引き : 市街化区域1, 518ha 北海道告示第1511号)
8月	都市計画用途地域の変更 (面積1, 518ha 建設省告示第2361号)
11月	都市計画高度地区の決定 (面積15. 2ha 千歳市告示第136号)
11月	都市計画準防火地域の変更 (名称の変更 (防火→準防火) 千歳市告示第137号)
11月	都市計画公園の変更 (らんこし公園の追加 (現 : 桂木5号公園) 千歳市告示第138号)
12月	道央自動車道 (千歳IC~北広島IC) 開通
昭和47年 7月	都市計画市場の決定 (面積4. 9ha 千歳市告示第78号)
10月	都市計画公園の変更 (とみおか2号公園ほか9公園の追加 千歳市告示第126号)
12月	都市計画公園の変更 (すみよし2号公園の追加、青葉公園の変更 北海道告示第3559号)
昭和48年 2月	都市計画墓園の決定 (面積19. 2ha 北海道告示第275号)
4月	都市計画下水道の変更 (排水区域1, 420ha 千歳市告示第47号)
5月	都市計画火葬場の決定 (面積2. 5ha 千歳市告示第52号)
8月	都市計画公園の変更 (未広中公園ほか12公園の変更 千歳市告示第93号)
8月	都市計画公園の変更 (桜ヶ丘公園の変更 北海道告示第2602号)
昭和49年 6月	都市計画区域の変更 (面積27, 570ha 北海道告示第1872号)
7月	都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更 (市街化区域1, 596ha 北海道告示第2234号)
7月	都市計画用途地域の変更 (面積1, 596ha 北海道告示第2235号)
7月	都市計画道路の変更 (公園通ほか12路線の追加、北大通ほか19路線の変更 北海道告示第2406号)
7月	都市計画土地区画整理事業の決定 (祝梅地区76. 1ha 北海道告示第2409号、蘭越地区34. 8ha 北海道告示第2410号)
11月	人口6万人突破
昭和50年 2月	千歳市・恵庭市境界問題解決「境界確認に関する協定書」調印
昭和51年 4月	市庁舎新築移転執務開始
5月	下水終末処理センター運転開始
12月	都市計画都市高速鉄道の決定 (延長10, 130m 北海道告示第4063号)
昭和52年 3月	都市計画道路の変更 (川北側道ほか1路線の追加、鉄北通の変更 千歳市告示第13号)
7月	都市計画道路の変更 (中央大通の変更 (駅前広場の新設) 北海道告示第2817号)
9月	都市計画道路の変更 (鉄北通ほか1路線の変更 千歳市告示第131号)
昭和53年 6月	都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更 (第1回線引き見直し : 市街化区域2, 035ha 北海道告示第2053号)
6月	都市計画用途地域の変更 (面積2, 035ha 北海道告示第2054号)
6月	都市計画準防火地域の変更 (面積148. 4ha 千歳市告示第104号)
9月	都市計画道路の変更 (泉沢東大通ほか3路線の追加、真町泉沢大通ほか5路線の変更 北海道告示第2911号)
昭和54年 6月	都市計画下水道の変更 (排水区域1, 780ha 千歳市告示第89号)
7月	千歳市民憲章制定
8月	千歳市開基100周年記念式典
12月	都市計画土地区画整理事業の決定 (根志越地区35. 3ha 北海道告示第3988号)
昭和55年 4月	都市計画公園の変更 (桂木1号公園ほか37公園の追加、とみおか3号公園ほか1公園の変更 千歳市告示第62号)
7月	国鉄 (現 : JR) 千歳線高架開通
10月	千歳空港駅 (現 : 南千歳駅) 開業、千歳線電化完成
昭和56年 4月	千歳市第3期総合開発計画スタート (昭和56~65年)

年 月	事 項
昭和56年 8月	都市計画第一種市街地再開発事業の決定（千歳市中心街C地区0.9ha 北海道告示第1762号）
8月	都市計画高度利用地区の決定（幸町Cブロック 千歳市告示第146号）
8月	台風12号、15号と前線による大雨災害（被害総額43億円）
10月	国鉄（現：JR）石勝線竣工開業
昭和57年 4月	千歳市と長沼町との境界確認調印式
9月	都市計画道路の変更（6線通の変更 北海道告示第1881号）
9月	都市計画公園の変更（しゅくぶ公園ほか2公園の追加、青葉公園の変更 北海道告示第1881号）
9月	都市計画公園の変更（新富おおぞら公園ほか5公園の追加、春日公園ほか7公園の変更 千歳市告示第138号）
9月	都市計画緑地の変更（北栄緑地ほか1緑地の追加 北海道告示第1881号）
9月	都市計画緑地の変更（里美ターザン緑地ほか1緑地の追加 千歳市告示第139号）
12月	千歳市中心街C地区再開発ビル「エスプラザ」落成
昭和58年 2月	人口7万人突破
12月	都市計画ごみ処理場の決定（千歳市廃棄物破碎処理施設1.0ha 千歳市告示第266号）
昭和59年 1月	都市計画緑のマスタープラン原案提出
8月	都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更（第2回線引き見直し：市街化区域2,280ha 北海道告示第1489号）
8月	都市計画用途地域の変更（面積2,280ha 北海道告示第1489号）
8月	都市計画特別工業地区の決定（面積7.9ha 千歳市告示第143号）
8月	都市計画準防火地域の変更（面積162.8ha 千歳市告示第144号）
9月	都市計画緑のマスタープランの策定（道都計第765号により通知）
12月	都市計画道路の変更（川南通ほか1路線の変更 北海道告示第2161号）
12月	都市計画道路の変更（川南側道の変更 千歳市告示第235号）
昭和60年 1月	都市計画ごみ焼却場の決定（面積1.8ha 千歳市告示第18号）
5月	都市計画用途地域の変更（面積2,280ha 北海道告示第919号）
5月	都市計画高度利用地区の変更（駅前地区の追加 千歳市告示第120号）
昭和61年 2月	グリーンベルト地下駐車場開業
4月	都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更（市街化区域2,491ha 北海道告示第606号）
4月	都市計画用途地域の変更（面積2,491ha 北海道告示第606号）
12月	都市計画下水道の変更（排水区域1,970ha 千歳市告示第212号）
12月	都市計画用途地域の変更（面積2,491ha 北海道告示第2024号）
12月	都市計画道路の変更（空港泉沢大通ほか1路線の追加、真町泉沢大通ほか2路線の変更 北海道告示第2024号）
12月	都市計画公園の変更（臨空公園ほか5公園の追加 北海道告示第2024号）
12月	都市計画公園の変更（桜木3号公園ほか16公園の追加、末広東公園の変更 千歳市告示第229号）
12月	都市計画準防火地域の変更（面積166.0ha 千歳市告示第228号）
昭和62年 8月	62年8月大雨災害（雨量254mm・被害額298,340千円）
12月	公共地下駐車場第2期オープン
昭和63年 3月	都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更（市街化区域2,549ha 北海道告示第468号）
3月	都市計画用途地域の変更（面積2,549ha 北海道告示第468号）
3月	都市計画道路の変更（6線中通ほか4路線の追加、7線大通ほか2路線の変更 北海道告示第468号）
3月	都市計画道路の変更（鉄北通の変更 千歳市告示第71号）
3月	都市計画土地区画整理事業の決定（おさつ駅前地区58.3ha 北海道告示第467号）
6月	都市計画道路の変更（川北通ほか1路線の変更 北海道告示第1058号）

年 月	事 項
昭和63年 6月	都市計画下水道の変更 (排水区域2,054ha 千歳市告示第158号)
7月	新千歳空港開業
平成元年 2月	道央テクノポリス開発計画承認
3月	市街地整備基本計画策定
平成 2年 3月	都市計画公園の変更 (北斗すみれ公園の追加、カバ公園の変更 千歳市告示第41号)
3月	都市計画用途地域の変更 (面積約2,538ha 北海道告示第272号)
10月	都市計画河川の決定 (千歳川の一部1,390m 北海道告示第1490号)
平成 3年 3月	都市計画公園の変更 (むつみ公園の変更 千歳市告示第51号)
3月	都市計画土地区画整理事業の決定 (第四工業団地地区38.5ha 北海道告示第328号)
3月	都市計画公園の変更 (上長都明星公園の追加 北海道告示第451号)
4月	第4期総合開発計画スタート (平成3~12年)
7月	都市計画道路の変更 (空港泉沢大通の変更 北海道告示第1075号)
9月	都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更 (第3回線引き見直し: 市街化区域2,613ha 北海道告示第1501号)
9月	都市計画用途地域の変更 (面積2,612ha 北海道告示第1501号)
9月	都市計画地区計画の決定 (根志越第2地区64.0ha (地区計画の方針の決定) 千歳市告示第230号)
9月	都市計画道路の変更 (28号通ほか1路線の追加、川北通ほか1路線の変更 北海道告示第1501号)
9月	都市計画道路の変更 (11線中通ほか1路線の追加 千歳市告示第229号)
9月	都市計画公園の変更 (遺跡公園の追加 北海道告示第1501号)
9月	都市計画土地区画整理事業の決定 (根志越第二地区63.5ha 北海道告示第1500号)
10月	人口8万人突破
12月	都市計画地区計画の決定 (サイエンスパーク地区11.8ha (地区計画の方針・地区整備計画の決定) 千歳市告示第280号)
平成 4年 4月	都市計画用途地域の変更 (面積2,613ha 北海道告示第521号)
4月	都市計画公園の変更 (長都4号公園ほか1公園の追加、ひばりヶ丘2号公園の変更 千歳市告示第81号)
4月	都市計画特別工業地区の変更 (面積70.4ha 千歳市告示第78号)
4月	都市計画下水道の変更 (排水区域2,639ha 千歳市告示第82号)
4月	都市計画高度地区の変更 (全区域廃止 千歳市告示第80号)
4月	都市計画準防火地域の変更 (面積166.0ha 千歳市告示第79号)
4月	都市計画緑地の変更 (泉沢つづじヶ丘緑地の変更 北海道告示第534号)
7月	新千歳空港ターミナルビル供用開始
平成 5年 3月	都市計画下水道の変更 (排水区域2,639ha 千歳市告示第60号)
4月	都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更 (保留解除 (祝梅南部地区) : 市街化区域2,677ha 北海道告示第524号)
4月	都市計画用途地域の変更 (面積2,677ha 北海道告示第524号)
4月	都市計画道路の変更 (旭ヶ丘通の追加、祝梅大通ほか2路線の変更 北海道告示第524号)
4月	都市計画公園の変更 (とみおか3号公園の変更 千歳市告示第81号)
4月	都市計画特別工業地区の変更 (面積134.7ha 千歳市告示第80号)
6月	都市計画地区計画の変更 (根志越第2地区64.0ha (地区計画の方針の変更、地区整備計画の決定) 千歳市告示第131号)
8月	千歳・苫小牧地方拠点都市地域の指定
9月	都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更 (保留解除 (北信濃A地区、北信濃C地区) : 市街化区域2,700ha 北海道告示第1435号)
9月	都市計画用途地域の変更 (面積2,700ha 千歳市告示第209号)

年 月	事 項
平成 5年 9月	都市計画地区計画の決定 (北信濃地区23.1ha (地区計画の方針・地区整備計画の決定) 千歳市告示第210号)
9月	都市計画道路の変更 (29号通ほか3路線の変更 北海道告示第1435号)
9月	都市計画道路の変更 (9線中通の追加 千歳市告示第212号)
平成 6年 1月	都市計画公園の変更 (美々公園ほか1公園の追加 北海道告示第59号)
1月	都市計画下水道の変更 (排水区域2,917ha 千歳市告示第10号)
10月	都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更 (保留解除 (美々地区) : 市街化区域2,892ha 北海道告示第1623号)
10月	都市計画用途地域の変更 (面積2,892ha 千歳市告示第265号)
10月	都市計画地区計画の決定 (美々地区192.2ha (地区計画の方針・地区整備計画の決定) 千歳市告示第266号)
10月	都市計画道路の変更 (美々駒里大通ほか7路線の追加、国道36号ほか6路線の変更 北海道告示第1623号)
平成 7年 3月	都市計画用途地域の変更 (面積2,892ha 千歳市告示第54号)
3月	都市計画地区計画の変更 (北信濃地区23.1ha (地区整備計画区域の拡大) 千歳市告示第55号)
3月	都市計画公園の変更 (せせらぎさわやか公園の追加 千歳市告示第56号)
11月	都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更 (保留解除 (根志越第3地区、柏台OA地区) : 市街化区域2,954ha 北海道告示第1785号)
11月	都市計画用途地域の変更 (面積2,954ha 千歳市告示第346号)
11月	都市計画地区計画の決定 (根志越第3地区22.3ha (地区計画の方針・地区整備計画の決定) 千歳市告示第347号)
11月	都市計画地区計画の決定 (オフィス・アルカディア地区39.9ha (地区計画の方針・地区整備計画の決定) 千歳市告示第348号)
11月	都市計画道路の変更 (道央新道ほか4路線の追加、日の出大通ほか2路線の変更 北海道告示第1785号)
11月	都市計画道路の変更 (鉄北通ほか2路線の変更 千歳市告示第350号)
11月	都市計画公園の変更 (柏台公園 (現:空港公園) の追加 千歳市告示第351号)
11月	都市計画下水道の変更 (排水区域2,979ha 千歳市告示第352号)
平成 8年 3月	都市計画公園の変更 (メムシ公園ほか3公園の追加 千歳市告示第74号)
4月	都市計画用途地域の決定 (8→12用途への変更:面積2,954ha 千歳市告示第102号)
4月	都市計画地区計画の変更 (サイエンスパーク地区11.8ha (地区整備計画の変更) 千歳市告示第103号)
4月	都市計画地区計画の変更 (根志越第2地区64.0ha (地区整備計画の変更) 千歳市告示第104号)
4月	都市計画地区計画の変更 (美々地区192.2ha (地区整備計画の変更) 千歳市告示第105号)
4月	都市計画地区計画の変更 (北信濃地区23.1ha (地区整備計画の変更) 千歳市告示第106号)
平成10年 4月	千歳科学技術大学開校開学
5月	都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更 (第4回線引き見直し:市街化区域3,023ha 北海道告示第732号)
5月	都市計画土地区画整理事業の決定 (勇舞地区53.6ha 北海道告示第731号)
5月	都市計画用途地域の変更 (勇舞地区、根志越第4地区、桜木地区の追加:面積3,023ha 千歳市告示第131号)

年 月	事 項
平成10年 5月	都市計画地区計画の決定 (根志越第4地区4.7ha (地区計画の方針・地区整備計画の決定) 千歳市告示第132号)
5月	都市計画地区計画の決定 (桜木地区2.7ha (地区計画の方針・地区整備計画の決定) 千歳市告示第133号)
5月	都市計画地区計画の決定 (勇舞地区53.6ha (地区計画の方針の決定) 千歳市告示第134号)
5月	都市計画道路の変更 (北信濃通の追加、7線大通ほか3路線の変更 北海道告示第732号)
5月	都市計画道路の変更 (北信濃中通ほか2路線の追加 千歳市告示第135号)
5月	都市計画公園の変更 (勇舞公園の追加 千歳市告示第136号)
5月	都市計画下水道の変更 (排水区域3,047ha 下水道の都市計画決定基準の変更に伴い、左岸1号幹線ほか1幹線を変更し左岸6号幹線ほか21号幹線を廃止、また「4. ポンプ施設」及び「5. 処理施設」を統合して、「4. その他施設」と変更 千歳市告示第137号)
11月	都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更 (第1回保留解除 (蘭越第2地区) : 市街化区域3,041ha 北海道告示第1900号)
11月	都市計画用途地域の変更 (蘭越第2地区の追加:面積3,041ha 千歳市告示第312号)
11月	都市計画地区計画の決定 (蘭越第2地区18.3ha (地区計画の方針の決定) 千歳市告示第315号)
11月	都市計画道路の変更 (支笏湖通の変更 北海道告示第1900号)
11月	都市計画道路の変更 (鉄北通の変更 千歳市告示第313号)
11月	都市計画下水道の変更 (排水区域3,066ha 千歳市告示第314号)
11月	都市計画ごみ処理場の変更 (千歳市リサイクルセンターの追加 千歳市告示第334号)
12月	都市計画公園の変更 (青空公園の追加 北海道告示第2064号)
12月	都市計画用途地域の変更 (勇舞地区の変更:面積3,041ha 千歳市告示第371号)
12月	都市計画地区計画の変更 (勇舞地区53.6ha (地区計画の方針の変更、地区整備計画の決定) 千歳市告示第372号)
平成11年 3月	千歳市都市計画マスタープラン策定
3月	道央圏連絡道路一部供用開始 (新千歳空港IC～日の出IC)
11月	道東自動車道 (千歳恵庭JCT～夕張IC) 開通
11月	都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更 (第2回保留解除 (みどり台地区) : 市街化区域3,114ha 北海道告示第1847号)
11月	都市計画土地区画整理事業の決定 (みどり台地区73.3ha 北海道告示第1846号)
11月	都市計画用途地域の変更 (みどり台地区の追加:面積3,114ha 千歳市告示第257号)
11月	都市計画地区計画の決定 (みどり台地区73.3ha (地区計画の方針の決定) 千歳市告示第259号)
11月	都市計画道路の変更 (4線大通ほか2路線の変更 北海道告示第1847号)
11月	都市計画道路の変更 (みどり台通の追加、北信濃中通の変更 千歳市告示第256号)
11月	都市計画下水道の変更 (排水区域3,139ha 千歳市告示第258号)
12月	都市計画公園の変更 (さくらぎ4号公園ほか11公園の追加、桜木1号公園ほか1公園の変更 千歳市告示第289号)
平成12年 2月	都市計画地区計画の決定 (臨空地区30.2ha (地区計画の方針・地区整備計画の決定) 千歳市告示第58号)
3月	都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更 (第3回保留解除 (北信濃第三地区) : 市街化区域3,120ha 北海道告示第569号)
3月	都市計画用途地域の変更 (北信濃第3地区の追加:面積3,120ha 千歳市告示第112号)
3月	都市計画道路の変更 (北新通の変更 北海道告示第569号)
3月	都市計画道路の変更 (9線中通の変更 千歳市告示第113号)
3月	都市計画下水道の変更 (排水区域3,145ha 千歳市告示第114号)

年 月	事 項
平成12年 3月	都市計画地区計画の決定 (北信濃第3地区5.7ha (地区計画の方針・地区整備計画の決定) 千歳市告示第115号)
3月	千歳市中心市街地活性化基本計画策定
6月	都市計画河川の変更 (ママチ川の追加 約1,960m 北海道告示第1058号)
6月	都市計画道路の変更 (南大通の変更 北海道告示第1058号)
6月	都市計画緑地の変更 (ママチ川緑地の追加 千歳市告示第188号)
7月	都市計画公園の変更 (北光公園の追加 千歳市告示第216号)
10月	都市計画用途地域の変更 (蘭越第2地区の変更:面積3,120ha 千歳市告示第280号)
10月	都市計画地区計画の変更 (蘭越第2地区18.3ha (地区整備計画の決定) 千歳市告示第281号)
12月	都市計画公園の変更 (あけぼの公園の追加、勇舞公園の変更 千歳市告示第343号)
平成13年 3月	都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更 (第4回保留解除 (勇舞第2地区) :市街化区域3,130ha 北海道告示第563号)
3月	都市計画用途地域の変更 (勇舞第2地区の追加:面積3,130ha 千歳市告示第119号)
3月	都市計画地区計画の変更 (勇舞地区63.1ha (地区計画区域の拡大:勇舞第2地区) 千歳市告示第120号)
3月	都市計画道路の変更 (ひばりヶ丘通の変更 北海道告示第563号)
3月	都市計画道路の変更 (北信濃通ほか1路線の変更 千歳市告示第117号)
3月	都市計画下水道の変更 (排水区域3,155ha 千歳市告示第118号)
3月	ちとせ都市景観ガイドプラン策定
3月	千歳市新長期 (第5期) 総合計画スタート (平成13~22年)
5月	都市計画道路の変更 (北信濃中通の変更 北海道告示第167号)
6月	都市計画道路の変更 (栄通ほか3路線の追加、鉄北通ほか1路線の変更 千歳市告示第196号)
6月	都市計画通路の決定 (千歳駅連絡通路の決定 千歳市告示第197号)
6月	都市計画用途地域の変更 (駅前地区の変更:面積3,130ha 千歳市告示第198号)
6月	都市計画高度利用地区の変更 (駅前地区Bブロック 千歳市告示第199号)
10月	都市計画公園の変更 (せせらぎさわやか公園の変更 千歳市告示第299号)
10月	都市計画緑地の変更 (ママチ川緑地の変更 千歳市告示第300号)
平成14年 3月	都市計画区域区分の変更 (第5回保留解除 (北光地区) :市街化区域3,135ha 北海道告示第504号)
3月	都市計画下水道の変更 (排水区域3,160ha、上長都第1汚水中継ポンプ場ほか1施設の廃止 千歳市告示第66号)
3月	都市計画用途地域の変更 (北光地区の追加、みどり台地区の変更:面積3,135ha 千歳市告示第67号)
3月	都市計画地区計画の変更 (みどり台地区73.3ha (地区計画の方針の変更) 千歳市告示第68号)
8月	ちとせ都市景観ガイドライン策定
9月	人口9万人突破
11月	都市計画道路の変更 (北大通ほか77路線の車線数の決定 北海道告示第1798号)
11月	都市計画道路の変更 (仲の橋通ほか5路線の車線数の決定 千歳市告示第277号)
平成15年 1月	都市計画用途地域の変更 (建ぺい率の指定、勇舞地区ほか1地区の変更:面積3,135ha 千歳市告示第1号)
1月	都市計画地区計画の変更 (勇舞地区63.1ha (地区整備計画区域の拡大:勇舞第2地区) 千歳市告示第2号)
3月	道央圏連絡道路一部供用開始 (日の出IC~寿IC)
平成16年 2月	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定 (北海道告示第134号)
2月	都市計画区域区分の変更 (第5回線引き見直し:市街化区域3,135ha 北海道告示第135号)

年 月	事 項
平成16年 3月	都市計画道路の変更（4線大通ほか1路線の変更 千歳市告示第42号）
3月	千歳市住宅マスタープラン策定
4月	千歳駅周辺整備事業の完成供用開始
6月	都市計画道路の変更（空港泉沢大通の変更 北海道告示第587号）
11月	都市計画公園の変更（大和近隣公園（現：指宿公園）の追加 千歳市告示第246号）
平成17年 2月	都市計画用途地域の変更（美々地区の変更：面積3,135ha 千歳市告示第33号）
2月	都市計画地区計画の変更（美々地区192.2ha（地区整備計画の変更） 千歳市告示第34号）
3月	都市計画道路の変更（美々駒里大通の変更 北海道告示第167号）
12月	道道泉沢新千歳空港線（道道新千歳空港線～泉沢臨空工業団地間）開通
平成18年11月	都市計画下水道の変更（浄化センター敷地面積の拡大 千歳市告示第284号）
11月	都市計画公園の変更（大和近隣公園から指宿公園へ名称変更 千歳市告示第285号）
平成20年 3月	都市計画公園の変更（みどり台公園ほか4公園の追加、柏台公園から空港公園へ名称変更 千歳市告示第56号）
3月	都市計画緑地の変更（長都川緑地ほか1緑地の追加 千歳市告示第57号）
3月	都市計画地区計画の変更（みどり台地区73.3ha（地区整備計画区域の縮小） 千歳市告示第58号）
3月	都市計画区域区分の変更（第1回保留解除（北陽高校前地区）：市街化区域3,167ha 北海道告示第217号）
3月	都市計画道路の変更（9線通の変更 北海道告示第217号）
3月	都市計画土地区画整理事業の決定（北陽高校前地区31.6ha 千歳市告示第75号）
3月	都市計画用途地域の変更（北陽高校前地区の追加：面積3,166.6ha 千歳市告示第76号）
3月	都市計画地区計画の決定（北陽高校前地区31.6ha（地区計画の方針の決定） 千歳市告示第77号）
3月	都市計画道路の変更（8線新中通の追加、28号通ほか1路線の変更 千歳市告示第78号）
3月	都市計画下水道の変更（排水区域3,191ha 千歳市告示第79号）
10月	都市計画区域区分の変更（第2回保留解除（あずさ地区）：市街化区域3,176ha 北海道告示第696号）
10月	都市計画土地区画整理事業の決定（あずさ地区9.2ha 千歳市告示第264号）
10月	都市計画用途地域の変更（あずさ地区の追加：面積3,175.6ha 千歳市告示第265号）
10月	都市計画地区計画の決定（あずさ地区9.2ha（地区計画の方針・地区整備計画の決定） 千歳市告示第266号）
10月	都市計画道路の変更（北信濃新中通の追加、北新通ほか1路線の変更 千歳市告示第267号）
10月	都市計画下水道の変更（排水区域3,200ha、左岸1号幹線の変更 千歳市告示第268号）
10月	都市計画ごみ処理場の変更（千歳市廃棄物再資源化施設2.8haへ統合及び名称変更 千歳市告示第269号）
平成21年 7月	都市計画道路の変更（9線通の変更 北海道告示第558号）
9月	都市計画公園の変更（北信濃1号公園ほか5公園の追加 千歳市告示第202号）
9月	都市計画用途地域の変更（北陽高校前地区、あずさ地区の土地利用計画確定に伴う変更：面積3,175.6ha 千歳市告示第203号）
9月	都市計画地区計画の変更（北陽高校前地区31.6ha（地区整備計画の決定） 千歳市告示第204号）
9月	都市計画地区計画の変更（あずさ地区9.2ha（地区整備計画区域の縮小） 千歳市告示第205号）
平成22年12月	道央圏連絡道路一部供用開始（寿IC～中央IC）
平成23年 3月	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（北海道告示第216号）
3月	都市計画区域区分の変更（第6回線引き見直し：市街化区域3,176ha 北海道告示第216号）

年 月	事 項
平成23年 3月	千歳市第6期総合計画スタート（平成23～32年）
8月	都市計画下水道の変更（右岸4号幹線の変更、豊里汚水中継ポンプ場の廃止 千歳市告示第187号）
平成24年 3月	千歳市第2期都市計画マスタープラン策定
3月	千歳市住宅マスタープラン（改訂版）策定
平成25年 6月	千歳市都市計画道路の見直し方針策定
8月	道央自動車道（新千歳空港IC供用開始）
10月	都市計画区域区分の変更（第1回保留解除（平和地区）：市街化区域3,226ha 北海道告示第683号）
10月	都市計画用途地域の変更（平和地区の追加：面積3,226ha 千歳市告示第289号）
10月	都市計画地区計画の決定（平和地区50.0ha（地区計画の方針・地区整備計画の決定）千歳市告示第290号）
10月	都市計画緑地の変更（新千歳空港インターチェンジ緑地の追加 千歳市告示第291号）
10月	都市計画下水道の変更（排水区域3,250ha 千歳市告示第292号）
平成26年 3月	都市計画公園の変更（新町東公園ほか1公園の変更 千歳市告示第53号）
7月	都市計画道路の変更（33号通ほか4路線の変更 千歳市告示第177号）
平成27年 2月	千歳市公共サインガイドライン策定

III 都市計画区域と区域区分

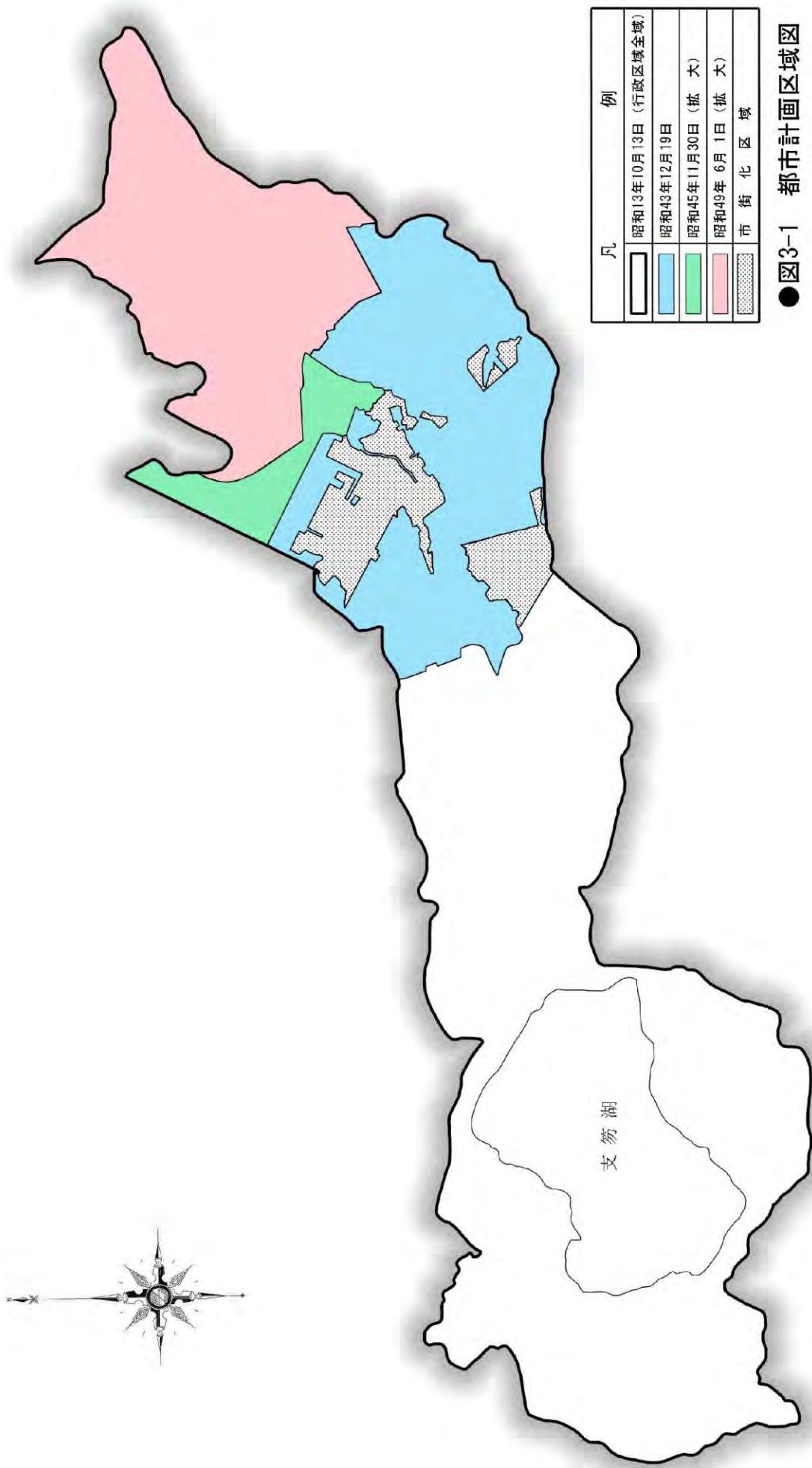
III-1 都市計画区域

都市計画区域は、自然的及び社会的条件並びに人口・土地利用・交通量・その他建設省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定することとなっています。

□都市計画区域の変更経過

	告示年月日	告示番号	面積 (ha)	備 考
千 歳 市	昭和13年10月13日		約59,436	行政区域全域
	昭和43年12月19日	建設省告示第3665号	約13,651	
	昭和45年11月30日	北海道告示第2897号	約16,600	
	昭和49年 6月 1日	北海道告示第1872号	約27,570	

●図3-1 都市計画区域図



III-2 区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）

都市計画では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分しています。この制度を「区域区分」といい、一般的に「線引き」と呼ばれています。

①市街化区域

市街化区域は既に市街地を形成している区域（既成市街地）とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

- ・道路、公園、下水道などを重点的に整備するほか、区画整理や再開発などの面的整備事業を実施。
- ・一定規模の開発行為は開発許可が必要。
- ・農地転用許可は不要（届出のみ）。

②市街化調整区域

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域。

- ・都市基盤施設整備や面的整備事業は原則として行わない。
- ・原則として開発禁止。開発を行う場合には農林漁業用など特定の場合を除き許可が必要。
- ・農地転用に際しては許可が必要。

③区域区分の変更（線引きの見直し）

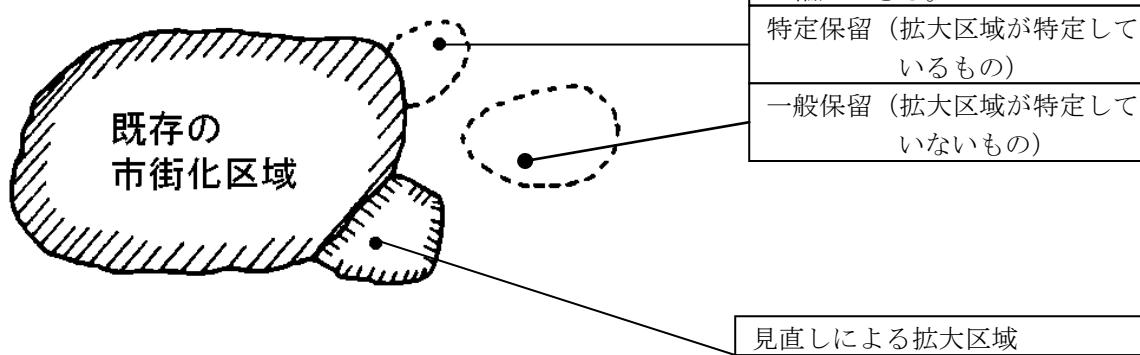
区域区分（線引き）については、計画的な市街化整備の見通し、公共施設の整備状況などをふまえて、概ね5年ごとの都市計画基礎調査の結果を基に行われる定期見直しのほか、人口フレーム保留方式の活用などによる隨時変更によって、適時適切な見直しを行っています。

※平成13年5月18日施行の都市計画法改正により、市街化区域と市街化調整区域との区分を「区域区分」と呼ぶようになった。

④人口フレームの保留方式

将来想定人口の一部を保留しておき、その範囲内で、計画的な市街地整備の見通しがたった地区について隨時、市街化区域に編入できます。

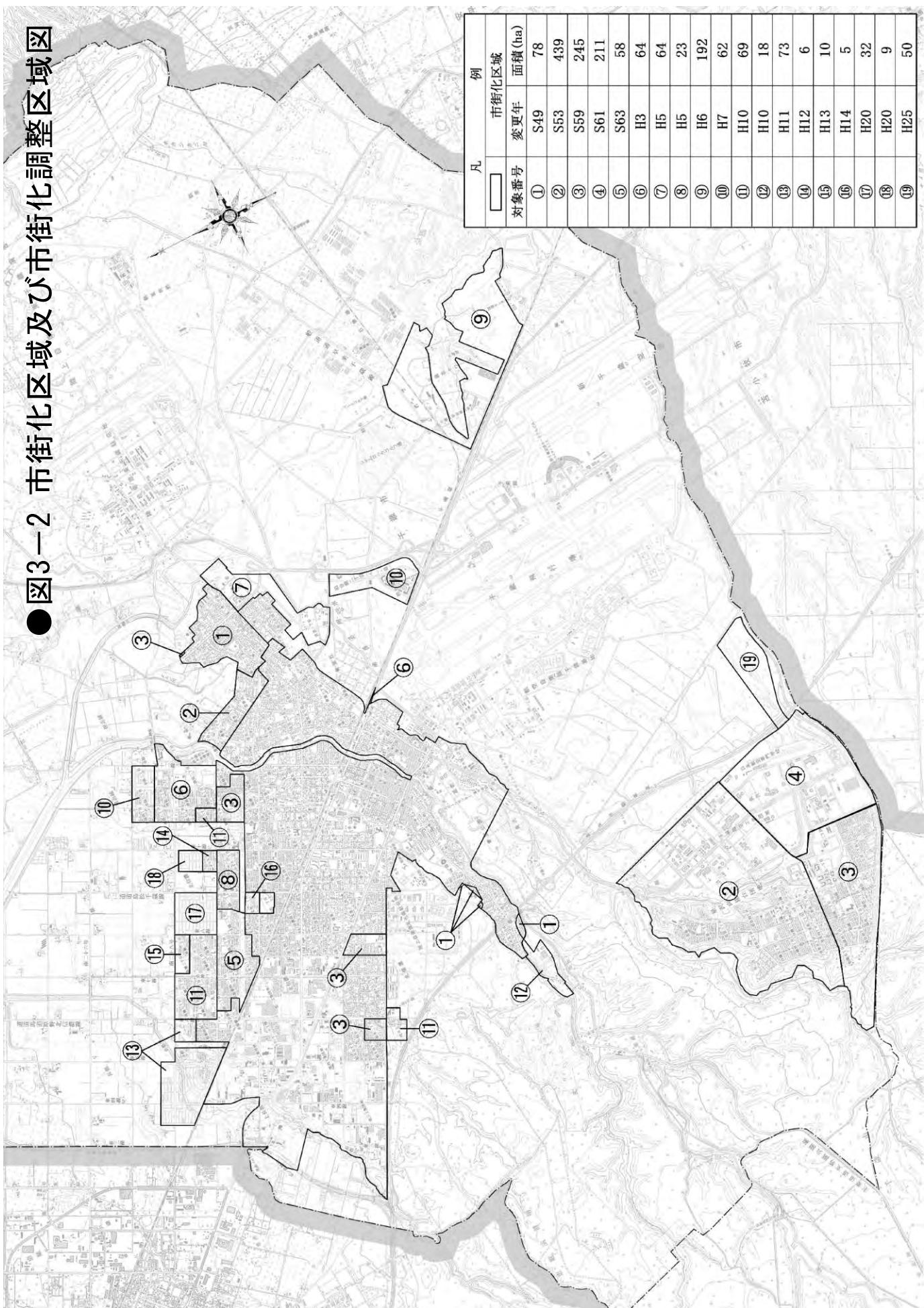
●保留フレーム
計画的な開発が確実で宅地供給につながるものは、保留フレームの範囲内で隨時市街化区域に編入できる。
特定保留（拡大区域が特定しているもの）
一般保留（拡大区域が特定していないもの）



□市街化区域及び市街化調整区域の変更経過

告示年月日	告示番号	区分	面積 (ha)	備考	図面番号
昭和46年 5月15日	北海道告示第1511号	市街化区域	1,518	当初線引き	
		市街化調整区域	15,082		
昭和49年 7月 1日	北海道告示第2234号	市街化区域	1,596		①
		市街化調整区域	25,974		
昭和53年 6月30日	北海道告示第2053号	市街化区域	2,035	第1回線引き見直し	②
		市街化調整区域	25,535		
昭和59年 8月16日	北海道告示第1489号	市街化区域	2,280	第2回線引き見直し	③
		市街化調整区域	25,290		
昭和61年 4月21日	北海道告示第 606号	市街化区域	2,491		④
		市街化調整区域	25,079		
昭和63年 3月31日	北海道告示第 468号	市街化区域	2,549		⑤
		市街化調整区域	25,021		
平成 3年 9月27日	北海道告示第1501号	市街化区域	2,613	第3回線引き見直し	⑥
		市街化調整区域	24,957		
平成 5年 4月 9日	北海道告示第 524号	市街化区域	2,677	保留解除 (祝梅南部地区)	⑦
		市街化調整区域	24,893		
平成 5年 9月14日	北海道告示第1435号	市街化区域	2,700	保留解除 (北信濃A地区・ 北信濃C地区)	⑧
		市街化調整区域	24,870		
平成 6年10月25日	北海道告示第1623号	市街化区域	2,892	保留解除 (美々地区)	⑨
		市街化調整区域	24,678		
平成 7年11月24日	北海道告示第1785号	市街化区域	2,954	保留解除 (根志越第3 地区・柏台OA地区)	⑩
		市街化調整区域	24,616		
平成10年 5月 6日	北海道告示第 732号	市街化区域	3,023	第4回線引き見直し	⑪
		市街化調整区域	24,547		
平成10年11月 6日	北海道告示第1900号	市街化区域	3,041	第1回保留解除 (蘭越第2地区)	⑫
		市街化調整区域	24,529		
平成11年11月 5日	北海道告示第1847号	市街化区域	3,114	第2回保留解除 (みどり台地区)	⑬
		市街化調整区域	24,456		
平成12年 3月31日	北海道告示第 569号	市街化区域	3,120	第3回保留解除 (北信濃第三地区)	⑭
		市街化調整区域	24,450		
平成13年 3月30日	北海道告示第 563号	市街化区域	3,130	第4回保留解除 (勇舞第2地区)	⑮
		市街化調整区域	24,440		
平成14年 3月26日	北海道告示第 504号	市街化区域	3,135	第5回保留解除 (北光地区)	⑯
		市街化調整区域	24,435		
平成16年 2月 6日	北海道告示第 135号	市街化区域	3,135	第5回線引き見直し	—
		市街化調整区域	24,435		
平成20年 3月28日	北海道告示第 217号	市街化区域	3,167	第1回保留解除 (北陽高校前地区)	⑰
		市街化調整区域	24,403		
平成20年10月31日	北海道告示第 696号	市街化区域	3,176	第2回保留解除 (あずさ地区)	⑱
		市街化調整区域	24,394		
平成23年 3月29日	北海道告示第 216号	市街化区域	3,176	第6回線引き見直し	—
		市街化調整区域	24,394		
平成25年10月18日	北海道告示第 683号	市街化区域	3,226	第1回保留解除 (平和地区)	⑲
		市街化調整区域	24,344		

●図3-2 市街化区域及び市街化調整区域図



IV 地域地区と地区計画

IV-1 用途地域

用途地域は、都市の秩序ある発展に資するために、都市における建築物の用途の純化と、土地の高度利用を図ろうとするものです。平成4年には都市計画法が改正され住環境の保護の強化を主眼として、用途地域が8種類から12種類になりました。現在、本市では12種類全ての用途地域が指定されています。

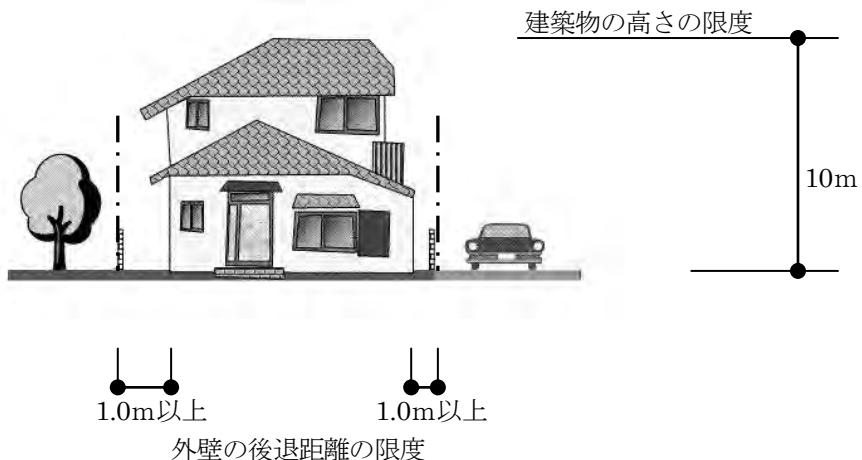
第一種低層住居専用地域  <p>低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられます。</p>	第二種低層住居専用地域  <p>主に低層住宅のための地域です。小中学校などのほか、150m²までの一定のお店などが建てられます。</p>	第一種中高層住居専用地域  <p>中高層住宅のための地域です。病院、大学、500m²までの一定のお店などが建てられます。</p>
第二種中高層住居専用地域  <p>主に中高層住宅のための地域です。病院、大学などのほか、1,500m²までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が建てられます。</p>	第一種住居地域  <p>住居の環境を守るための地域です。3,000m²までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。</p>	第二種住居地域  <p>主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。</p>
準住居地域  <p>道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。</p>	近隣商業地域  <p>まわりの住民が日用品の買物などをするための地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。</p>	商業地域  <p>銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。</p>
準工業地域  <p>主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。</p>	工業地域  <p>どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。</p>	工業専用地域  <p>工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。</p>

(1) 用途地域の指定状況

(平成25年10月18日 千歳市告示第289号)

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域	約 772 ha	6/10 以下	4/10 以下	1.0m	—	10m	23.9 %
第二種低層住居専用地域	約 26 ha	8/10 以下	5/10 以下	1.0m	—	10m	0.8 %
第一種中高層住居専用地域	約 152 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	4.7 %
第二種中高層住居専用地域	約 224 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	6.9 %
第一種住居地域	約 267 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	8.3 %
第二種住居地域	約 30 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.9 %
準住居地域	約 37 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.2 %
近隣商業地域 (小計)	約 16 ha 約 56 ha 約 0.6 ha 約 72.6 ha	20/10 以下 30/10 以下 40/10 以下	8/10 以下 8/10 以下 8/10 以下	— — —	— — —	— — —	0.5 % 1.7 % 0.1 % 2.3 %
商業地域	約 26 ha	40/10 以下	—	—	—	—	0.8 %
準工業地域	約 602 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	18.7 %
工業地域	約 216 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	6.7 %
工業専用地域 (小計)	約 388 ha 約 413 ha 約 801 ha	20/10 以下 20/10 以下	4/10 以下 6/10 以下	— —	— —	— —	12.0 % 12.8 % 24.8 %
合計	約 3,225.6 ha						100.0 %

●第一種・第二種低層住居専用地域 (イメージ図)



(2) 用途地域の変更経過

①旧都市計画法による用途地域

種類 告示年月日 及び番号	住居地域		商業地域		準工業地域		工業地域		合計	
	面積 (ha)	構成比 (%)								
昭和42年7月7日 建設省告示第1953号	879.6	67.6	82.0	6.3	139.2	10.7	201.2	15.4	1,302.0	100.0

②都市計画法（平成4年6月26日改正前）による用途地域

種類 告示年月日 及び番号	第一種住居 専用地域		第二種住居 専用地域		住居地域		近隣商業 地域		商業地域		準工業地域		工業地域		工業専用 地域		合 計	
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)
昭和46年8月10日 建設省告示第2361号	274.4	18.1	283.5	18.7	282.6	18.6	41.0	2.7	24.7	1.6	139.9	9.2	-	-	471.3	31.1	1,517.4	100.0
昭和49年7月1日 北海道告示第2235号	265.0	16.6	266.0	16.7	312.0	19.5	41.0	2.6	25.0	1.6	216.0	13.5	-	-	471.0	29.5	1,596.0	100.0
昭和53年6月30日 北海道告示第2054号	263.0	12.9	266.0	13.1	503.0	24.7	43.0	2.1	25.0	1.2	303.0	14.9	-	-	632.0	31.1	2,035.0	100.0
昭和59年8月16日 北海道告示第1489号	676.0	29.7	267.0	11.7	280.0	12.3	70.0	3.1	26.0	1.1	312.0	13.7	7.9	0.3	641.0	28.1	2,279.9	100.0
昭和60年5月30日 北海道告示第919号	676.0	29.7	267.0	11.7	280.0	12.3	69.6	3.1	26.0	1.1	312.0	13.7	7.9	0.3	641.0	28.1	2,279.5	100.0
昭和61年4月21日 北海道告示第606号	676	27.2	267	10.7	280	11.3	70	2.8	26	1.0	312	12.5	8	0.3	852	34.2	2,491	100.0
昭和61年12月25日 北海道告示第2024号	585	23.5	354	14.2	281	11.3	73	2.9	26	1.0	345	13.9	8	0.3	819	32.9	2,491	100.0
昭和63年3月31日 北海道告示第468号	633	24.8	360	14.1	285	11.2	73	2.9	26	1.0	345	13.5	8	0.3	819	32.2	2,549	100.0
平成2年3月5日 北海道告示第272号	625	24.6	356	14.0	286	11.3	73	2.9	26	1.0	345	13.6	8	0.3	819	32.3	2,538	100.0
平成3年9月27日 北海道告示第1501号	625	23.9	355	13.6	286	10.9	73	2.8	26	1.0	420	16.1	8	0.3	819	31.4	2,612	100.0
平成4年4月3日 北海道告示第521号	620	23.7	355	13.6	291	11.1	73	2.8	26	1.0	420	16.1	70	2.7	758	29.0	2,613	100.0
平成5年4月9日 北海道告示第524号	620	23.2	355	13.2	291	10.9	73	2.7	26	1.0	420	15.7	134	5.0	758	28.3	2,677	100.0
平成5年9月14日 千歳市告示第209号	642	23.8	355	13.1	292	10.8	73	2.7	26	1.0	420	15.5	134	5.0	758	28.1	2,700	100.0
平成6年10月25日 千歳市告示第265号	642	22.2	355	12.3	292	10.1	73	2.5	26	0.9	554	19.2	192	6.6	758	26.2	2,892	100.0
平成7年3月2日 千歳市告示第54号	641	22.2	355	12.3	293	10.1	73	2.5	26	0.9	554	19.2	192	6.6	758	26.2	2,892	100.0
平成7年11月24日 千歳市告示第346号	641	21.7	355	12.0	312	10.6	73	2.5	26	0.9	597	20.2	192	6.5	758	25.6	2,954	100.0

③都市計画法（平成4年6月26日改正後）による用途地域

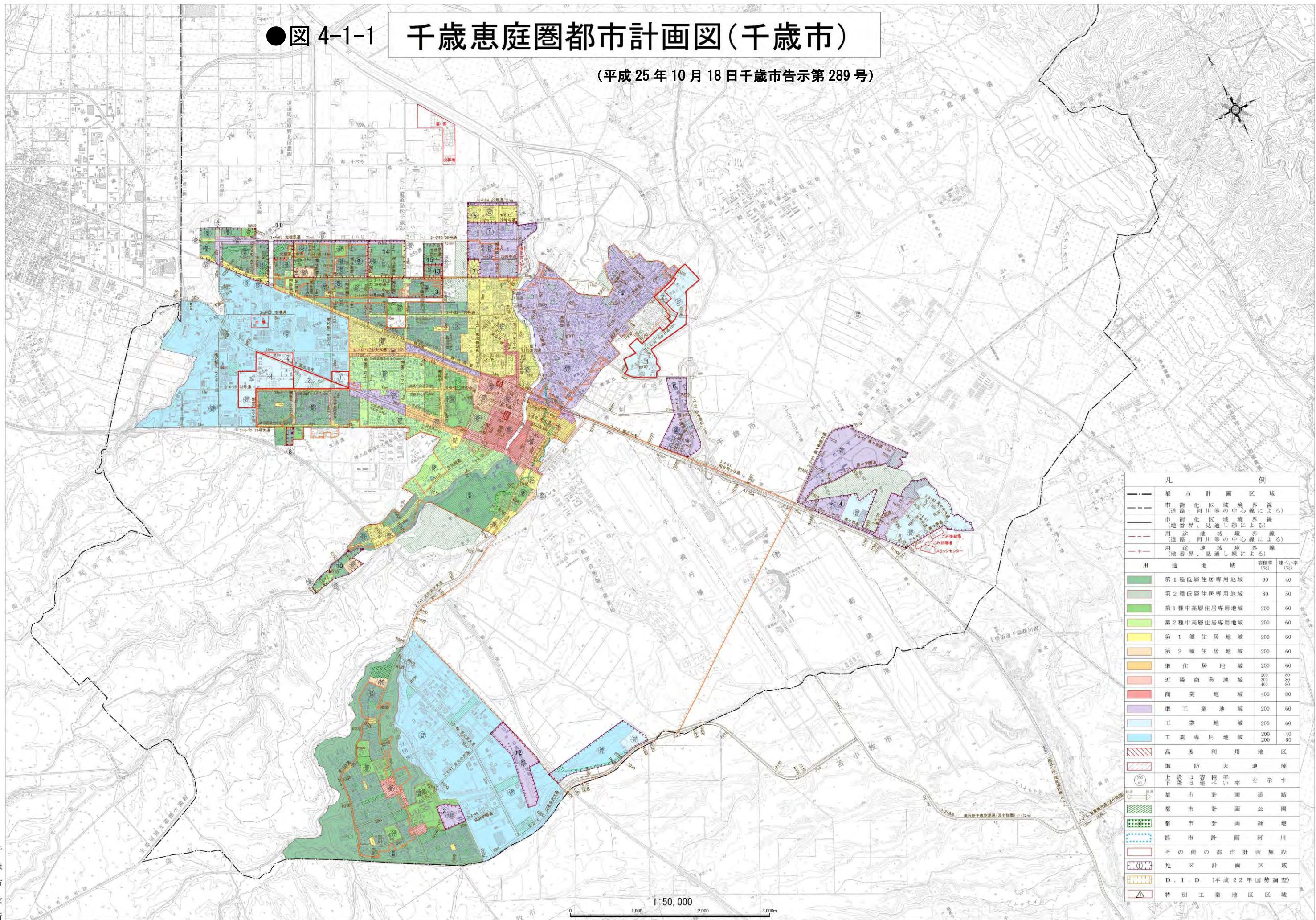
告示年月日 及び番号	種類	第一種低層 住居専用地域		第二種低層 住居専用地域		第一種中高層 住居専用地域		第二種中高層 住居専用地域		第一種高層 住居専用地域		準工業地域		工業地域		工業専用 地域		備考										
		面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)											
平成8年4月1日 千歳市告示第102号	面積 (ha)	636	21.5	16	0.5	135	4.6	209	7.1	254	8.6	21	0.7	37	1.3	73	2.5	26	0.9	597	20.2	192	6.5	758	25.6	2,954	100.0	8→12用途
平成10年5月6日 千歳市告示第131号	面積 (ha)	696	23.0	16	0.5	138	4.6	210	6.9	259	8.6	21	0.7	37	1.2	73	2.4	26	0.9	597	19.7	192	6.4	758	25.1	3,023	100.0	勇舞・根志越 第4・桜木地区
平成10年11月6日 千歳市告示第312号	面積 (ha)	710	23.3	16	0.5	138	4.5	210	6.9	259	8.5	25	0.8	37	1.2	73	2.4	26	0.9	597	19.7	192	6.3	758	25.0	3,041	100.0	蘭越第2地区
平成10年12月22日 千歳市告示第371号	面積 (ha)	693	22.8	19	0.6	141	4.6	213	7.0	259	8.5	30	1.0	37	1.2	73	2.4	26	0.9	600	19.7	192	6.3	758	25.0	3,041	100.0	勇舞地区
平成11年11月5日 千歳市告示第257号	面積 (ha)	766	24.6	19	0.6	141	4.5	213	6.9	259	8.3	30	1.0	37	1.2	73	2.3	26	0.8	600	19.3	192	6.2	758	24.3	3,114	100.0	みどり台地区
平成12年3月31日 千歳市告示第112号	面積 (ha)	770	24.7	20	0.6	141	4.5	214	6.9	259	8.3	30	1.0	37	1.2	73	2.3	26	0.8	600	19.2	192	6.2	758	24.3	3,120	100.0	北信濃第3地区
平成12年10月5日 千歳市告示第280号	面積 (ha)	767	24.6	20	0.6	141	4.5	217	7.0	259	8.3	30	1.0	37	1.2	73	2.3	26	0.8	600	19.2	192	6.2	758	24.3	3,120	100.0	蘭越第2地区
平成13年3月30日 千歳市告示第119号	面積 (ha)	777	24.8	20	0.6	141	4.5	217	7.0	259	8.3	30	1.0	37	1.2	73	2.3	26	0.8	600	19.2	192	6.1	758	24.2	3,130	100.0	勇舞第2地区
平成13年6月22日 千歳市告示第198号	面積 (ha)	777	24.8	20	0.6	141	4.5	217	7.0	259	8.3	30	1.0	37	1.2	73	2.3	26	0.8	600	19.2	192	6.1	758	24.2	3,130	100.0	勇舞第2地区
平成14年3月26日 千歳市告示第67号	面積 (ha)	746	23.8	24	0.8	149	4.8	220	7.0	267	8.5	30	1.0	37	1.2	73	2.3	26	0.8	613	19.5	192	6.1	758	24.2	3,135	100.0	みどり台・北光 地区
平成15年1月1日 千歳市告示第1号	面積 (ha)	740	23.6	24	0.8	152	4.9	220	7.0	267	8.5	30	1.0	37	1.2	73	2.3	26	0.8	616	19.6	192	6.1	758	24.2	3,135	100.0	勇舞・勇舞第2地区、 鐘ヶ峰・津守の指定
平成17年2月28日 千歳市告示第33号	面積 (ha)	740	23.6	24	0.8	152	4.9	220	7.0	267	8.5	30	1.0	37	1.2	73	2.3	26	0.8	599	19.1	209	6.6	758	24.2	3,135	100.0	美々地区
平成20年3月28日 千歳市告示第76号	面積 (ha)	772	24.4	24	0.8	152	4.8	220	7.0	267	8.4	30	0.9	37	1.2	72.6	2.3	26	0.8	599	18.9	209	6.6	758	23.9	3,166.6	100.0	北陽高校前地区
平成20年10月31日 千歳市告示第265号	面積 (ha)	781	24.6	24	0.7	152	4.8	220	6.9	267	8.4	30	0.9	37	1.2	72.6	2.3	26	0.8	599	18.9	209	6.6	758	23.9	3,175.6	100.0	あづさ地区
平成21年9月18日 千歳市告示第203号	面積 (ha)	772	24.3	26	0.8	152	4.8	224	7.0	267	8.4	30	0.9	37	1.2	72.6	2.3	26	0.8	602	19.0	209	6.6	758	23.9	3,175.6	100.0	北陽高校前・ あづさ地区
平成25年10月18日 千歳市告示第289号	面積 (ha)	772	23.9	26	0.8	152	4.7	224	6.9	267	8.3	30	0.9	37	1.2	72.6	2.3	26	0.8	602	18.7	216	6.7	801	24.8	3,225.6	100.0	平和地区

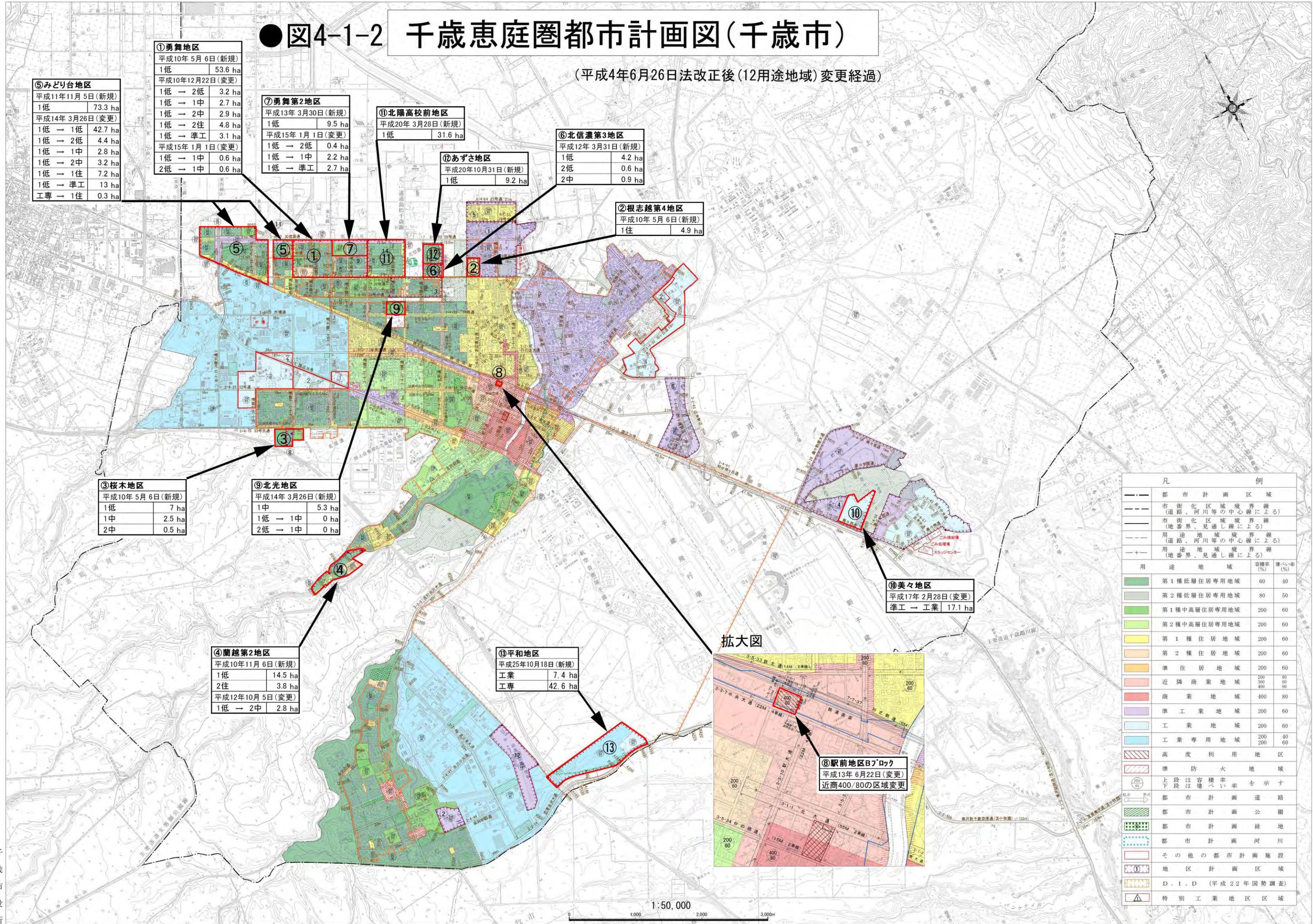
(3) 用途地域内の建築物の用途制限一覧 (建築基準法第48条)

(平成27年3月現在)

用途地域内の建築物の用途制限												備考
	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地	第二種住居地	準住居地	隣接商業地	商業地	準工業地	工業専用地域	
①、②、③、④、▲面積、階数などの制限あり												
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50m ² 以下かつ建築物の延べ面積の2分の1以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が、150m ² 以下のもの	×	①	②	③	○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が、150m ² を超える、500m ² 以下のもの	×	×	②	③	○	○	○	○	○	○	④ み。2階以下。
	店舗等の床面積が、500m ² を超える、1,500m ² 以下のもの	×	×	×	③	○	○	○	○	○	○	④ ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下。
	店舗等の床面積が、1,500m ² を超える、3,000m ² 以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	④ ③ 2階以下
	店舗等の床面積が、3,000m ² を超える、10,000m ² 以下のもの	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	④ ④ 物品販売店舗、飲食店を除く。
	店舗等の床面積が、10,000m ² を超えるもの	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	※用途地域の指定のない区域についても不可
事務所等	事務所等の床面積が、150m ² 以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が、150m ² を超える、500m ² 以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、500m ² を超える、1,500m ² 以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、1,500m ² を超える、3,000m ² 以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、3,000m ² を超えるもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	×	▲ 3,000m ² 以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、コルク練習場、ハッピング練習場等	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	▲ 3,000m ² 以下
	カラオケボックス等	×	×	×	×	×	▲	▲	○	○	○	▲ 10,000m ² 以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	×	×	×	×	▲	▲	○	○	○	▲ 10,000m ² 以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×	×	×	▲	○	○	○	▲ 客席部分の床面積の合計が200m ² 未満 ※用途地域の指定のない区域では10,000m ² を超えるものは不可
キヤバレー、ダンスホール等、個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	×	○	○	▲	×	▲ 個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	巡回派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	病院	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600m ² 以下
	自動車教習所	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	▲ 3,000m ² 以下
自動車車庫・倉庫・工場等	単独車庫（附属車庫を除く）	×	×	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	▲ 300m ² 以下かつ2階以下
	建築物附属自動車車庫	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	① 600m ² 以下かつ1階以下
	①②③について、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	※一団地の敷地内について別に制限あり										
	倉庫業倉庫	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
	畜舎（15m ² を超えるもの）	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	▲ 3,000m ² 以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等の工場で作業場の床面積が50m ² 以内	×	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲ 2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
自動車修理工場	原動機を使用する工場	×	×	×	×	①	①	①	②	②	○	○
		作業場の床面積 ① 50m ² 以下 ② 150m ² 以下										
	自動車修理工場	×	×	×	×	①	①	②	③	③	○	○
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	×	×	×	①	②	○	○	○	○	○	① 1,500m ² 以下かつ2階以下
	量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	② 3,000m ² 以下
	量がやや多い施設	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
	量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等												
その他	建築物の高さの最高限度(m)	10	10	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建築物の外壁の後退距離の制限(m)	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	

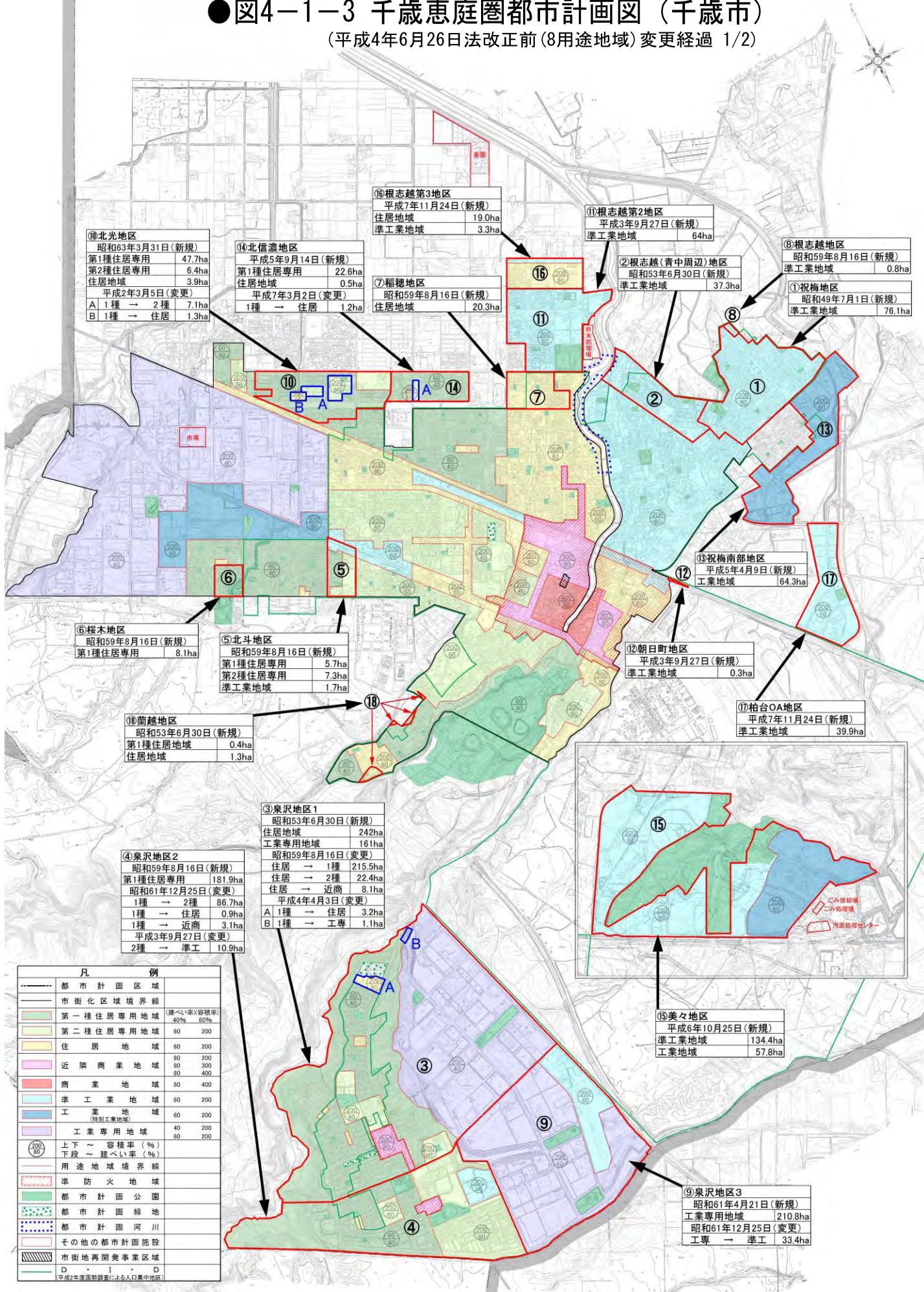
(注) 本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。





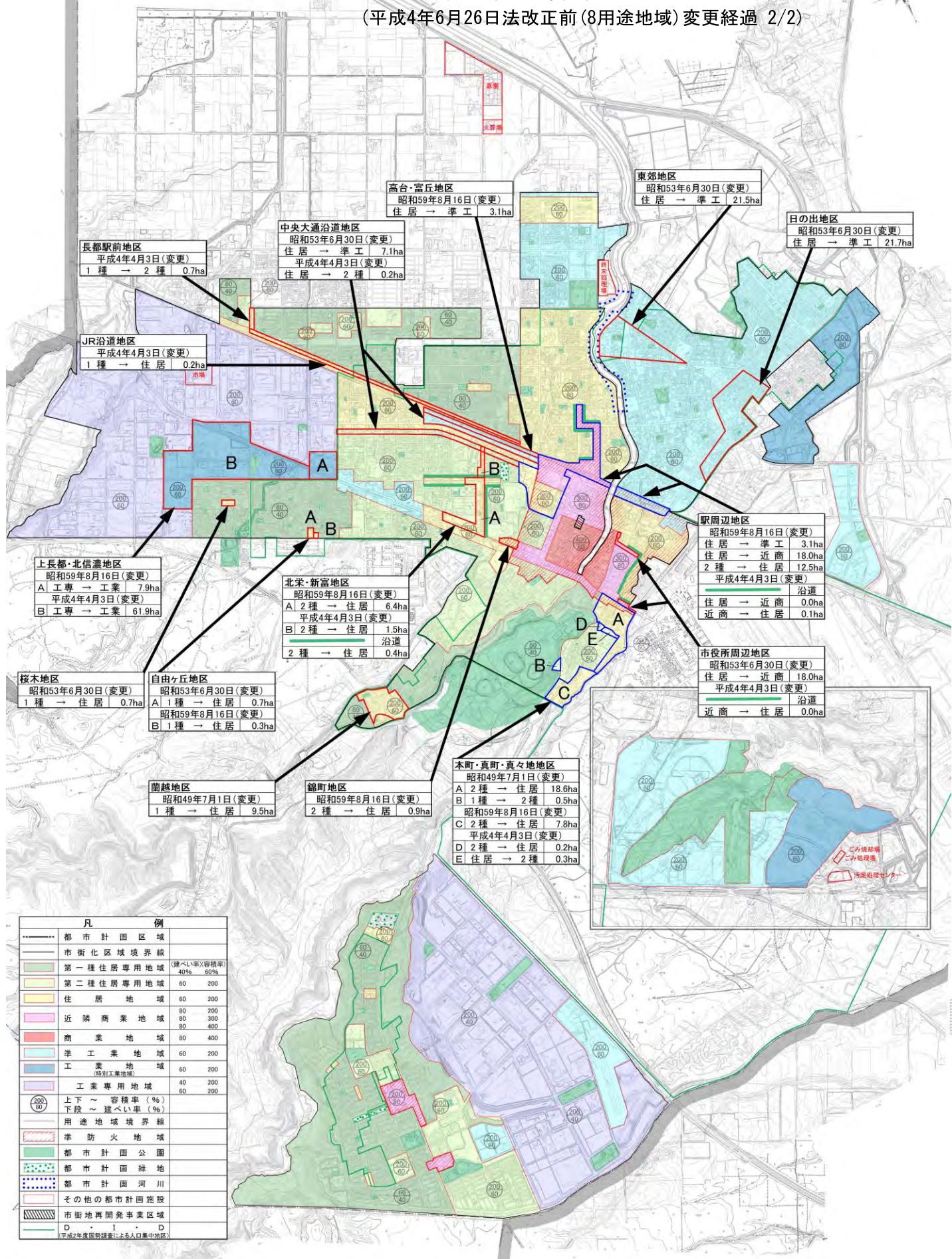
●図4-1-3 千歳恵庭圏都市計画図（千歳市）

(平成4年6月26日法改正前(8用途地域)変更経過 1/2)

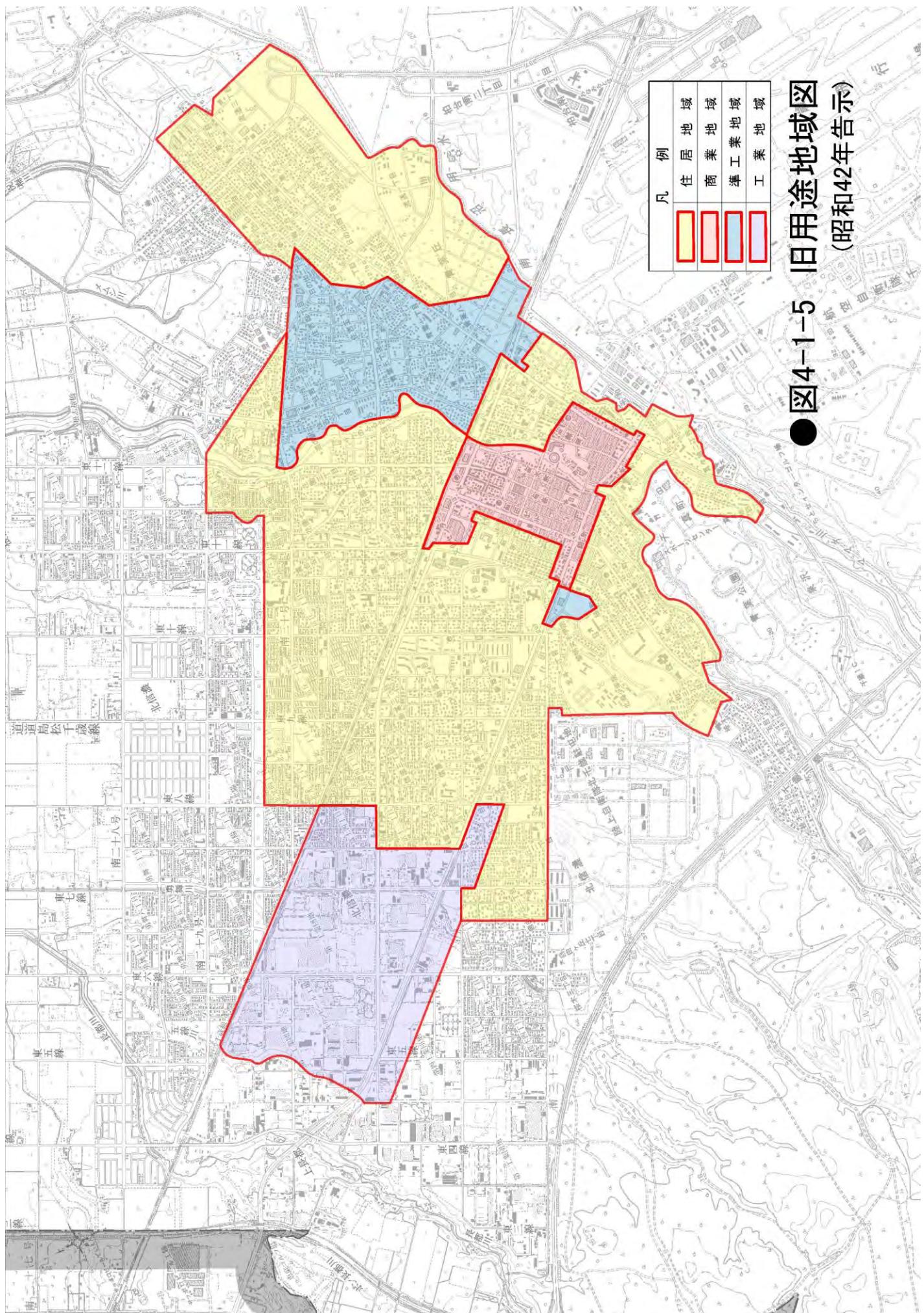


●図4-1-4 千歳恵庭圏都市計画図（千歳市）

(平成4年6月26日法改正前(8用途地域)変更経過 2/2)



●図4-1-5 旧用途地域図
(昭和42年告示)



IV-2 特別用途地区（特別工業地区）

特別工業地区とは用途地域内において特別の目的からする土地利用の増進、環境保護等を図るため定める地区です。

本市における工業地域の土地利用の適正化及び効率化を図るため、建築物の制限又は禁止を行い、地域住民の生活環境の保全を目的として、昭和59年に北信濃地区、平成4年に北信濃地区、上長都地区（第4工業団地）、平成5年に祝梅南部地区の各工業地域を特別工業地区に指定し、千歳市特別工業地区建築条例を定めています。

（1）特別工業地区の指定状況

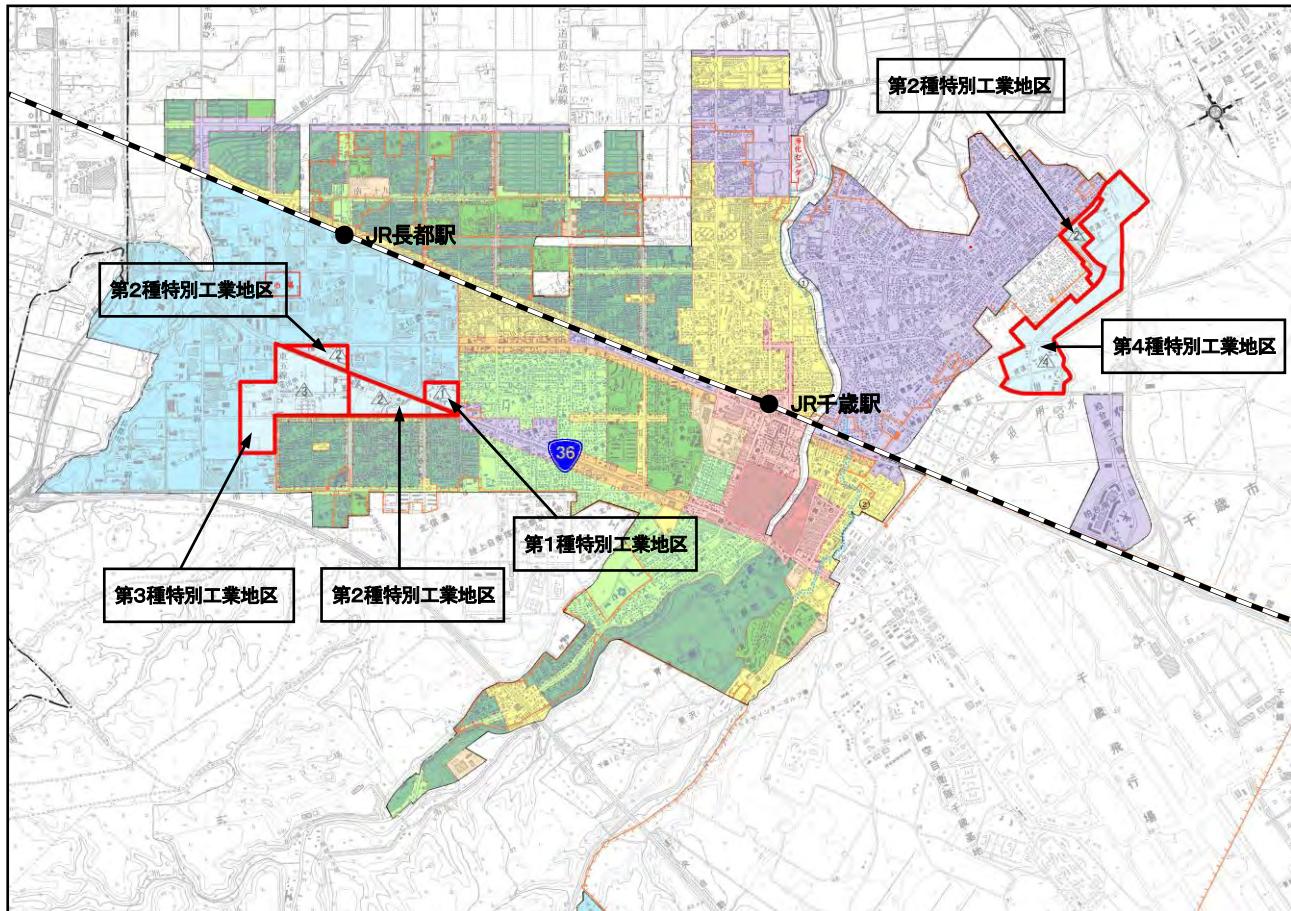
（平成5年4月9日千歳市告示第80号）

種類	面積	建築条例による規制建築物（平成20年4月1日条例第15号）
第1種 特別工業地区	約 5.4ha	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅（第1種特別工業地区内に立地する工場の管理人のための住宅を除く。） (2) 共同住宅、長屋住宅、寄宿舎、又は下宿（第1種特別工業地区内に立地する工場を所有する者の設置する当該工場の従業員のための共同住宅、長屋住宅、寄宿舎又は、下宿を除く。） (3) ボウリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 図書館、博物館その他これらに類するもの
第2種 特別工業地区	約 29.9ha	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅 (2) 共同住宅、長屋住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 第1種特別工業地区の項第3号から第5号に掲げる建築物 (4) 法別表第二（り）項第1号、第3号及び第4号に掲げる建築物 (5) 物品販売業を営む店舗で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの
第3種 特別工業地区	約 43.0ha	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第1種特別工業地区の項第4号に掲げる建築物 (2) 第2種特別工業地区の項第1号及び第2号に掲げる建築物 (3) 物品販売業を営む店舗又は飲食店（第3種特別工業地区内において事業の用に供する建築物を所有する者が設置する物品販売業を営む店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のものを除く。） (4) 図書館、博物館その他これらに類するもの（第3種特別工業地区において事業の用に供する建築物を所有する者が設置するものを除く。） (5) ボウリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場
第4種 特別工業地区	約 56.4ha	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第1種特別工業地区の項第4号及び第5号に掲げる建築物 (2) 第2種特別工業地区の項第1号及び第2号に掲げる建築物 (3) 第3種特別工業地区の項第5号に掲げる建築物 (4) 物品販売を営む店舗又は飲食店（第4種特別工業地区内において事業の用に供する建築物を所有する者が設置する物品販売業を営む店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。）
合計	約 134.7ha	

(2) 特別工業地区の変更経過

告示年月日及び番号	種類	面積	決定・変更区域
昭和 59 年 8 月 16 日 千歳市告示第 143 号	特別工業地区	約 7.9ha	北信濃の一部
平成 4 年 4 月 3 日 千歳市告示第 78 号	特別工業地区 (第 1 種)	約 5.4ha	北信濃の一部
	特別工業地区 (第 2 種)	約 22.0ha	北信濃、上長都の一部
	特別工業地区 (第 3 種)	約 43.0ha	上長都の一部
	合計	約 70.4ha	
平成 5 年 4 月 9 日 千歳市告示第 80 号	特別工業地区 (第 1 種)	約 5.4ha	
	特別工業地区 (第 2 種)	約 29.9ha	祝梅、旭ヶ丘 2 丁目・3 丁目の各一部の追加
	特別工業地区 (第 3 種)	約 43.0ha	
	特別工業地区 (第 4 種)	約 56.4ha	祝梅、日の出丘、青葉丘の各一部の追加
	合計	約 134.7ha	

(3) 特別工業地区箇所図



(4) 特別工業地区建築条例による建築物の用途制限一覧

(平成27年3月現在)

用途地域内の建築物の用途制限	特別工業地区				(参考)		備 考
	第1種特別工業地区	第2種特別工業地区	第3種特別工業地区	第4種特別工業地区	準工業地域	工業地域	
建てられる用途 建てられない用途 建築条例による制限	○ ×						
①、②、③、④、▲面積、階数などの制限あり							
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	①	×	×	×	○	○	×
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50m ² 以下かつ建築物の延べ面積の2分の1以下のもの	×	×	×	×	○	○	×
店舗等	店舗等の床面積が、150m ² 以下のもの	○	○	②	②	○	○
	店舗等の床面積が、150m ² を超える、500m ² 以下のもの	○	○	②	②	○	○
	店舗等の床面積が、500m ² を超える、1,500m ² 以下のもの	○	○	②	③	○	○
	店舗等の床面積が、1,500m ² を超える、3,000m ² 以下のもの	○	○	③	③	○	○
	店舗等の床面積が、3,000m ² を超える、10,000m ² 以下のもの	○	①	③	③	○	○
	店舗等の床面積が、10,000m ² を超えるもの	×	×	×	×	○	×
事務所等	事務所等の床面積が、150m ² 以下のもの	○	○	○	○	○	○
	事務所等の床面積が、150m ² を超える、500m ² 以下のもの	○	○	○	○	○	○
	事務所等の床面積が、500m ² を超える、1,500m ² 以下のもの	○	○	○	○	○	○
	事務所等の床面積が、1,500m ² を超える、3,000m ² 以下のもの	○	○	○	○	○	○
	事務所等の床面積が、3,000m ² を超えるもの	○	○	○	○	○	○
ホテル、旅館	×	×	×	×	○	×	×
遊戯施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ヨーロピング練習場等	▲	▲	×	×	○	○
	カラオケボックス等	▲	▲	▲	▲	○	▲
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	×	×	×	○	▲
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×	○	×
	キヤバレー、ダンスホール等、個室付浴場等	×	×	×	×	▲	×
公共施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	×	×	×	×	○	×
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	×	×	○	×
	図書館等	×	×	①	×	○	○
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○
	病院	×	×	×	×	○	×
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	×
	老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	○	○	○	○
	自動車教習所	○	○	○	○	○	○
自動車車庫・倉庫・工場等	単独車庫（附属車庫を除く）	○	○	○	○	○	○
	建築物附属自動車車庫	○	○	○	○	○	○
	倉庫業倉庫	○	○	○	○	○	○
	畜舎（15m ² を超えるもの）	○	○	○	○	○	○
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等の工場で作業場の床面積が50m ² 以内	○	○	○	○	○	○
	危険性や環境を悪化させるおそれがある工場	○	○	○	○	○	○
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	○	○	○	○	○	○
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	○	×	○	○	○	○
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	○	×	○	○	×	○
	原動機を使用する工場	○	○	○	○	○	○
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	自動車修理工場	○	○	○	○	○	○
	量が非常に少ない施設	○	○	○	○	○	○
	量が少ない施設	○	○	○	○	○	○
	量がやや多い施設	○	×	○	○	○	○
	量が多い施設	○	×	○	○	×	○
都市計画区域内においては都市計画決定が必要							

(注) 本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

IV-3 高度利用地区

高度利用地区とは、用途地域内における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率、建ぺい率、並びに壁面の位置の制限等を定める地区であり、本市においては幸町（幸町Cブロック）及び千代田町（駅前地区Bブロック）を高度利用地区に指定しています。

（1）高度利用地区の指定状況

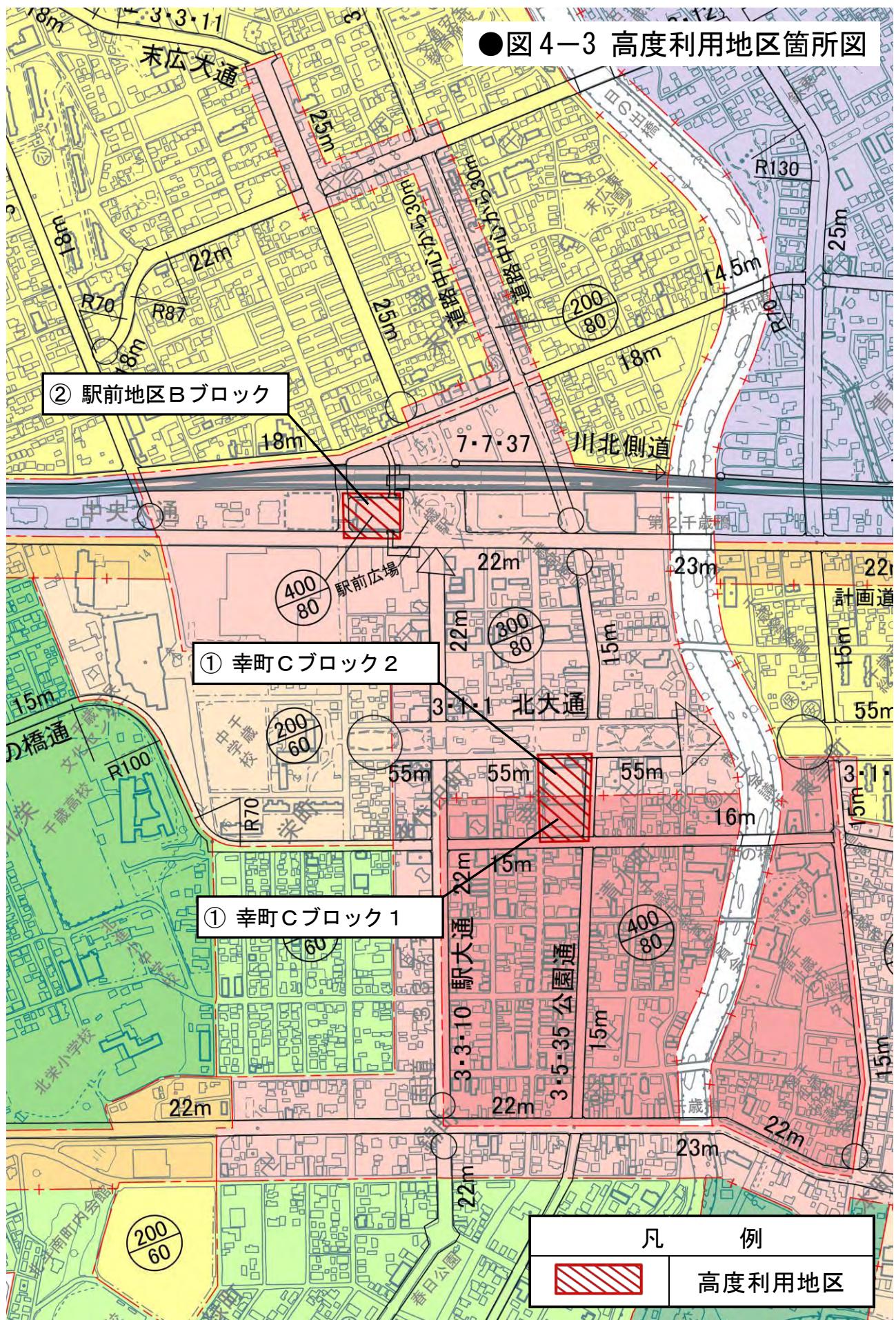
（平成13年6月22日千歳市告示第199号）

番号	種類	面積(ha)	用途地域等	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度及び最低限度		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備考
				最高限度	最低限度			
①	幸町Cブロック1 第1地区	約0.45	商業地域 準防火地域	40/10 以下	20/10 以上	8/10以下	200 m ² 以上	※中心街C地区市街地再開発事業 ※壁面の位置の制限あり
	幸町Cブロック2 第2地区	約0.45	近隣商業地域 準防火地域	30/10 以下	15/10 以上	8/10以下	200 m ² 以上	
②	駅前地区Bブロック	約0.55	近隣商業地域 準防火地域	50/10 以下	20/10 以上	7/10以下	200 m ² 以上	※壁面の位置の制限あり (敷地境界線より2m)
	計	約1.45	—	—	—	—	—	
ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあっては10分の1を加えた数値とする。 (壁面の位置の制限は、歩廊その他これらに類する用途に供する建築物の部分（建築物の1階に設ける歩廊にあっては、当該部分のうち柱に限る。）については適用しない。)								

（2）高度利用地区の変更経過

告示年月日及び番号	決定及び変更内容
昭和56年8月10日 千歳市告示第146号	幸町Cブロックの新規決定
昭和60年5月30日 千歳市告示第120号	駅前地区の追加変更
平成13年6月22日 千歳市告示第199号	駅前地区の変更 区域変更約0.56haから0.55ha 容積率の最高限度45/10以下から50/10以下 壁面の位置の制限の変更 壁面の位置の制限に適用外の規定追記

●図4-3 高度利用地区箇所図



IV－4 準防火地域

準防火地域とは、市街地における火災の危険を防除するために定める地域であり、地域の不燃化を促進するため、建築基準法により建築物の規模に応じた構造制限（耐火または準耐火構造とすること）が定められています。現在本市では、清水町、幸町、千代田町、栄町の全部と本町、東雲町、錦町、春日町、緑町、末広、花園、白樺、里美、泉沢の一部である約 166ha が指定されています。

また、都市計画区域のうち、準防火地域を除く区域の全域に建築基準法による法第 22 条区域※が指定されています。

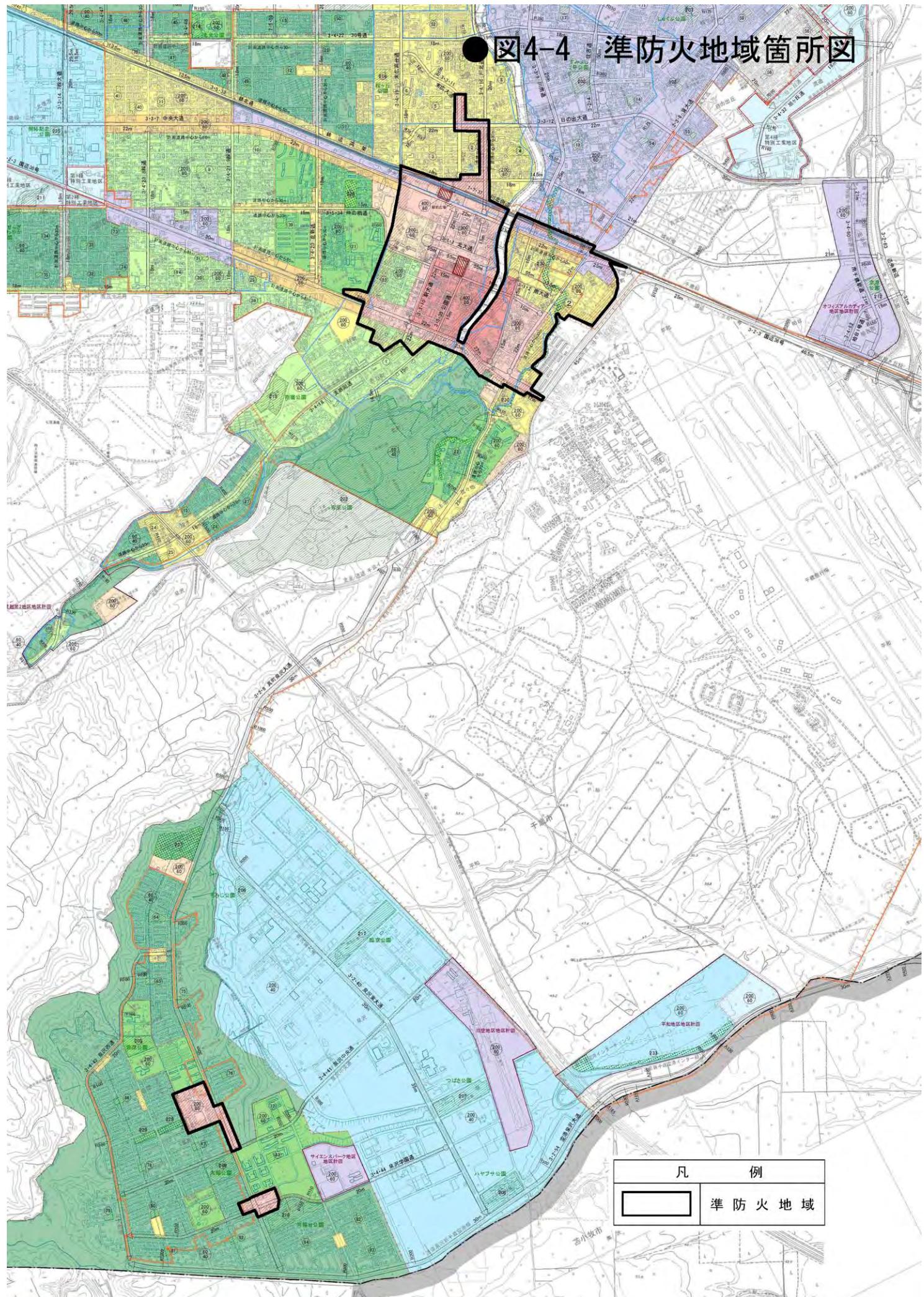
（1）準防火地域の変更経過

告示年月日及び番号	面 積	備 考
昭和 42 年 9 月 29 日 建設省告示第 3175 号	約 145.9ha	千歳都市計画防火地域として当初決定 東雲町、朝日町、清水町、幸町、千代田町の全部 本町、栄町、錦町、春日町、緑町の一部指定
昭和 46 年 11 月 29 日 千歳市告示第 137 号	約 145.9ha	千歳恵庭圏都市計画準防火地域に名称変更 (区域変更なし)
昭和 53 年 6 月 27 日 千歳市告示第 104 号	約 148.4ha	朝日町 8 丁目の一部の拡大、縮小 本町 5 丁目の一部拡大
昭和 59 年 8 月 16 日 千歳市告示第 144 号	約 162.8ha	未広 1～5・7 丁目、花園 1・5 丁目、青葉 1・2 丁目、未広町、白樺 2 丁目、里美 1・2 丁目、泉沢の各一部及び未広 6 丁目の全部拡大 本町 1 丁目、東雲町 1～5 丁目、錦町 1 丁目、清水町 1～6 丁目、未広町の各一部の縮小
昭和 61 年 12 月 25 日 千歳市告示第 228 号	約 166.0ha	泉沢の一部の拡大
平成 4 年 4 月 3 日 千歳市告示第 79 号	約 166.0ha	朝日町 8 丁目、未広 5 丁目の各一部の拡大 未広 4・5 丁目、花園 1 丁目の各一部の縮小

※建築基準法第 22 条区域の指定

法第 22 条区域とは、防火地域及び準防火地域以外の市街地において、火災による延焼の防止を図る目的から、建築物の屋根や外壁について一定程度の耐火性能を確保する必要がある区域であり、本市においては昭和 48 年 11 月 5 日(北海道告示第 3541 号)にて、都市計画法第 5 条第 1 項の規定による都市計画区域のうち、同法第 8 条第 1 項第 5 号の準防火地域を除く区域が指定されている。

図4-4 準防火地域箇所図



IV-5 地区計画

都市化の進展と国民の住環境に対する意識の変化に対応した「きめ細やかな街づくり」を行うため、昭和55年5月、都市計画法の改正によって、地区計画制度が創設されました。

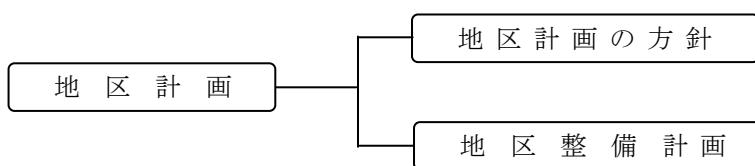
地区計画制度とは地区の特性に合わせて良好な街区として環境整備を図るために建築物の用途、形態などに関する制限や、道路、公園等の配置などについて地区のきめ細やかなルールとして、住民参加により定める都市計画です。

(1) 地区計画の内容

地区計画にはどのようなことを定めることができるのか、その内容について説明します。

① 地区計画の構成

地区計画には、その名称、位置、区域及び面積のほかに、次の2つを定めることになっています。



② 地区計画の方針

まちづくりの基本構想を示すもので、地区計画の目標や、地区の整備、開発、保全の方針を定めます。

③ 地区整備計画

地区計画の方針に従って、地区計画区域の全部又は一部について計画するもので、まちづくりの具体的な計画内容を示し、次の事項のうち、地区計画の目標を達成するために必要なものを定めます。

● 地区施設に関する事項

主として街区の住民が利用する道路、公園、広場、緑地、その他の公共空地の配置及び規模。

● 建築物等の制限に関する事項

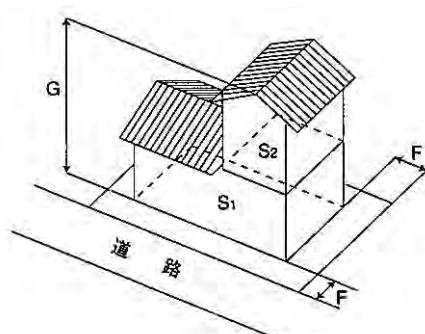
- A. 建築物等の用途の制限
- B. 建築物の容積率の最高限度及び最低限度
- C. 建築物の建ぺい率の最高限度
- D. 建築物の敷地面積の最低限度
- E. 建築物の建築面積の最低限度
- F. 壁面の位置の制限
- G. 建築物等の高さの最高限度及び最低限度
- H. 建築物等の形態又は意匠の制限
- I. 墁又はさくの構造の制限

$$B. \text{容積率} = \frac{\text{延床面積}}{\text{敷地面積}} \times 100(\%)$$

延床面積: 1階床面積 S_1 + 2階床面積 S_2

$$C. \text{建ぺい率} = \frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \times 100(\%)$$

建築面積: ほぼ 1階床面積 S_1 に相当



● その他、土地の利用の制限に関する事項

現存する樹林地、草地などで良好な住居環境の確保に必要なものの保全を図るための制限。

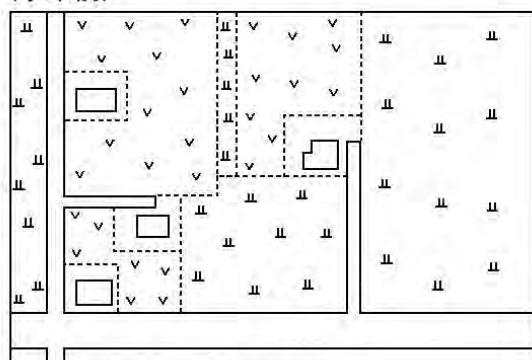
(2)地区計画の対象地区と目的

つぎに、地区計画を定める場合にどのような地区が対象となり、また、この計画を定めることによりどのような効果があるのか最も一般的な例で説明します。

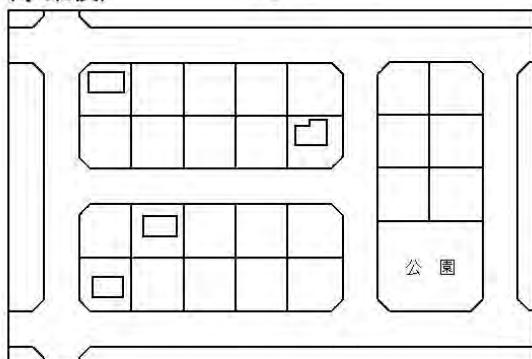
●市街地再開発事業（区画整理事業や開発行為など）が行われる区域又は行われた区域

- ・無秩序な市街地を規制し事業が円滑に進むよう、また事業後も良好な環境が形成されるように誘導していくことが目的となります。

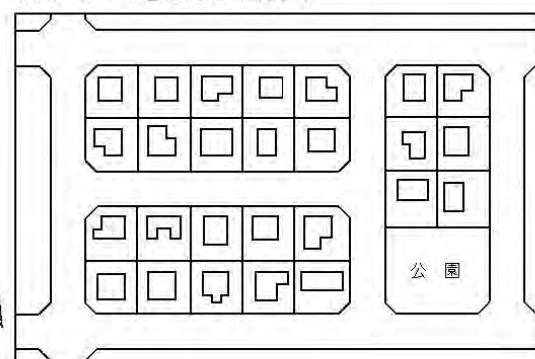
(事業前)



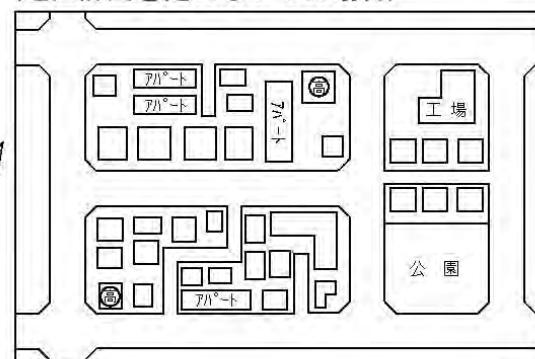
(事業後)



(地区計画を定めた場合)



(地区計画を定めなかった場合)



このほか

- 現に市街化しつつある区域、又は、今後市街化されることが確実と見込まれる区域で、不良な街区が形成されるおそれのある区域
(目的：道路・公園・緑地など地区施設を計画的に配置することによって不良な街区の形成を防止する)
- すでに良好な住環境その他すぐれた街区の環境が形成されている区域
(目的：建築物の用途の混在や敷地の細分化を防止し、良好な住環境の維持・保全を行う)
などの場合についても定めることができます。

(3)地区計画の指定状況

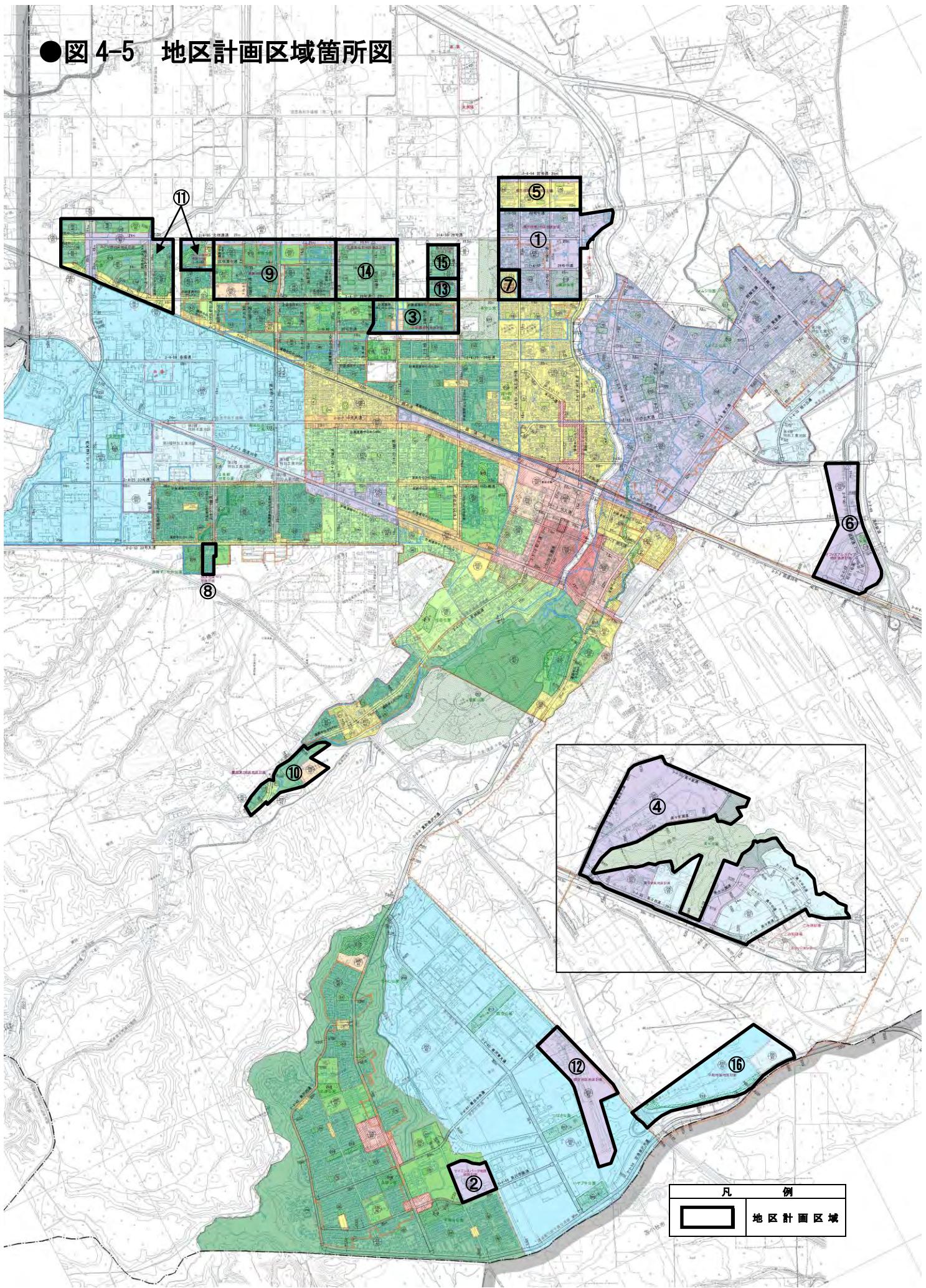
本市では、新規に行われる市街地開発事業（区画整理事業や開発行為など）に合わせ、良好な環境が形成されるよう、つぎの地区が地区計画決定されております。

番号	名称	位置 (現住所)	面積 (ha)	告示年月日 告示番号	備考
1	根志越第2地区	根志越の一部 (清流1丁目の一部、清流2～5,7,8丁目) (目標) 市施行による土地区画整理事業の事業効果の維持増進と、業務環境・居住環境の悪化を未然に防止し、緑豊かで調和のとれた良好な市街地の形成を図る。	64.0	平成3年9月27日 千歳市告示第230号	地区計画の方針の決定
					方針の変更、地区整備計画の決定 ・建築物の用途の制限(4地区) ・建築物の敷地面積の最低限度(180 m ²) ・建築物の高さの最高限度(12m) ・建築物等の形態又は意匠の制限
					地区整備計画の変更 ・建築基準法の改正に伴う変更
2	サイエンスパーク地区	文京2丁目の一部(文京2丁目の一部) (目標) 市公社による宅地開発事業の事業効果の維持増進と、業務環境の悪化を未然に防止し、研究開発施設集積ゾーンにふさわしい快適な環境と良好な市街地の形成を図る。	11.8	平成3年12月7日 千歳市告示第280号	地区計画の方針、地区整備計画の決定 ・建築物の用途の制限 ・建築物の敷地の最低限度(1,000 m ²) ・建築物等の形態又は意匠の制限
					地区整備計画の変更 ・建築基準法の改正に伴う変更
3	北信濃地区	北陽1丁目及び北信濃の一部 (北陽1丁目の一部、あずさ2,3丁目) (目標) 民間による宅地開発事業の事業効果の維持増進と、居住環境の悪化を未然に防止し、緑豊かでうるおいのある良好な市街地の形成を図る。	23.1	平成5年9月14日 千歳市告示第210号	地区計画の方針、地区整備計画の決定 ・建築物の用途の制限(2地区) ・建築物の敷地面積の最低限度(200、300 m ²) ・建築物の壁面の位置の制限 ・建築物等の形態又は意匠の制限 ・垣又は柵の構造の制限
					地区整備計画区域の拡大
					地区整備計画の変更 ・建築基準法の改正に伴う変更 ・建築物の用途の制限(2→3地区)
4	美々地区	美々の一部 (美々の一部) (目標) 市及び民間による宅地開発事業の事業効果の維持増進と、千歳美々プロジェクトの開発理念に基づいた土地利用及び建築物の整備を適正に誘導し、周辺環境と調和のとれた良好な市街地の形成を図る。	192.2	平成6年10月25日 千歳市告示第266号	地区計画の方針、地区整備計画の決定 ・建築物の用途の制限(4地区) ・建築物の敷地面積の最低限度(300、3,000 m ²)
					地区整備計画の変更 ・建築基準法の改正に伴う変更
					地区整備計画の変更 ・建築物の用途の制限(4→5地区)
5	根志越第3地区	根志越の一部 (幸福2～4丁目) (目標) 民間による宅地開発事業の事業効果の維持増進と、居住環境の悪化を未然に防止し、緑豊かでうるおいのある良好な市街地の形成を図る。	22.3	平成7年11月24日 千歳市告示第347号	地区計画の方針、地区整備計画の決定 ・建築物の用途の制限(3地区) ・建築物の敷地面積の最低限度(180、300 m ²) ・建築物の高さの最高限度(12m) ・建築物の壁面の位置の制限 ・建築物等の形態又は意匠の制限 ・垣又は柵の構造の制限
6	オフィス・アカデミア地区	柏台の一部 (柏台南1,2丁目) (目標) 地域振興整備公団による宅地開発事業の事業効果の維持増進と、千歳オフィスアルカディアの開発理念に基づいた土地利用及び建築物の整備を適正に誘導し、周辺環境と調和のとれた良好な市街地の形成を図る。	39.9	平成7年11月24日 千歳市告示第348号	地区計画の方針、地区整備計画の決定 ・建築物の用途の制限 ・建築物等の形態又は意匠の制限 ・垣又は柵の構造の制限

番号	名称	位置 (現住所)	面積 (ha)	告示年月日 告示番号	備考
7	根志越第4地区	根志越の一部 (清流6丁目)	4.7	平成10年5月6日 千歳市告示第132号	地区計画の方針、地区整備計画の決定 ・建築物の用途の制限(2地区) ・建築物の敷地面積の最低限度(180 m ²) ・建築物の高さの最高限度(12m) ・建築物等の形態又は意匠の制限 ・垣又は柵の構造の制限
8	桜木地区	桜木3丁目及び 上長都の一部 (桜木3丁目及 び上長都の一 部)	2.7	平成10年5月6日 千歳市告示第133号	地区計画の方針、地区整備計画の決定 ・建築物の用途の制限(2地区) ・建築物の敷地面積の最低限度(200 m ²) ・建築物の壁面の位置の制限 ・建築物等の形態又は意匠の制限 ・垣又は柵の構造の制限
9	勇舞地区	北信濃の一部 (勇舞1~8丁 目)	63.1	平成10年5月6日 千歳市告示第134号	地区計画の方針の決定
		(目標) 民間による宅地開発事業の事業効果の維持増進と、居住環境の悪化を未然に防止し、緑豊かでうるおいのある良好な市街地の形成を図る。		平成10年12月22日 千歳市告示第372号	方針の変更、地区整備計画の決定 ・建築物の用途の制限(5地区) ・建築物の敷地面積の最低限度(200、300 m ²) ・建築物の壁面の位置の制限 ・建築物等の形態又は意匠の制限 ・垣又は柵の構造の制限
				平成13年3月30日 千歳市告示第120号	地区計画区域の拡大(勇舞第2地区) 53.6ha→63.1ha
				平成15年1月1日 千歳市告示第2号	地区整備計画区域の拡大(勇舞第2地区)
				平成10年11月6日 千歳市告示第315号	地区計画の方針の決定
10	蘭越第2地区	蘭越の一部及び 泉沢の一部 (新星1,2丁 目、蘭越及び泉 沢の一部)	18.3	平成12年10月5日 千歳市告示第281号	地区整備計画の決定 ・建築物の用途の制限(3地区) ・建築物の敷地面積の最低限度(200 m ²) ・建築物の壁面の位置の制限 ・建築物等の形態又は意匠の制限 ・垣又は柵の構造の制限 ・保全樹林に関する制限
11	みどり台地区	長都及び上長都 の各一部 (長都駅前4丁 目の一部、5丁 目、みどり台北 1~5丁目、みど り台南1~4丁 目)	73.3	平成11年11月5日 千歳市告示第259号	地区計画の方針の決定
		(目標) 民間による宅地開発事業の事業効果の維持増進と、居住環境の悪化を未然に防止し、緑豊かでうるおいのある良好な市街地の形成を図る。		平成14年3月26日 千歳市告示第68号	地区計画の方針の変更 地区整備計画の決定 ・建築物の用途の制限(4地区) ・建築物の敷地面積の最低限度(200 m ²) ・建築物等の形態又は意匠の制限 ・垣又は柵の構造の制限
				平成20年3月18日 千歳市告示第58号	地区整備計画区域の縮小

番号	名 称	位 置 (現住所)	面 積 (ha)	告示年月日 告 示 番 号	備 考
12	臨空地区	泉沢 1007-95 (泉沢 1007-95、 泉沢 1007-260)	30.2	平成 12 年 2 月 25 日 千歳市告示第 58 号	地区計画の方針、地区整備計画の決定 ・建築物の用途の制限(2 地区) ・建築物の敷地面積の最低限度(3,000 m ²) ・建築物等の形態又は意匠の制限
		(目標) 適正な土地利用及び建築物を誘導することにより、周辺環境と調和のとれた良好な市街地の形成を図る。			
13	北信濃第 3 地区	北信濃、あずさ 2 丁目、3 丁目の各一部 (北信濃、あずさ 2 丁目、3 丁目、5 丁目の各一部)	5.7	平成 12 年 3 月 31 日 千歳市告示第 115 号	地区計画の方針、地区整備計画の決定 ・建築物の用途の制限(2 地区) ・建築物の敷地面積の最低限度(200 m ²) ・建築物の壁面の位置の制限 ・建築物等の形態又は意匠の制限
		(目標) 民間にによる宅地開発事業の事業効果の維持増進と、居住環境の悪化を未然に防止し、緑豊かでうるおいのある良好な市街地の形成を図る。			
14	北陽高校前地区	北信濃の一部	31.6	平成 20 年 3 月 28 日 千歳市告示第 77 号	地区計画の方針の決定
		(目標) 民間にによる宅地開発事業の事業効果の維持・増進と、居住環境の悪化を未然に防止し、緑豊かでうるおいのある良好な市街地の形成を図る。		平成 21 年 9 月 18 日 千歳市告示第 204 号	地区整備計画の決定 ・建築物の用途の制限(4 地区) ・建築物の敷地面積の最低限度(200 m ² 、300 m ²) ・建築物の壁面の位置の制限 ・建築物等の形態又は意匠の制限 ・垣又は柵の構造の制限
15	あずさ地区	北信濃の一部 (あずさ 5 丁目 の一部)	9.2	平成 20 年 10 月 31 日 千歳市告示第 266 号	地区計画の方針、地区整備計画の決定 ・建築物の用途の制限(1 地区) ・建築物の敷地面積の最低限度(200 m ²) ・建築物等の形態又は意匠の制限 ・垣又は柵の構造の制限
		(目標) 民間にによる宅地開発事業の事業効果の維持・増進と、居住環境の悪化を未然に防止し、緑豊かでうるおいのある良好な市街地の形成を図る。		平成 21 年 9 月 18 日 千歳市告示第 205 号	地区整備計画区域の縮小
16	平和地区	平和の一部 (平和の一部)	50.0	平成 25 年 10 月 18 日 千歳市告示第 290 号	地区計画の方針、地区整備計画の決定 ・建築物の用途の制限(2 地区) ・建築物の敷地面積の最低限度(1000 m ² 、500 m ²) ・建築物等の形態又は意匠の制限
		(目標) 民間にによる開発事業の事業効果の維持・増進と、利便の悪化を未然に防止し、環境配慮型の市街地の形成を図る。			

●図4-5 地区計画区域箇所図



(4) 地区計画による制限一覧 (建築基準法及び地区計画建築条例の規定を含む)

(平成27年3月現在)

※1 騒音振動等により環境の悪化をもたらさない研究開発等を主体とした工場のみ建てられる。(建築条例による制限なし)

※2 水道法第3条第8項に規定する水道施設のみ建てられる。（公益上必要と認められるもの及びこれに附属する施設を含む）

※3 学校又はこれに附属する施設のみ建てられる。(地区内に立地する学校が設置する学生及び教職員のための共同住宅、寄宿舎、店舗又は飲食店を含む。)

(注) 本表は、地区計画の制限及び建築基準法別表第二の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。

V 都市施設

V-1-1 道路

都市計画道路は、市民の日常生活と都市機能の上で重要な役割を果たし、都市交通における最も根幹的な施設として決定されています。

本市の都市計画道路は昭和 15 年に決定されて以来都市の発展に伴って事業が進められており、本格的なモータリゼーションの進展に対応し、昭和 49 年には全面変更を行い、その後も市街化区域の拡大等に対応を重ね、現在では 75 路線、約 148 km を計画決定しています。

□都市計画道路一覧

名 称	位 置	区域延長 (m)	構 造				都市計画決定及び変更 告示年月日・番号	内 容	
			構造 形式	車線 の数	幅員 (m)	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造			
3・1・1	北大通	栄町 5 丁目	清水町 5 丁目	幸町 4 丁目	530	地表式	2	55 幹線街路と平面 交差 2 箇所	昭和 15 年 7 月 17 日内務省告示第 426 号 昭和 49 年 7 月 13 日北海道告示第 2406 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号 当初決定 終点の変更(100m 増)、 名称の変更 車線数の決定
3・1・2	南大通	東雲町 4 丁目	朝日町 6 丁目	東雲町 3 丁目	370	〃	2	55 幹線街路と平面 交差 2 箇所	昭和 15 年 7 月 17 日内務省告示第 426 号 平成 12 年 6 月 13 日北海道告示第 1058 号 当初の決定 一部幅員の変更、車線数の決定
3・2・3	国道 36 号	惠庭市 西島松	美々	錦町 3 丁目	21, 160 千歳市 13, 810 惠庭市 7, 350	〃	4	30 幹線街路と平面 交差 26 箇所、 幹線街路 4 線大 通と立体交差	昭和 15 年 7 月 17 日内務省告示第 426 号 昭和 38 年 6 月 26 日建設省告示第 1400 号 昭和 49 年 7 月 13 日北海道告示第 2406 号 昭和 53 年 9 月 16 日北海道告示第 2911 号 平成 6 年 10 月 25 日北海道告示第 1623 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号 当初決定 終点の変更(1, 470m 増) 起・終点の変更(12, 532m 増) 幅員の変更(22m→22, 25, 30, 35m)、名称変更 線形の一部変更 起点の変更(500m 増) 名称の変更 終点の変更(5, 230m 増) 車線数の決定
3・2・4	住吉通	住吉 2 丁目	根志越 2122 番地	住吉 3 丁目	1, 100	〃	2	30 幹線街路と平面 交差 1 箇所	昭和 29 年 3 月 30 日建設省告示第 314 号 昭和 34 年 12 月 11 日建設省告示第 2440 号 昭和 49 年 7 月 13 日北海道告示第 2406 号 昭和 53 年 9 月 16 日北海道告示第 2911 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号 当初決定 線形の変更 終点の変更(98m 増) 幅員の拡幅変更(15m→ 18m, 30m)、線形の変更 名称変更 終点の変更(440m 増) 車線数の決定
3・2・8	真町泉沢 大通	本町 4 丁目	泉沢 1009 番地の 5	真町	6, 550	〃	4	30 幹線街路と平面 交差 6 箇所	昭和 15 年 7 月 17 日内務省告示第 426 号 昭和 49 年 7 月 13 日北海道告示第 2406 号 昭和 53 年 9 月 16 日北海道告示第 2911 号 昭和 61 年 12 月 25 日告示第 2024 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号 当初決定 終点の変更(963m 増) 幅員の拡幅変更(15m→25m)、 名称の変更 終点の変更(4, 510m 増) 名称の変更 終点の変更(870m 増) 一部区域の変更 車線数の決定
3・2・26	美々駒里 大通	美々	美々	美々	1, 580	〃	4	30 幹線街路と平面 交差 3 箇所、 JR 千歳線・石勝 線と立体交差	平成 6 年 10 月 25 日北海道告示第 1623 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号 平成 17 年 3 月 4 日北海道告示第 167 号 当初決定 車線数の決定 一部区域の変更
3・2・40	泉沢 東大通	泉沢	泉沢	泉沢	3, 370	〃	4	30 幹線街路と平面 交差 4 箇所	昭和 53 年 9 月 16 日北海道告示第 2911 号 昭和 61 年 12 月 25 日北海道告示第 2024 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号 当初の決定 終点の変更(1, 450m 増) 車線数の決定
3・2・54	空港泉沢 大通	苫小牧市 字美沢	柏陽 5 丁目	苫小牧市 字美沢	8, 640 千歳市 5, 550 苫小牧市 3, 090	地表式 掘削式	4	30 北海道縦貫自動 車道と立体交差、 幹線街路と平面 交差 4 箇所	昭和 61 年 12 月 25 日告示第 2024 号 平成 3 年 7 月 9 日北海道告示第 1075 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号 平成 16 年 6 月 11 日北海道告示第 587 号 当初決定 起点の変更(5, 090m 増) 名称の変更 車線数の決定 線形の変更(30m 増)

名 称		位 置			区域延長 (m)	構 造				都市計画決定及び変更 告示年月日・番号	内 容
番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地		構造 形式	車線 の数	幅員 (m)	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造		
3・2・63	道央新道	平和	柏台	柏台	2, 660	嵩上式	4	31	JR 千歳線と立体 交差、幹線街路と 立体交差 5箇所	平成 7 年 11 月 24 日北海道告示第 1785 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号	当初決定 車線数の決定
3・3・5	祝梅大通	祝梅	弥生 3 丁目	弥生 1 丁目	1, 720	地表式	4	25	幹線街路と平面 交差 4箇所	昭和 49 年 7 月 13 日北海道告示第 2406 号 平成 5 年 4 月 9 日北海道告示第 524 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号	当初決定 起点の変更 (730m 増) 車線数の決定
3・3・6	東大通	本町 2 丁目	寿 1 丁目	青葉 2 丁目	3, 750	〃	4	22	幹線街路と平面 交差 8箇所、 JR 千歳線と立体 交差	昭和 15 年 7 月 17 日内務省告示第 426 号 昭和 29 年 3 月 30 日建設省告示第 314 号 昭和 49 年 7 月 13 日北海道告示第 2406 号 平成 6 年 10 月 25 日北海道告示第 1623 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号	当初決定 起・終点の変更 (1,445m 増) 起・終点の変更 (462m 増) 名称の変更 起点の変更 (980m 増) 車線数の決定
3・3・7	中央大通	平和	上長都	千代田町 3 丁目	5, 050	〃	4	22	幹線街路と平面 交差 12箇所	昭和 15 年 7 月 17 日内務省告示第 426 号 昭和 38 年 6 月 26 日建設省告示第 1400 号 昭和 49 年 7 月 13 日北海道告示第 2406 号 昭和 52 年 7 月 10 日北海道告示第 2817 号 昭和 63 年 6 月 30 日北海道告示第 1058 号 平成 6 年 10 月 25 日北海道告示第 1623 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号	当初決定 起・終点の変更 (3,041m 増) 起・終点の変更 (291m 減) 線形の変更、名称変更 駅前広場新設 一部区域の変更 終点の変更 (380m 増) 車線数の決定
3・3・9	川南通	本町 1 丁目	豊里 1 丁目	東雲町 2 丁目	2, 980	〃	4	25	JR 千歳線と立体 交差、幹線街路と 平面交差 7箇所	昭和 29 年 3 月 30 日建設省告示第 314 号 昭和 49 年 7 月 13 日北海道告示第 2406 号 昭和 53 年 9 月 16 日北海道告示第 2911 号 昭和 59 年 12 月 24 日北海道告示第 2161 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号	当初決定 起・終点の変更 (1,164m 増) 線形の変更、幅員の変更 (20、 15m→25, 18, 15m)、名称の変更 終点の変更 (370m 増) 一部幅員の変更 (18m→25m) 車線数の決定
3・3・10	駅大通	錦町 3 丁目	千代田町 6 丁目	千代田町 3 丁目	770	〃	4	22	幹線街路と平面 交差 2箇所	昭和 15 年 7 月 17 日内務省告示第 426 号 昭和 49 年 7 月 13 日北海道告示第 2406 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号	当初決定 名称の変更 車線数の決定
3・3・11	末広大通	末広 5 丁目	高台 4 丁目	末広 4 丁目	1, 050	〃	4	25	幹線街路と平面 交差 1箇所	昭和 29 年 3 月 30 日建設省告示第 314 号 昭和 39 年 3 月 17 日建設省告示第 568 号 昭和 49 年 7 月 13 日北海道告示第 2406 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号	当初決定 駅前広場・ロータリーの廃止 名称の変更 車線数の決定
3・3・12	日の出 大通	末広 8 丁目	柏台	青葉丘	3, 480	〃	4	22	幹線街路道央新 道と立体交差、 幹線街路と平面 交差 8箇所	昭和 29 年 3 月 30 日建設省告示第 314 号 昭和 34 年 12 月 11 日北海道告示第 2404 号 昭和 49 年 7 月 13 日北海道告示第 2406 号 平成 5 年 4 月 9 日北海道告示第 524 号 平成 7 年 11 月 24 日北海道告示第 1785 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号	当初決定 線形の変更 終点の変更 (315m 増) 名称の変更 終点の変更 (930m 増) 一部幅員の変更 (22m→30m) 終点の変更 (580m 増) 車線数の決定
3・3・14	7 線大通	自由ヶ丘 3 丁目	勇舞 6 丁目	北信濃	2, 810	〃	4	26	JR 千歳線と立体 交差、幹線街路 鉄北通と立体交差、 幹線街路と平面交 差 8箇所	昭和 49 年 7 月 13 日北海道告示第 2406 号 昭和 63 年 3 月 31 日北海道告示第 468 号 平成 10 年 5 月 6 日北海道告示第 732 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号 平成 26 年 7 月 29 日千歳市告示第 177 号	当初決定 一部幅員の縮小変更 終点の変更 (570m 増) 車線数の決定 起点の変更 (7m 増)、 延長の変更 (46m 増)
3・3・15	4 線大通	上長都	みどり台 北 3 丁目	上長都	3, 020	〃	2	22	JR 千歳線と立 体交差、幹線 街路鉄国道 36 号と立体交差、 幹線街路と平 面交差 5箇所	昭和 49 年 7 月 13 日北海道告示第 2406 号 平成 11 年 11 月 5 日北海道告示第 1847 号 平成 16 年 3 月 5 日千歳市告示第 42 号 平成 26 年 7 月 29 日千歳市告示第 177 号	当初決定 終点の変更 (560m 増) 車線数の決定 線形の変更 (延長減 30m) 起点の変更 (3m 増)
3・3・43	美々 中央通	美々	美々	美々	1, 400	〃	2	24	幹線街路と平 面交差 3箇所	平成 6 年 10 月 25 日北海道告示第 1623 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号	当初決定 車線数の決定
3・4・13	33 号通	北斗 3 丁目	上長都	北信濃	3, 370	〃	2	18	幹線街路と平面 交差 7箇所	昭和 38 年 6 月 26 日建設省告示第 1400 号 昭和 49 年 7 月 13 日北海道告示第 2406 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号 平成 26 年 7 月 29 日千歳市告示第 177 号	当初決定 起・終点の変更 (2,838m 増)、 幅員の変更 (18m→25, 18m)、 名称の変更 車線数の決定 終点の変更 (682m 減) 名称の変更 一部幅員の変更 (25→18m、 25→11.5m) 線形の変更、車線数の変更

名 称		位 置			区域延長 (m)	構 造 造				都市計画決定及び変更 告示年月日・番号	内 容
番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地		構造 形式	車線 の数	幅員 (m)	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造		
3・4・16	川北通	幸町 6 丁目	幸福 2 丁目	稲穂 1 丁目	2,870	地表式	2	20	JR 千歳線と立体 交差、幹線街路と 平面交差 7箇所	昭和 29 年 3 月 30 日建設省告示第 314 号 昭和 49 年 7 月 13 日北海道告示第 2406 号 昭和 63 年 6 月 30 日北海道告示第 1058 号 平成 3 年 9 月 27 日北海道告示第 1501 号 平成 7 年 11 月 24 日北海道告示第 1785 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号	当初決定 起・終点の変更(487m 増) 線形の変更、名称の変更 一部区域の変更 終点の変更(830m 増) 終点の変更(280m 増) 車線数の決定
3・4・17	29 号通	梅ヶ丘 1 丁目	上長都	稲穂 3 丁目	6,390	〃	2	18	幹線街路と平面 交差 17箇所	昭和 49 年 7 月 13 日北海道告示第 2406 号 昭和 53 年 9 月 16 日北海道告示第 2911 号 平成 5 年 9 月 14 日北海道告示第 1435 号 平成 10 年 5 月 6 日北海道告示第 732 号 平成 11 年 11 月 5 日北海道告示第 1847 号	当初決定 起点の変更(1,420m 増) 名称の変更 終点の変更(1,350m 増) 名称の変更 一部区域の変更 終点の変更(830m 増) 車線数の決定
3・4・18	支笏湖通	錦町 2 丁目	蘭越	大和 1 丁目	3,520	〃	2	18	幹線街路国道 36 号と平面交差	昭和 15 年 7 月 17 日内務省告示第 426 号 昭和 29 年 3 月 30 日建設省告示第 314 号 昭和 49 年 7 月 13 日北海道告示第 2406 号 平成 10 年 11 月 6 日北海道告示第 1900 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号	当初決定 延長増(49.5m) 終点の変更(1,915m 増) 一部幅員の変更(15m→18m)、 名称の変更 終点の変更(880m 増) 車線数の決定
3・4・19	末広 高台通	栄町 6 丁目	幸福	稲穂 2 丁目	2,620	〃	2	18	JR 千歳線と立体 交差、幹線街路 と平面交差 8 箇 所	昭和 29 年 3 月 30 日建設省告示第 314 号 昭和 49 年 7 月 13 日北海道告示第 2406 号 平成 3 年 9 月 27 日北海道告示第 1501 号 平成 7 年 11 月 24 日北海道告示第 1785 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号	当初決定 終点の変更(456m 増) 終点の変更(830m 増) 終点の変更(280m 増) 車線数の決定
3・4・20	北新通	新富 1 丁目	北信濃	新富 2 丁目	2,730	〃	2	18	幹線街路と平面 交差 7 箇所、 JR 千歳線と立体 交差	昭和 38 年 6 月 26 日建設省告示第 1400 号 昭和 49 年 7 月 13 日北海道告示第 2406 号 昭和 53 年 9 月 16 日北海道告示第 2911 号 平成 5 年 9 月 14 日北海道告示第 1435 号 平成 12 年 3 月 31 日北海道告示第 569 号 平成 20 年 10 月 31 日千歳市告示第 267 号	当初決定 終点の変更(890m 増) 名称の変更 終点の変更(390m 増)、 一部幅員の変更(16m→20m) 終点の変更(190m 増)、 車線数の決定 終点の変更(350m 増)、 一部幅員の変更(20m→18m)
3・4・21	9 線通	北斗 3 丁目	北信濃	信濃 2 丁目	2,780	〃	2	18	幹線街路と平面 交差 9 箇所、 JR 千歳線と立体 交差	昭和 38 年 6 月 26 日建設省告示第 1400 号 昭和 49 年 7 月 13 日北海道告示第 2406 号 平成 5 年 9 月 14 日北海道告示第 1435 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号 平成 20 年 3 月 28 日北海道告示第 217 号 平成 21 年 7 月 31 日北海道告示第 558 号	当初決定 起・終点の変更(636m 増) 終点の変更(390m 増) 一部幅員の変更(16m→20m) 車線数の決定 終点の変更(560m 増) 一部区域の変更
3・4・22	30 号通	北光 3 丁目	流通	花園 3 丁目	4,200	〃	2	18	幹線街路と平面 交差 11 箇所	昭和 29 年 3 月 30 日建設省告示第 314 号 昭和 49 年 7 月 13 日北海道告示第 2406 号 昭和 59 年 12 月 24 日北海道告示第 2161 号 平成 5 年 4 月 9 日北海道告示第 524 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号	当初決定 起・終点の変更(1,696m 増) 線形の一部変更、名称の変更 一部幅員の拡幅変更(14.5m →19m) 終点の変更(450m 増) 一部幅員の拡幅変更(15m →18m) 車線数の決定
3・4・23	8 線通	北信濃 792 番地	富士 3 丁目	富士 1 丁目	1,080	〃	2	18	幹線街路と平面 交差 2 箇所	昭和 38 年 6 月 26 日建設省告示第 1400 号 昭和 49 年 7 月 13 日北海道告示第 2406 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号	当初決定 起・終点の変更(360m 減) 車線数の決定
3・4・24	ひばり ヶ丘通	北光 5 丁目	北信濃	北陽 3 丁目	1,310	〃	2	21	幹線街路と平面 交差 5 箇所	昭和 49 年 7 月 13 日北海道告示第 2406 号 昭和 63 年 3 月 31 日北海道告示第 468 号 平成 10 年 5 月 6 日北海道告示第 732 号 平成 13 年 3 月 30 日北海道告示第 563 号	当初決定 終点の変更(380m 増) 終点の変更(360m 増) 終点の変更(200m 増)、 車線数の決定
3・4・25	32 号通	自由ヶ丘 4 丁目	上長都	上長都	2,740	〃	2	18	幹線街路と平面 交差 5 箇所	昭和 49 年 7 月 13 日北海道告示第 2406 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号 平成 26 年 7 月 29 日千歳市告示第 177 号	当初決定 車線数の決定 終点の変更(4m 増) 延長の変更(18m 増)

名 称		位 置			区域延長 (m)	構 造				都市計画決定及び変更 告示年月日・番号	内 容
番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地		構造 形式	車線 の数	幅員 (m)	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造		
3・4・27	6 線通	桜木 2 丁目	上長都	上長都	900	地表式	2	18	幹線街路と平面 交差 3 箇所	昭和 49 年 7 月 13 日北海道告示第 2406 号 昭和 57 年 9 月 13 日北海道告示第 1881 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号 平成 26 年 7 月 29 日千歳市告示第 177 号	当初決定 終点の変更(360m 増) 車線数の決定 起点の変更(7m 増) 延長の変更(10m 減)
3・4・28	長都駅通	長都駅前 3 丁目	上長都	長都駅前 4 丁目	830	〃	2	18	幹線街路と平面 交差 3 箇所	昭和 49 年 7 月 13 日北海道告示第 2406 号 昭和 63 年 3 月 31 日北海道告示第 468 号 平成 10 年 5 月 6 日北海道告示第 732 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号	当初決定 起点の変更(4m 減) 終点の変更(290m 増) 車線数の決定
3・4・29	市場通	上長都 954 番地	上長都 1043 番地の 1	上長都	1,580	〃	2	18		昭和 49 年 7 月 13 日北海道告示第 2406 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号 平成 16 年 3 月 5 日千歳市告示第 42 号	当初決定 車線数の決定 終点の変更(50m 増)
3・4・30	5 線通	上長都 1057 番地の 1	上長都 1055 番地	上長都	540	〃	2	18		昭和 49 年 7 月 13 日北海道告示第 2406 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号	当初決定 車線数の決定
3・4・31	祝梅北通	祝梅 2098	根志越 2119 番地	祝梅	430	〃	2	18		昭和 49 年 7 月 13 日北海道告示第 2406 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号	当初決定 車線数の決定
3・4・32	旭ヶ丘通	祝梅	青葉丘	祝梅	1,030	〃	2	18	幹線街路と平面 交差 3 箇所	平成 5 年 4 月 9 日北海道告示第 524 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号	当初決定 車線数の決定
3・4・39	美々西通	美々	美々	美々	1,840	〃	2	20	幹線街路と平面 交差 4 箇所	平成 6 年 10 月 25 日北海道告示第 1623 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号	当初決定 車線数の決定
3・4・41	泉沢 中央通	泉沢 1007	泉沢 1014 番地の 1	泉沢	2,740	〃	2	20	幹線街路と平面 交差 2 箇所	昭和 53 年 9 月 16 日北海道告示第 2911 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号	当初決定 車線数の決定
3・4・42	泉沢西通	泉沢 1009	泉沢 1014 番地の 1	泉沢	2,430	〃	2	20	幹線街路と平面 交差 4 箇所	昭和 53 年 9 月 16 日北海道告示第 2911 号 昭和 61 年 12 月 25 日北海道告示第 2024 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号	当初決定 起点の変更(420m 増) 車線数の決定
3・4・44	泉沢 学園通	泉沢 1014	泉沢 1007 番地の 1	泉沢	2,200	〃	2	20	幹線街路と平面 交差 3 箇所	昭和 61 年 12 月 25 日北海道告示第 2024 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号	当初決定 車線数の決定
3・4・45	美々南通	美々	美々	美々	960	〃	2	20	幹線街路と平面交 差 4 箇所、JR 千歳 線と立体交差	平成 6 年 10 月 25 日北海道告示第 1623 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号	当初決定 車線数の決定
3・4・46	6 線中通	北信濃 848	北信濃 844 番地の 1	北信濃	370	〃	2	16	幹線街路と平面 交差 2 箇所	昭和 63 年 3 月 31 日北海道告示第 468 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号	当初決定 車線数の決定
3・4・47	7 線中通	北光 5 丁目	北陽 3 丁目	北光 6 丁目	600	〃	2	16	幹線街路と平面 交差 2 箇所	昭和 63 年 3 月 31 日北海道告示第 468 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号	当初決定 車線数の決定
3・4・48	8 線中通	北信濃 695	北信濃 684 番地の 150	北信濃	560	〃	2	16	幹線街路と平面 交差 3 箇所	昭和 63 年 3 月 31 日北海道告示第 468 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号	当初決定 車線数の決定
3・4・49	30 号中通	長都駅前 1 丁目	北信濃	北陽 2 丁目	1,850	〃	2	16	幹線街路と平面 交差 7 箇所	昭和 63 年 3 月 31 日北海道告示第 468 号 平成 5 年 9 月 14 日北海道告示第 1435 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号	当初決定 終点の変更(820m 増) 車線数の決定
3・4・50	28 号通	根志越	根志越	北信濃	2,190	〃	2	15.5	幹線街路と平面 交差 4 箇所	平成 3 年 9 月 27 日北海道告示第 1501 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号 平成 20 年 3 月 28 日千歳市告示第 78 号	当初決定 車線数の決定 終点の変更(1,470m 増)
3・4・55	美々東通	駒里	美々	美々	770	〃	2	16	幹線街路と平面交 差 2 箇所、JR 石勝 線と立体交差	平成 6 年 10 月 25 日北海道告示第 1623 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号	当初決定 車線数の決定
3・4・56	美々 学園通	美々	美々	美々	1,660	〃	2	16	幹線街路と平面 交差 2 箇所	平成 6 年 10 月 25 日北海道告示第 1623 号 平成 14 年 11 月 12 日北海道告示第 1798 号	当初決定 車線数の決定

名 称		位 置			区域延長 (m)	構 造 造				都市計画決定及び変更 告示年月日・番号	内 容
番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地		構造 形式	車線 の数	幅員 (m)	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造		
3・4・57	美々中通	美々	美々	美々	530	地表式	2	16	幹線街路と平面 交差2箇所	平成6年10月25日北海道告示第1623号 平成14年11月12日北海道告示第1798号	当初決定 車線数の決定
3・4・60	南千歳 駅通	柏台	柏台	柏台	1,180	〃	2	21	幹線街路と平面 交差4箇所	平成7年11月24日北海道告示第1785号 平成14年11月12日北海道告示第1798号	当初決定 車線数の決定
3・4・61	柏台 旭ヶ丘通	柏台	柏台	柏台	1,100	〃	2	21	幹線街路道央新道と 立体交差、幹線街路 と平面交差2箇所	平成7年11月24日北海道告示第1785号 平成14年11月12日北海道告示第1798号	当初決定 車線数の決定
3・4・62	柏台 1号通	柏台	柏台	柏台	570	〃	2	18	幹線街路道央新道と 立体交差、幹線街路 と平面交差2箇所	平成7年11月24日北海道告示第1785号 平成14年11月12日北海道告示第1798号	当初決定 車線数の決定
3・4・64	27号通	幸福 2丁目	幸福 4丁目	幸福 3丁目	740	〃	2	21	幹線街路と平面 交差2箇所	平成7年11月24日北海道告示第1785号 平成14年11月12日北海道告示第1798号	当初決定 車線数の決定
3・4・65	北信濃通	北信濃	上長都	北信濃	2,540	〃	2	21	幹線街路と平面 交差5箇所	平成10年5月6日北海道告示第732号 平成11年11月5日北海道告示第1847号 平成13年3月30日千歳市告示第117号	当初決定 終点の変更(1,400m増) 車線数の決定 起点の変更(500m増)
3・4・69	みどり台通	上長都	長都	上長都	750	〃	2	18	幹線街路と平面 交差2箇所	平成11年11月5日千歳市告示第256号	当初決定
3・5・33	鉄北通	長都駅前 3丁目	柏台	末広 5丁目	6,300	〃	2	13.5	幹線街路7線大 通、道央新道と 立体交差、幹線 街路と平面交差 12箇所	昭和29年3月30日建設省告示第314号 昭和39年3月17日建設省告示第568号 昭和49年7月13日北海道告示第2406号 昭和52年3月5日千歳市告示第13号 昭和52年9月28日千歳市告示第131号 昭和63年3月31日千歳市告示第71号 平成7年11月24日千歳市告示第350号 平成10年11月6日千歳市告示第313号 平成13年6月22日千歳市告示第196号	当初決定 起点の変更(166m増) 交通広場の設置 起点の変更(2,980m増) 幅員の変更(18m→13.5m, 18m) 名称の変更 交通広場の面積増 一部区域の変更 線形の変更 終点の変更(1,900m増) 一部区域の変更 一部区域の変更、車線数の決定 交通広場区域の変更
3・5・34	仲の橋通	朝日町 4丁目	信濃 1丁目	千代田町 3丁目	2,850	〃	2	15	幹線街路と平面 交差5箇所	昭和15年7月17日内務省告示第426号 昭和38年6月26日建設省告示第1400号 昭和42年10月20日建設省告示第3635号 昭和49年7月13日千歳市告示第81号 平成14年11月12日千歳市告示第277号	当初決定 延長増(1,155m増) 線形の変更 終点の変更(670m増) 名称の変更 車線数の決定
3・5・35	公園通	清水町 6丁目	真町176 番地の3	清水町 3丁目	1,380	〃	2	15	幹線街路と平面 交差3箇所	昭和49年7月13日千歳市告示第81号 平成14年11月12日千歳市告示第277号	当初決定 車線数の決定
3・5・36	黄金通	祝梅2079 番地の2	祝梅2099 番地の5	祝梅	910	〃	2	14	幹線街路と平面 交差1箇所	昭和49年7月13日千歳市告示第81号 平成14年11月12日千歳市告示第277号	当初決定 車線数の決定
7・4・52	29号中通	根志越	根志越	根志越	720	〃	2	18	幹線街路と平面 交差3箇所	平成3年9月27日北海道告示第1501号 平成14年11月12日北海道告示第1798号	当初決定 車線数の決定
7・4・58	美々 公園通	美々	美々	美々	880	〃	2	18	幹線街路と平面 交差3箇所	平成6年10月25日北海道告示第1623号 平成14年11月12日北海道告示第1798号	当初決定 車線数の決定
7・5・51	11線中通	根志越	根志越	根志越	1,070	〃	2	12	幹線街路と平面 交差3箇所	平成3年9月27日千歳市告示第229号 平成7年11月24日千歳市告示第350号 平成14年11月12日千歳市告示第277号	当初決定 終点の変更(280m増) 車線数の決定
7・5・53	28号中通	根志越	根志越	根志越	720	〃	2	12	幹線街路と平面 交差3箇所	平成3年9月27日千歳市告示第229号 平成7年11月24日千歳市告示第350号 平成14年11月12日千歳市告示第277号	当初決定 終点の変更(180m増) 車線数の決定
7・5・59	9線中通	富丘 3丁目	北信濃	あずさ 3丁目	1,090	〃	2	14	幹線街路と平面 交差3箇所	平成5年9月14日千歳市告示第212号 平成12年3月31日千歳市告示第113号 平成20年10月31日千歳市告示第267号	当初決定 終点の変更(190m増) 車線数の決定 終点の変更(350m増)
7・5・66	北信濃 中通	北信濃	上長都	北信濃	2,650	〃	2	14	幹線街路と平面 交差6箇所	平成10年5月6日千歳市告示第135号 平成11年11月5日千歳市告示第256号 平成13年5月14日北海道告示第167号 平成20年3月28日千歳市告示第78号	当初決定 終点の変更(1,000m増) 車線数の決定 一部区域の変更 起点の変更(540m増)

名 称		位 置			区域延長 (m)	構 造				都市計画決定及び変更 告示年月日・番号	内 容
番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地		構造 形式	車線 の数	幅員 (m)	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造		
7・5・67	6 線新中通	北信濃	北信濃	北信濃	550	地表式	2	14	幹線街路と平面 交差 2 箇所	平成10年5月6日千歳市告示第135号 平成14年11月12日千歳市告示第277号	当初決定 車線数の決定
7・5・68	7 線新中通	北信濃	北信濃	北信濃	550	〃	2	14	幹線街路と平面 交差 2 箇所	平成10年5月6日千歳市告示第135号 平成13年3月30日千歳市告示第117号	当初決定 終点の変更(230m増)、 車線数の決定
7・5・70	栄通	栄町 7 丁目	末広 6 丁目	栄町 7 丁目	100	〃	2	15	JR 千歳線と立体 交差	平成13年6月22日千歳市告示第196号	当初決定
7・5・71	8 線新中通	北信濃	北信濃	北信濃	530	〃	2	14	幹線街路と平面 交差 2 箇所	平成20年3月28日千歳市告示第78号	当初決定
7・5・72	北信濃 新中通	北信濃	北信濃	北信濃	270	〃	2	14	幹線街路と平面 交差 1 箇所	平成20年10月31日千歳市告示第267号	当初決定
7・7・37	川北側道	末広 6 丁目	末広 1 丁目	末広 6 丁目	280	〃		6	幹線街路と平面 交差 1 箇所	昭和52年3月5日千歳市告示第13号 昭和52年9月28日千歳市告示第131号 平成13年6月22日千歳市告示第196号	当初決定 一部区域の変更 起点の変更(70m減)
7・7・38	川南側道	青葉 1 丁目	青葉 2 丁目		510	〃		6	幹線街路と平面 交差 1 箇所	昭和52年3月5日千歳市告示第13号 昭和59年12月24日千歳市告示第235号	当初決定 延長減(10m減)
8・7・1	千歳駅1号 連絡歩道	千代田町 6 丁目	千代田町 7 丁目	千代田町 7 丁目	70	〃		7	幹線街路と立体 交差	平成13年6月22日千歳市告示第196号	当初決定
8・7・2	千歳駅2号 連絡歩道	千代田町 7 丁目	千代田町 7 丁目	千代田町 7 丁目	50	〃		7	JR 千歳線、特殊 街路と立体交差	平成13年6月22日千歳市告示第196号	当初決定
9・6・1	千歳駅バス 専用道	末広 6 丁目	千代田町 7 丁目	千代田町 7 丁目	150	〃		11	JR 千歳線、特殊 街路と立体交差	平成13年6月22日千歳市告示第196号	当初決定

一 都市計画道路の用語の解説

		(例)	
a. 自動車専用道路	都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道等もっぱら自動車の交通の用に供する道路	3・2・3 国道 36 号	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 300px; height: 100px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <名 称> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <路線名> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <一連番号> 区分ごとの一連番号を付する。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <規 模> (道路幅員) 番号 1 (40m 以上) 2 (30m 以上 40m 未満) 3 (22m 以上 30m 未満) 4 (16m 以上 22m 未満) 5 (12m 以上 16m 未満) 6 (8m 以上 12m 未満) 7 (8m 未満) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <区 分> 番号 1 自動車専用道路 3 幹線街路に相当するもの 7 区画街路 8 特殊街路(i) (歩行者専用道、自転車道又は自動車歩行者道) 9 特殊街路(ii) (都市モノレール専用道等) </div> </div>
b. 幹 線 街 路	都市の主要な骨格をなす道路		
c. 区 画 街 路	近隣住区等の地区における宅地の利用に供するための道路		
d. 特 殊 街 路	(i) もっぱら歩行者、自転車又は自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路 (ii) もっぱら都市モノレール等の交通の用に供する道路		

V-1-2 通路

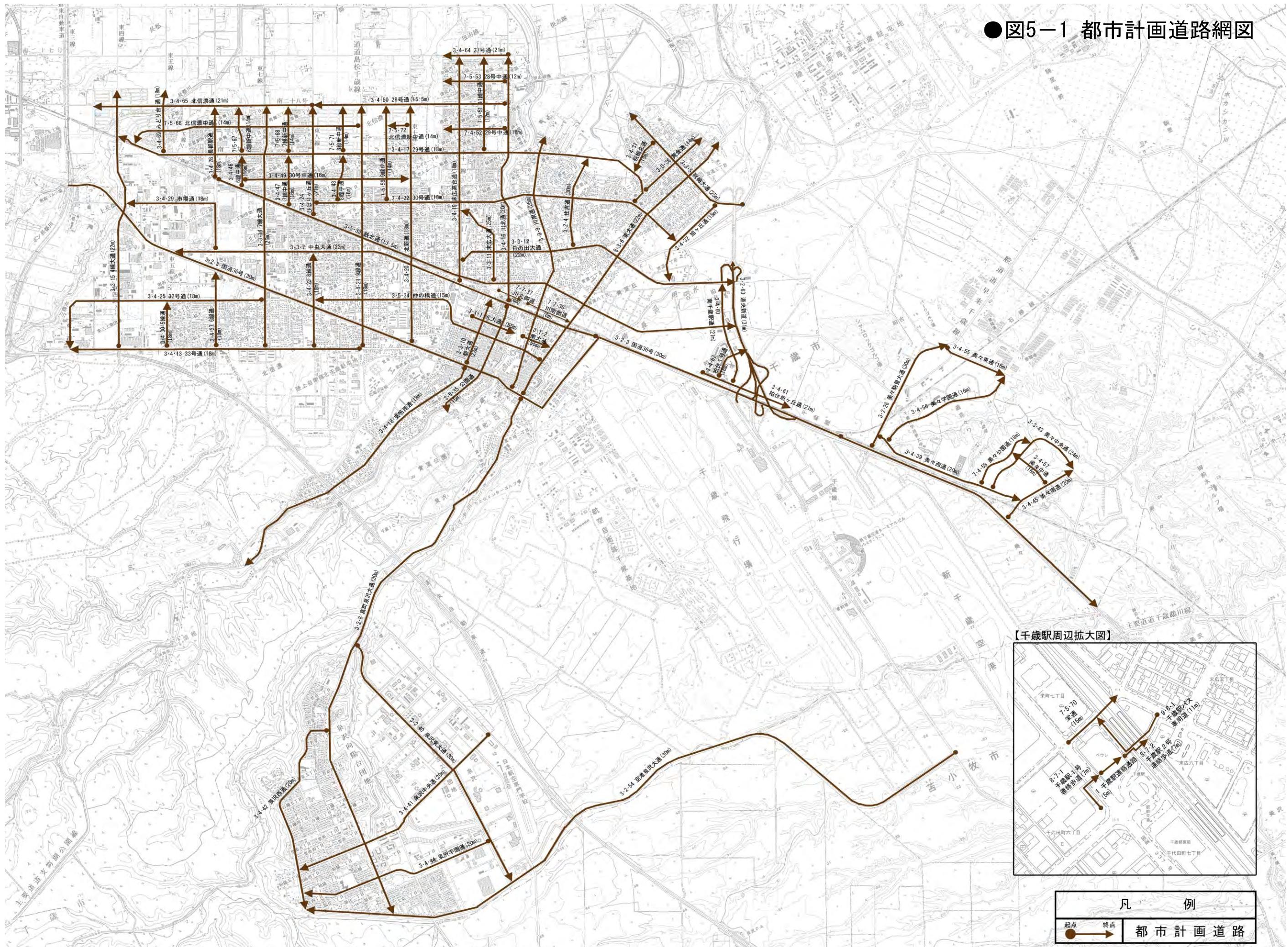
都市計画通路は、公共的な通行の用に供する施設であって道路とすることが適切でないものについて定めるもので、建築物との複合的な空間で歩行者ネットワークの形成や憩いの空間等の確保を図る場合に立体都市計画制度と併せて活用するものです。

千歳市では、平成13年にJR千歳駅周辺整備事業（交通結節点改善事業）に併せて、立体都市計画制度の活用全国第1号となる都市計画通路を定めています。

□都市計画通路一覧

名 称	位 置	面 積		備 考	都市計画決定及び変更 告示年月日・番号	内 容
		幅 員	延 長			
1 千歳駅連絡通路	千代田町7丁目	5m	約 50m	区域を立体で定める	平成13年6月22日千歳市告示第197号	当初決定

●図5-1 都市計画道路網図



V-2 都市高速鉄道

本市の発展に大きな役割を果たしているJR千歳線は、道央部の幹線鉄道としてますますその要素を高めています。

しかしながら鉄道による市街地の分断は、道路交通量の増加と列車通過回数の増大に伴う踏切遮断より南北市街地の交通渋滞を招き、ひいては市街地の発展をさまたげるなど日常生活に支障を来すこととなります。

本市ではこれらの問題を解決し、市街地の均衡ある発展を促進するため昭和50年4月に連続立体交差の事業採択を受け、昭和51年12月に都市計画決定を行い、昭和53年8月本工事に着手し、昭和55年7月10日高架の供用を開始しました。

(1) 都市計画都市高速鉄道の決定内容

① 線路部分

(昭和51年12月21日 北海道告示第4063号)

名称	位置			区域		構造	備考
	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式		
日本国有鉄道 千歳線	千歳市北信濃	千歳市美々	千歳	約10,130m			1線路数2 2連続立体交差化事業
内訳	千歳市北信濃 千歳市北信濃 千歳市柏台 千歳市柏台 千歳市柏台 千歳市美々	千歳市北信濃 千歳市柏台 千歳市柏台 千歳市美々 千歳市美々		約1,380m 約3,020m 約2,720m 約1,040m 約1,970m	地表式 嵩上式 地表式 嵩上式 地表式	幹線街路1カ所と 立体交差	

② 主要施設

名称	位置	区域	備考
都市高速鉄道	施設名		
日本国有鉄道 千歳線	千歳駅	千歳市末広町中区1丁目	約24,100m ²

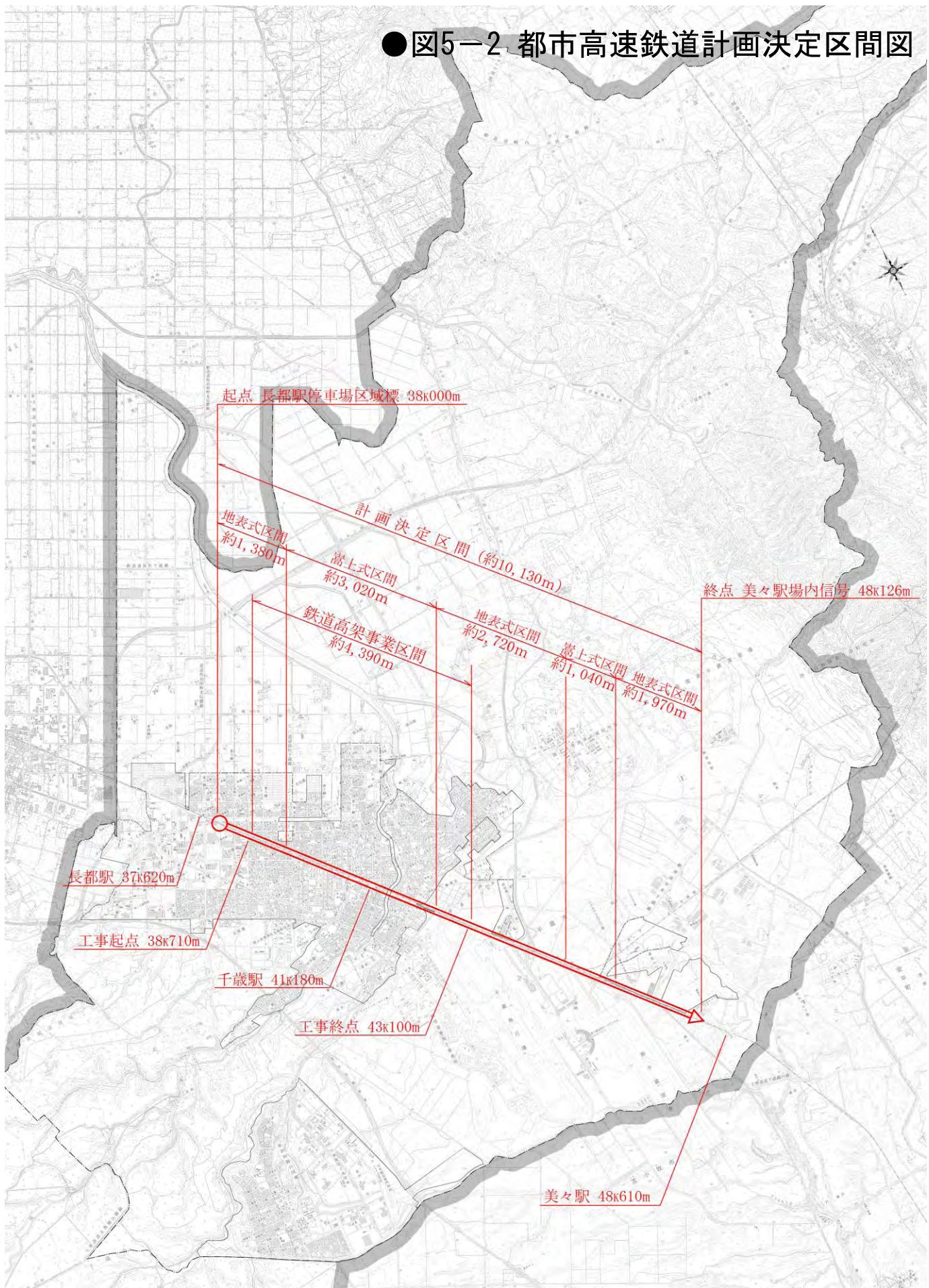
(2) 鉄道高架事業の経過

年月	おもな経緯
昭和42. 4	千歳市総合建設計画後期整備計画の重点事項として計画される
46. 12	市議会に国鉄高架促進特別委員会が設置される
47. 4	千歳市鉄道高架促進進期成会が156団体で結成される
47. 7	北海道議会で「千歳市街における鉄道の高架についての請願」が採択される
47. 11	踏切立体交差化計画調査(市単独調査)
48. 4	鉄道高架事業調査採択・実施(北海道街路事業)
50. 4	国鉄千歳線鉄道高架事業採択・着手
51. 12	都市計画決定
52. 8	都市計画事業認可
52. 9	用地買収着手
53. 3	工事協定締結(建運)
53. 8	本工事着手
54. 4	千歳駅の貨物扱廃止
55. 7	高架供用開始
56. 10	事業完了

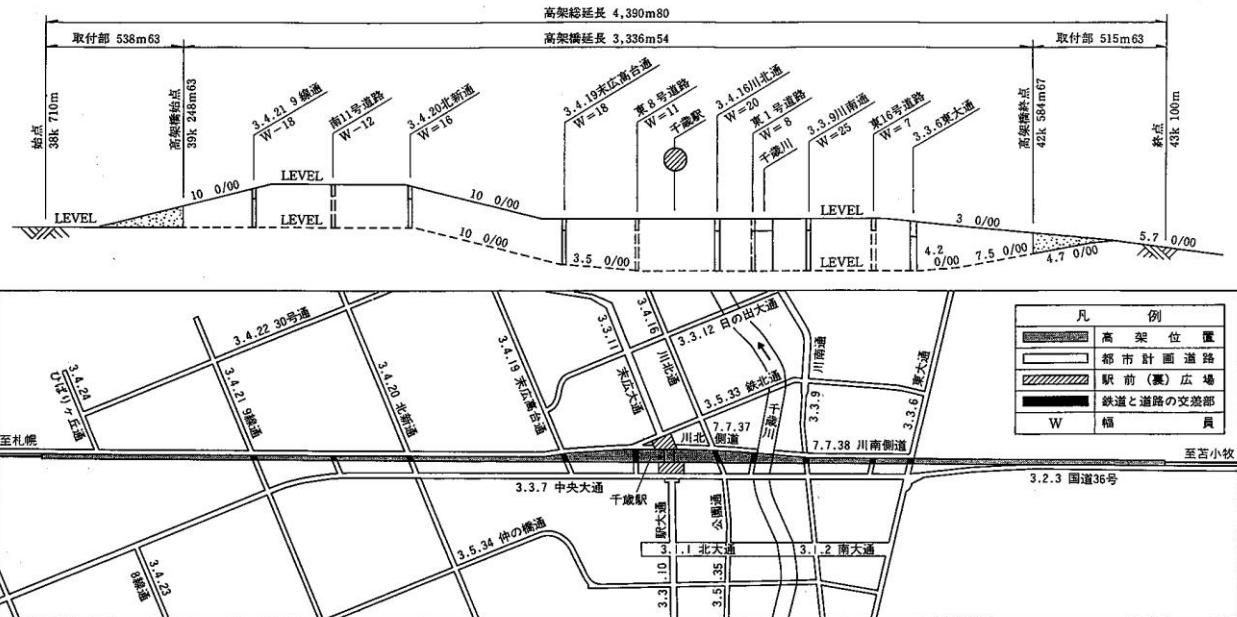
(3) 鉄道高架事業の概要

事業名 連続立体交差事業（国鉄千歳線）
事業主体 北海道
事業区間 千歳市北信濃～千歳市柏台
延長 高架橋延長 3,336.54m
取付部（盛土）延長 1,054.26m
駅 一般貨物扱いを廃止し、純旅客駅とする（手小荷物を除く）。
交差道路 既設道路 9線通 18m 川北通 20m
北新通 16m 川南通 25m
末広高台通 18m 東大通 22m
新設道路 南11号道路 12m 東1号道路 8m
東8号道路 11m 東16号道路 7m
総事業費 約140億円
供用開始 昭和55年7月10日
関連事業 都市計画道路の整備、駅前広場の整備
高架下利用 駅舎など業務施設、店舗、公共広場、自転車置場など。

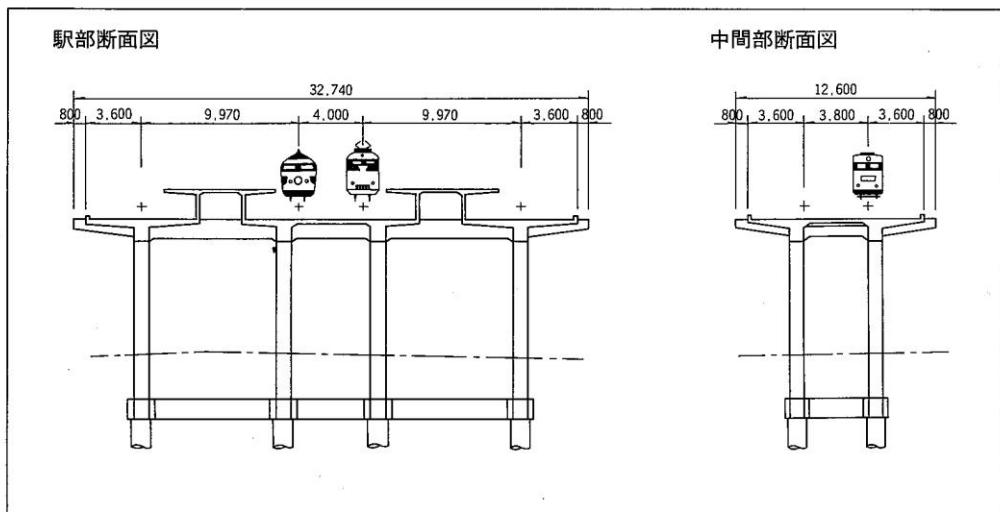
●図5-2 都市高速鉄道計画決定区間図



鉄道高架縦断図



鉄道高架断面図



V－3 公園・緑地

公園緑地は、快適な都市環境の形成、都市住民のレクリエーション需要及び安全な都市づくりに対処し、緑豊かな潤いのある魅力的な都市をつくる上で大きな役割を果たしており、本市においては、昭和 59 年 8 月に緑のマスタープランが作成され、平成 18 年 6 月には緑のマスタープランの発展形である緑の基本計画を策定しております。

平成 25 年度末時点の本市における公園・緑地の都市計画決定状況は、都市計画公園 137 カ所、285.72ha、都市計画緑地 8 カ所、21.7ha が決定されており、また都市公園・緑地の整備状況、1 人当たりの都市公園緑地整備面積が 44.1 m²を超える、全国 (10.1 m²/人)、全道 (37.5 m²/人) 平均を大きく上まわる都市公園、緑地が整備されています。

都市計画公園・緑地 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

区分	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	特殊公園	都市緑地
箇所数	112	16	5	2	1	1	8
面積(ha)	25.22	36.9	25.4	177.3	20.4	0.5	21.7

(1) 緑の基本計画

緑の基本計画は、都市緑地法第 4 条（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）に基づく計画で、都市計画区域内の公園や河川など緑地の適正な保全と緑化に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために、緑とオープンスペースに関する総合的な方針を定めています。

計画の策定主体は市町村で、対象とする緑は、公共が監理する公園、道路、河川や公共施設の緑はもとより、民間の工場・事業所敷地や民有林などを含みます。

また、本計画はこれまでの市の緑に関する計画である「緑のマスタープラン」を継承するとともに、「千歳市緑化条例に基づく緑化計画」に位置づけられています。

都市計画公園・緑地一覧表

図面番号	公園種別	名 称		位 置	面積(ha)	都市計画決定		都市公園法			設 置年月日
		番号	公 園 名			年月日	告示番	公告年月日	公告番号	供用開始年月日	
1	街区公園	2・2・1	春日公園	春日町 1 丁目	0.53	37. 6. 8 57. 9. 6	建1326 市138	51. 11. 22 58. 3. 10	市137 市 50	37. 7. 15 58. 3. 10	37. 7. 15 58. 3. 10
						38. 3. 19 48. 8. 15	建636 市 93	51. 11. 22	市137	38. 8. 31	38. 8. 31
2	〃	2・2・2	末広中公園	末広 4 丁目	0.20	38. 3. 19 48. 8. 15	建636 市 93	51. 11. 22	市137	39. 7. 11	39. 7. 11
3	〃	2・2・3	末広西公園	末広 8 丁目	0.20	38. 3. 19 48. 8. 15	建636 市 93	51. 11. 22	市137	40. 7. 15	40. 7. 15
4	〃	2・2・4	末広東公園	末広 3 丁目	0.94	38. 3. 19 48. 8. 15 61. 12. 25	建636 市 93 市229	51. 11. 22 61. 10. 1	市137 市171	41. 9. 30	41. 9. 30
5	〃	2・2・5	花園第 2 公園	花園 6 丁目	0.29	41. 6. 9 48. 8. 15 57. 9. 6	建1795 市 93 市138	51. 11. 22 58. 3. 10	市137 市 50	42. 8. 10	42. 8. 10
6	〃	2・2・6	むつみ公園	高台 3 丁目	0.42	42. 3. 16 48. 8. 15 3. 3. 8	建625 市 93 市 51	51. 11. 22 6. 3. 11	市137 市 76	43. 8. 31	43. 8. 31
7	〃	2・2・7	花園公園	花園 4 丁目	0.17	42. 3. 16 48. 8. 15	建625 市 93	51. 11. 22 6. 3. 11	市137 市 76	43. 8. 31	43. 8. 31

図面番号	公園種別	名 称		位 置	面積 (ha)	都市計画決定		都市公園法			設 置 年月日
		番号	公 園 名			年月日	告示番	公告年月日	公告番号	供用開始年月日	
8	街区公園	2・2・8	新町東公園	花園2 丁目	0.17	43. 6. 19 48. 8. 15 26. 3. 11	建1643 市 93 市 53	14. 3. 31	市71	14. 3. 31	14. 3. 31
9	"	2・2・9	しなの公園	信濃2 丁目	0.22	45. 4. 28 48. 8. 15	市 47 市 93	51. 11. 22	市137	45. 8. 15	45. 8. 15
10	"	2・2・10	しんとみ公園	新富3 丁目	0.15	45. 4. 28 48. 8. 15	市 47 市 93	51. 11. 22	市137	48. 9. 8	48. 9. 8
11	"	2・2・11	しなの第2公園	信濃4 丁目	0.28	45. 4. 28 48. 8. 15	市 47 市 93	53. 7. 31	市129	53. 8. 1	53. 8. 1
12	"	2・2・12	とみおか公園	富丘4 丁目	0.46	46. 3. 24 48. 8. 15	市 32 市 93	51. 11. 22	市137	46. 8. 18	46. 8. 18
13	"	2・2・13	とみおか2号公園	富丘3 丁目	0.24	47. 10. 4 48. 8. 15	市126 市 93	51. 11. 22	市137	48. 8. 24	48. 8. 24
14	"	2・2・14	すみよし1号公園	住吉5 丁目	0.27	47. 10. 4 48. 8. 15	市126 市 93	51. 11. 22	市137	49. 10. 15	49. 10. 15
15	"	2・2・15	桂木5号公園	桂木4 丁目	0.33	46. 11. 29 55. 4. 14 57. 9. 6	市138 市 62 市138	51. 11. 22 58. 3. 10	市137 市 50	47. 8. 19 58. 3. 10	47. 8. 19 58. 3. 10
16	"	2・2・16	東郊1号公園	東郊1 丁目	0.46	47. 10. 4	市126	55. 5. 12	市 71	55. 5. 12	55. 5. 12
17	"	2・2・17	東郊2号公園	東郊2 丁目	0.25	47. 10. 4	市126	63. 2. 1	市 15	63. 2. 1	63. 2. 1
18	"	2・2・18	すみよし3号公園	住吉1 丁目	0.14	47. 10. 4	市126	51. 11. 22	市137	50. 11. 6	50. 11. 6
19	"	2・2・19	東1号公園	青葉5 丁目	0.40	47. 10. 4	市126	53. 3. 14	市 30	53. 4. 1	53. 4. 1
20	"	2・2・20	とみおか3号公園	富丘2 丁目	0.19	47. 10. 4 55. 4. 14 5. 4. 9	市126 市 62 市 81	53. 7. 31	市130	53. 8. 1	42. 11. 15
21	"	2・2・21	北栄1号公園	北栄1 丁目	0.22	47. 10. 4	市126	51. 11. 22	市137	46. 9. 21	46. 9. 21
22	"	2・2・22	真町公園	真々地1 丁目	0.05	47. 10. 4	市126	51. 11. 22	市137	35. 6. 30	35. 6. 30
23	"	2・2・23	栄町公園	栄町2 丁目	0.06	47. 10. 4	市126	51. 11. 22	市137	35. 6. 30	35. 6. 30
24	"	2・2・24	桂木1号公園	桂木5 丁目	0.29	55. 4. 14	市 62	57. 12. 1	市200	57. 12. 1	57. 12. 1
25	"	2・2・25	桂木2号公園	桂木6 丁目	0.22	55. 4. 14	市 62	4. 3. 27	市 69	4. 3. 27	4. 3. 27
26	"	2・2・26	桂木3号公園	桂木3 丁目	0.33	55. 4. 14	市 62	63. 12. 16	市291	63. 12. 16	63. 12. 16
27	"	2・2・27	桂木4号公園	桂木2 丁目	0.20	55. 4. 14	市 62	57. 1. 8	市 3	57. 1. 8	57. 1. 8
28	"	2・2・28	北斗1号公園	北斗1 丁目	0.07	55. 4. 14	市 62	5. 3. 31	市 64	5. 3. 31	5. 3. 31
29	"	2・2・29	北斗2号公園	北斗2 丁目	0.11	55. 4. 14	市 62	57. 9. 21	市158	57. 9. 21	57. 9. 21
30	"	2・2・30	北斗3号公園	北斗3 丁目	0.10	55. 4. 14	市 62	5. 3. 31	市 64	5. 3. 31	5. 3. 31
31	"	2・2・31	北斗4号公園	北斗3 丁目	0.11	55. 4. 14	市 62	59. 11. 12	市205	59. 11. 12	59. 11. 12
32	"	2・2・32	ひまわり公園	自由ヶ丘2 丁目	0.07	55. 4. 14	市 62	3. 3. 22	市 57	3. 3. 22	3. 3. 22
33	"	2・2・33	白樺公園	自由ヶ丘1 丁目	0.25	55. 4. 14	市 62	55. 11. 13	市153	55. 11. 13	55. 11. 13
34	"	2・2・34	自由ヶ丘公園	自由ヶ丘4 丁目	0.13	55. 4. 14	市 62	57. 12. 1	市200	57. 12. 1	57. 12. 1
35	"	2・2・35	からまつ公園	自由ヶ丘3 丁目	0.10	55. 4. 14	市 62	63. 12. 16	市291	63. 12. 16	63. 12. 16
36	"	2・2・36	なかよし公園	自由ヶ丘6 丁目	0.25	55. 4. 14	市 62	62. 2. 3	市 16	62. 2. 3	62. 2. 3
37	"	2・2・37	桜木1号公園	桜木1 丁目	0.13	55. 4. 14 11. 12. 8	市 62 市289	7. 1. 20 10. 3. 31	市 17 市 99	7. 1. 20 10. 3. 31	7. 1. 20 10. 3. 31
38	"	2・2・38	桜木2号公園	桜木4 丁目	0.15	55. 4. 14	市 62	55. 12. 9	市165	55. 12. 9	55. 12. 9
39	"	2・2・39	新富おおぞら公園	新富1 丁目	0.30	57. 9. 6	市138	60. 12. 11	市224	60. 12. 11	60. 12. 11
40	"	2・2・40	富士1号公園	富士4 丁目	0.23	55. 4. 14	市 62	2. 3. 6	市 42	2. 3. 6	2. 3. 6

図面番号	公園種別	名 称		位 置	面積(ha)	都市計画決定		都市公園法			設 置年月日
		番号	公 園 名			年月日	告示番号	公告年月日	公告番号	供用開始年月日	
41	街区公園	2・2・41	富士2号公園	富士4丁目	0.09	55. 4. 14	市 62	60. 12. 11	市224	60. 12. 11	60. 12. 11
42	〃	2・2・42	長都1号公園	長都駅前3丁目	0.09	55. 4. 14	市 62	60. 12. 11	市224	60. 12. 11	60. 12. 11
43	〃	2・2・43	長都2号公園	長都駅前4丁目	0.14	55. 4. 14	市 62	4. 3. 27	市 69	4. 3. 27	4. 3. 27
44	〃	2・2・44	長都3号公園	長都駅前2丁目	0.11	55. 4. 14	市 62	3. 3. 22	市 57	3. 3. 22	3. 3. 22
45	〃	2・2・45	ひばりヶ丘1号公園	北光4丁目	0.14	55. 4. 14	市 62	59. 11. 12	市205	59. 11. 12	59. 11. 12
46	〃	2・2・46	ひばりヶ丘2号公園	北光6丁目	0.08	55. 4. 14 4. 4. 3	市 62 市 81	6. 3. 11	市 76	6. 3. 11	6. 3. 11
47	〃	2・2・47	ひばりヶ丘3号公園	北光3丁目	0.12	55. 4. 14	市 62	61. 10. 1	市171	61. 10. 1	61. 10. 1
48	〃	2・2・48	静和公園	北光1丁目	0.07	55. 4. 14	市 62	63. 12. 16	市291	63. 12. 16	63. 12. 16
49	〃	2・2・49	とみおか4号公園	富丘4丁目	0.21	55. 4. 14	市 62	60. 1. 7	市 1	60. 1. 7	60. 1. 7
50	〃	2・2・50	とみおか5号公園	富丘2丁目	0.10	55. 4. 14	市 62	62. 2. 3	市 16	62. 2. 3	62. 2. 3
51	〃	2・2・51	とみおか6号公園	富丘1丁目	0.03	55. 4. 14	市 62	7. 1. 20	市 17	7. 1. 20	7. 1. 20
52	〃	2・2・52	稲穂公園	稲穂2丁目	0.16	55. 4. 14	市 62	62. 2. 3	市 16	62. 2. 3	62. 2. 3
53	〃	2・2・53	稲穂第2公園	稲穂4丁目	0.25	55. 4. 14 57. 9. 6	市 62 市138	62. 2. 3	市 16	62. 2. 3	62. 2. 3
54	〃	2・2・54	日の出丘1号公園	青葉6丁目	0.19	55. 4. 14	市 62	56. 8. 10	市148	56. 8. 10	56. 8. 10
55	〃	2・2・55	日の出丘2号公園	日の出5丁目	0.11	55. 4. 14	市 62	61. 10. 1	市171	61. 10. 1	61. 10. 1
56	〃	2・2・56	祝梅1号公園	旭ヶ丘4丁目	0.13	55. 4. 14	市 62	60. 12. 11 23. 3. 31	市224 市 78	60. 12. 11 23. 3. 31	60. 12. 11
57	〃	2・2・57	祝梅2号公園	旭ヶ丘4丁目	0.13	55. 4. 14	市 62	2. 1. 5	市 1	2. 1. 5	2. 1. 5
58	〃	2・2・58	祝梅3号公園	旭ヶ丘3丁目	0.32	55. 4. 14 11. 12. 8 26. 3. 11	市 62 市289 市 53	5. 3. 31 10. 3. 31 25. 3. 5	市 64 市 99 市 66	5. 3. 31 10. 3. 31 25. 3. 5	5. 3. 31 10. 3. 31
59	〃	2・2・59	梅ヶ丘公園	梅ヶ丘1丁目	0.23	55. 4. 14 57. 9. 6	市 62 市138	57. 1. 8	市 3	57. 1. 8	57. 1. 8
60	〃	2・2・60	弥生公園	弥生3丁目	0.23	55. 4. 14 57. 9. 6	市 62 市138	63. 2. 1	市 15	63. 2. 1	63. 2. 1
61	〃	2・2・61	寿1号公園	寿1丁目	0.23	55. 4. 14 57. 9. 6	市 62 市138	59. 1. 28	市 10	59. 1. 28	59. 1. 28
62	〃	2・2・62	寿2号公園	寿2丁目	0.28	55. 4. 14 57. 9. 6	市 62 市138	2. 1. 5	市 1	2. 1. 5	2. 1. 5
63	〃	2・2・63	桜木3号公園	桜木5丁目	0.25	61. 12. 25	市229	63. 12. 16	市291	63. 12. 16	63. 12. 16
64	〃	2・2・64	若草ゴリラ公園	若草1丁目	0.63	57. 9. 6	市138	62. 2. 3	市 16	62. 2. 3	62. 2. 3
65	〃	2・2・65	若草ゾウ公園	若草3丁目	0.26	57. 9. 6	市138	62. 2. 3	市 16	62. 2. 3	62. 2. 3
66	〃	2・2・66	白樺パンダ公園	白樺5丁目	0.26	57. 9. 6	市138	62. 2. 3	市 16	62. 2. 3	62. 2. 3
67	〃	2・2・67	里美キリン公園	里美2丁目～3丁目	0.23	57. 9. 6	市138	62. 2. 3	市 16	62. 2. 3	62. 2. 3
68	〃	2・2・68	稲穂やすらぎ公園	稲穂3丁目	0.20	61. 12. 25	市229	62. 2. 3	市 16	62. 2. 3	62. 2. 3
69	〃	2・2・69	稲穂フレンド公園	稲穂3丁目	0.20	61. 12. 25	市229	62. 2. 3	市 16	62. 2. 3	62. 2. 3
70	〃	2・2・70	豊里ハスカップ公園	豊里2丁目	0.70	61. 12. 25	市229	3. 3. 22	市 57	3. 3. 22	3. 3. 22
71	〃	2・2・71	豊里くるみ公園	豊里5丁目	0.55	61. 12. 25	市229	60. 3. 15	市 64	60. 3. 15	60. 3. 15
72	〃	2・2・72	りんごちゃん公園	北光5丁目	0.08	61. 12. 25	市229	60. 12. 11	市224	60. 12. 11	60. 12. 11
73	〃	2・2・73	北斗かおり公園	北斗6丁目	0.10	61. 12. 25	市229	60. 3. 15	市 64	60. 3. 15	60. 3. 15
74	〃	2・2・74	北斗ルンルン公園	北斗5丁目	0.20	61. 12. 25	市229	59. 1. 28	市 10	59. 1. 28	59. 1. 28
75	〃	2・2・75	若草ヒツジ公園	若草4丁目	0.27	61. 12. 25	市229	62. 2. 3	市 16	62. 2. 3	62. 2. 3

図面番号	公園種別	名 称		位 置	面積 (ha)	都市計画決定		都市公園法			設 置年月日
		番号	公 園 名			年月日	告示番号	公告年月日	公告番号	供用開始年月日	
76	街区公園	2・2・76	白樺ライオン公園	白樺1 丁目	0.13	61.12.25	市229	59.8.9	市134	59.8.9	59.8.9
77	〃	2・2・77	里美ラッコ公園	里美1 丁目	0.26	61.12.25	市229	63.12.16	市291	63.12.16	63.12.16
78	〃	2・2・78	里美コアラ公園	里美4 丁目～5 丁目	0.23	61.12.25	市229	62.2.3	市16	62.2.3	62.2.3
79	〃	2・2・79	ウサギ公園	柏陽5 丁目	0.25	61.12.25	市229	4.3.27	市69	4.3.27	4.3.27
80	〃	2・2・80	タヌキ公園	柏陽3 丁目	0.24	61.12.25	市229	3.3.22	市57	3.3.22	3.3.22
81	〃	2・2・81	リス公園	福住3 丁目	0.21	61.12.25	市229	4.3.27	市69	4.3.27	4.3.27
82	〃	2・2・82	カバ公園	福住1 丁目	0.25	61.12.25 2.3.1	市229 市41	5.3.31	市64	5.3.31	5.3.31
83	〃	2・2・83	シマウマ公園	文京1 丁目	0.25	61.12.25	市229	5.3.31	市64	5.3.31	5.3.31
84	〃	2・2・84	北斗すみれ公園	北斗4 丁目	0.17	2.3.1	市41	4.3.27	市69	4.3.27	4.3.27
85	〃	2・2・85	長都4号公園	長都駅前1 丁目	0.17	4.4.3	市81	4.3.27	市69	4.3.27	4.3.27
86	〃	2・2・86	長都5号公園	北陽3 丁目	0.20	4.4.3	市81	5.3.31	市64	5.3.31	5.3.31
87	〃	2・2・87	クワガタ公園	清流2 丁目	0.43	8.3.12	市74	11.3.31	市92	11.3.31	11.3.31
88	〃	2・2・88	コオロギ公園	清流8 丁目	0.17	8.3.12	市74	12.3.31	市116	12.3.31	12.3.31
89	〃	2・2・89	カタツムリ公園	清流5 丁目	0.27	8.3.12	市74	11.3.31	市92	11.3.31	11.3.31
90	〃	2・2・90	さくらぎ4号公園	桜木2 丁目	0.14	11.12.8	市289	6.3.11	市76	6.3.11	6.3.11
91	〃	2・2・91	スズラン公園	長都駅前4 丁目	0.14	11.12.8	市289	9.3.26	市73	9.3.26	49.3.30
92	〃	2・2・92	ラクダ公園	文京4 丁目	0.32	11.12.8	市289	9.3.26	市73	9.3.26	9.3.26
93	〃	2・2・93	ペンギン公園	文京6 丁目	0.35	11.12.8	市289	9.3.26	市73	9.3.26	9.3.26
94	〃	2・2・94	シカ公園	文京3 丁目	0.32	11.12.8	市289	9.3.26	市73	9.3.26	9.3.26
95	〃	2・2・95	北陽公園	北陽1 丁目	0.20	11.12.8	市289	10.3.31	市99	10.3.31	10.3.31
96	〃	2・2・96	あずさ1号公園	あずさ2 丁目	0.25	11.12.8	市289	12.3.31	市116	12.3.31	12.3.31
97	〃	2・2・97	あずさ2号公園	あずさ3 丁目	0.25	11.12.8	市289	12.3.31	市116	12.3.31	12.3.31
98	〃	2・2・98	セミ公園	幸福4 丁目	0.21	11.12.8	市289	13.3.31	市121	13.3.31	13.3.31
99	〃	2・2・99	ミツバチ公園	幸福3 丁目	0.21	11.12.8	市289	18.3.13	市50	18.3.31	18.3.31
100	〃	2・2・100	ホタル公園	幸福2 丁目	0.24	11.12.8	市289	22.3.31	市74	22.3.31	22.3.31
101	〃	2・2・101	アカトンボ公園	清流6 丁目	0.14	11.12.8	市289	14.3.27	市71	14.3.31	14.3.31
102	〃	2・2・102	あけぼの公園	日の出3 丁目	0.17	12.12.7	市343	13.3.31	市121	13.3.31	13.3.31
103	〃	2・2・103	みどり台1号公園	みどり台南4 丁目	0.15	20.3.18	市56	21.10.14	市221	21.10.14	21.10.14
104	〃	2・2・104	みどり台2号公園	みどり台南2 丁目	0.15	20.3.18	市56	21.10.14	市221	21.10.14	21.10.14
105	〃	2・2・105	みどり台3号公園	みどり台北4 丁目	0.15	20.3.18	市56	24.3.15	市53	24.3.15	24.3.15
106	〃	2・2・106	みどり台4号公園	みどり台北2 丁目	0.15	20.3.18	市56	23.12.21	市290	23.12.21	23.12.21
107	〃	2・2・107	北信濃1号公園	北信濃	0.25	21.9.18	市202				
108	〃	2・2・108	北信濃2号公園	北信濃	0.25	21.9.18	市202	23.12.21	市290	23.12.21	23.12.21
109	〃	2・2・109	北信濃3号公園	北信濃	0.20	21.9.18	市202				
110	〃	2・2・110	北信濃4号公園	北信濃	0.25	21.9.18	市202				
111	〃	2・2・111	あずさ4号公園	あずさ5 丁目	0.28	21.9.18	市202	24.3.15	市53	24.3.15	24.3.15
112	〃	2・2・112	新星公園	新星2 丁目	0.17	21.9.18	市202	24.4.2	市73	21.4.2	21.4.2

図面番号	公園種別	名 称		位 置	面積 (ha)	都市計画決定		都市公園法			設 置年月日
		番号	公 園 名			年月日	告示番号	公告年月日	公告番号	供用開始年月日	
201	近隣公園	3・3・1	桜ヶ丘公園	高台 5 丁目	1.0	42. 3. 16 48. 8. 18	建625 道2602	51. 11. 22	市137	44. 9. 10	44. 9. 10
202	"	3・3・2	すみよし 2 号公園	住吉 2 丁目	1.7	47. 12. 11	道3559-3	57. 1. 8 59. 1. 28	市 3 市 10	57. 1. 8 59. 1. 28	57. 1. 8 59. 1. 28
203	"	3・3・3	しゅくぶ公園	梅ヶ丘 2 丁目	1.6	57. 9. 13	道1881-3	62. 2. 3 63. 12. 16 2. 1. 5	市 16 市291 市 1	62. 2. 3 63. 12. 16 2. 1. 5	62. 2. 3 63. 12. 16 2. 1. 5
204	"	3・3・4	上長都公園	上長都	2.5	57. 9. 13	道1881-3	55. 5. 12 58. 3. 10	市 71 市 50	55. 5. 12 58. 3. 10	55. 5. 12
205	"	3・3・5	若草公園	若草 5 丁目	2.1	57. 9. 13	道1881-3	4. 3. 27	市 69	4. 3. 27	4. 3. 27
206	"	3・3・6	もみじ公園	泉沢	1.6	61. 12. 25	道2024	4. 3. 27 9. 3. 26	市 69 市 73	4. 3. 27 9. 3. 26	4. 3. 27 9. 3. 26
207	"	3・3・7	つばさ公園	泉沢	3.9	61. 12. 25	道2024	5. 3. 31	市 64	5. 3. 31	5. 3. 31
208	"	3・4・8	ハヤブサ公園	泉沢	4.1	61. 12. 25	道2024	8. 10. 7	市246	8. 10. 7	8. 10. 7
209	"	3・3・9	太陽公園	柏陽 1 丁目	3.1	61. 12. 25	道2024	3. 3. 22	市 57	3. 3. 22	3. 3. 22
210	"	3・3・10	上長都明星公園	上長都	1.0	3. 3. 28	道451	6. 3. 11	市 76	6. 3. 11	6. 3. 11
211	"	3・4・11	せせらぎさわやか公園	桜木 2 丁目、 自由ヶ丘 5 丁目・6 丁目・北 信濃	4.8	7. 3. 2 13. 10. 29	市 56 市299	63. 12. 16 2. 1. 5 6. 3. 11 7. 1. 20 13. 3. 31 14. 3. 31	市291 市 1 市 76 市 17 市121 市 71	1. 1. 5 2. 1. 5 6. 3. 11 7. 1. 20 13. 3. 31 14. 3. 27	1. 1. 5 2. 1. 5 6. 3. 11 7. 1. 20 13. 3. 31
212	"	3・3・12	空港公園	柏台南 1 丁目	1.0	7. 11. 24 20. 3. 18	市 351 市 56	20. 4. 1	市 86	20. 4. 1	20. 4. 1
213	"	3・3・13	勇舞公園	勇舞 6 丁目	2.5	10. 5. 6 12. 12. 7	市 136 市 343	17. 3. 25 19. 3. 28	市 75 市68	17. 3. 31 19. 3. 30	17. 3. 31 19. 3. 30
214	"	3・3・14	北光公園	北光 2 丁目	1.0	12. 7. 28	市 216	15. 3. 20	市 66	15. 3. 31	15. 3. 31
215	"	3・3・15	指宿公園	大和 4 丁目	3.0	16. 11. 8 18. 11. 15	市 246 市 285	19. 3. 28 20. 4. 1	市 68 市 86	19. 3. 30 20. 4. 1	19. 3. 30 20. 4. 1
216	"	3・3・16	みどり台公園	みどり台南 3 丁目	2.0	20. 3. 18	市 56	26. 2. 10	市31	26. 2. 10	26. 2. 10
217	地区公園	4・4・1	臨空公園	泉沢	5.4	61. 12. 25	道2024	63. 2. 1 4. 3. 27	市 15 市 69	63. 2. 1 4. 3. 27	63. 2. 1 4. 3. 27
218	"	4・4・2	向陽台公園	文京 3 丁目	4.9	61. 12. 25	道2024	6. 3. 11	市 76	6. 3. 11	6. 3. 11
219	"	4・4・3	遺跡公園	清流 2 丁目	6.8	3. 9. 27	道1501	11. 3. 31 12. 3. 31 13. 3. 31	市 92 市116 市121	11. 3. 31 12. 3. 31 13. 3. 31	11. 3. 31 12. 3. 31 13. 3. 31
220	"	4・4・4	勇舞すこやか公園	桜木 3 丁目	4.8	6. 1. 14	道 59	10. 3. 31 11. 3. 31	市 99 市 92	10. 3. 31 11. 3. 31	10. 3. 31 11. 3. 31
221	"	4・3・5	メムシ公園	根志越	3.5	8. 3. 12	市 74	14. 3. 27 15. 3. 20	市 71 市 66	14. 3. 31 15. 3. 31	14. 3. 31 15. 3. 31

図面番号	公園種別	名 称		位 置	面積 (ha)	都市計画決定		都市公園法			設 置年月日
		番号	公 園 名			年月日	告示番号	公告年月日	公告番号	供用開始年月日	
222	総合公園	5・6・1	青葉公園	真町・泉沢	102.3	28. 2. 7 47. 12. 11 57. 9. 13	建329 道3559 道1881-3	51. 11. 22 62. 2. 3 63. 12. 16 11. 3. 31 12. 3. 31	市137 市16 市291 市92 市116	30. 8. 1 62. 2. 3 63. 12. 16 11. 3. 31 12. 3. 31	30. 8. 1 62. 2. 3 63. 12. 16 11. 3. 31 12. 3. 31
223	"	5・6・2	美々公園	美々	75	6. 1. 14	道 59				
224	運動公園	6・5・1	青空公園	あずさ 1 丁目 根志越・北信濃	20.4	10. 12. 4	道2064	61. 10. 1	市171	61. 10. 1	61. 10. 1
225	特殊公園	8・2・1	開拓記念公園	北信濃	0.5	57. 9. 6	市138	11. 3. 31	市 92	11. 3. 31	11. 3. 31

図面番号	緑地種別	名 称		位 置	面積 (ha)	都市計画決定		都市公園法			設 置年月日
		番号	緑 地 名			年月日	告示番号	公告年月日	公告番号	供用開始年月日	
226	都市緑地	1	北栄緑地	北栄 2 丁目	1.3	57. 9. 13	道1881-4	9. 3. 26	市 73	9. 3. 26	9. 3. 26
227	"	2	泉沢つつじヶ丘緑地	泉沢	5.2	57. 9. 13 4. 4. 7	道1881-4 道534	63. 12. 16	市291	63. 12. 16	63. 12. 16
228	"	3	里美ターザン緑地	里美 3 丁目	0.8	57. 9. 6	市139	63. 12. 16	市291	63. 12. 16	63. 12. 16
229	"	4	里美ジャングル緑地	里美 4 丁目	0.6	57. 9. 6	市139	8. 10. 7	市246	8. 10. 7	8. 10. 7
230	"	5	ママチ川緑地	青葉 2 丁目、朝日町 2, 6, 8 丁目、 本町 4 丁目、真々地 1, 4 丁目	5.4	12. 6. 13 13. 10. 29	市188 市300	10. 3. 31 12. 3. 31 13. 3. 31 17. 3. 25	市 99 市116 市121 市 75	10. 3. 31 12. 3. 31 13. 3. 31 17. 3. 31	10. 3. 31 12. 3. 31 13. 3. 31 17. 3. 31
231	"	6	長都川緑地	みどり台北 1, 2 丁目 みどり台南 3 丁目	1.6	20. 3. 18	市57	26. 2. 10	市 31	26. 2. 10	26. 2. 10
232	"	7	ゴセン川緑地	長都駅前 5 丁目 みどり台南 1, 4 丁目	3.6	20. 3. 18	市57				
233	"	8	新千歳空港インター チェンジ緑地	平和	3.2	25. 10. 18	市291				

都市計画公園の用語の解説

- a. 街区公園 主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
- b. 近隣公園 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
- c. 地区公園 主として徒歩圏区域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
- d. 総合公園 主として一つの市町村の区域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。
- e. 運動公園 主として運動の用に供することを目的とする公園。
- f. 特殊公園 (イ) 主として風致の享受の用に供することを目的とする公園。
(ロ) 動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園。
- g. 広域公園 一の市町村の区域を越える広域の利用に供することを目的とする公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの。

(例)

5・6・1 青葉公園

<公園名称>

<一連番号>

区分ごとの一連番号を付する。

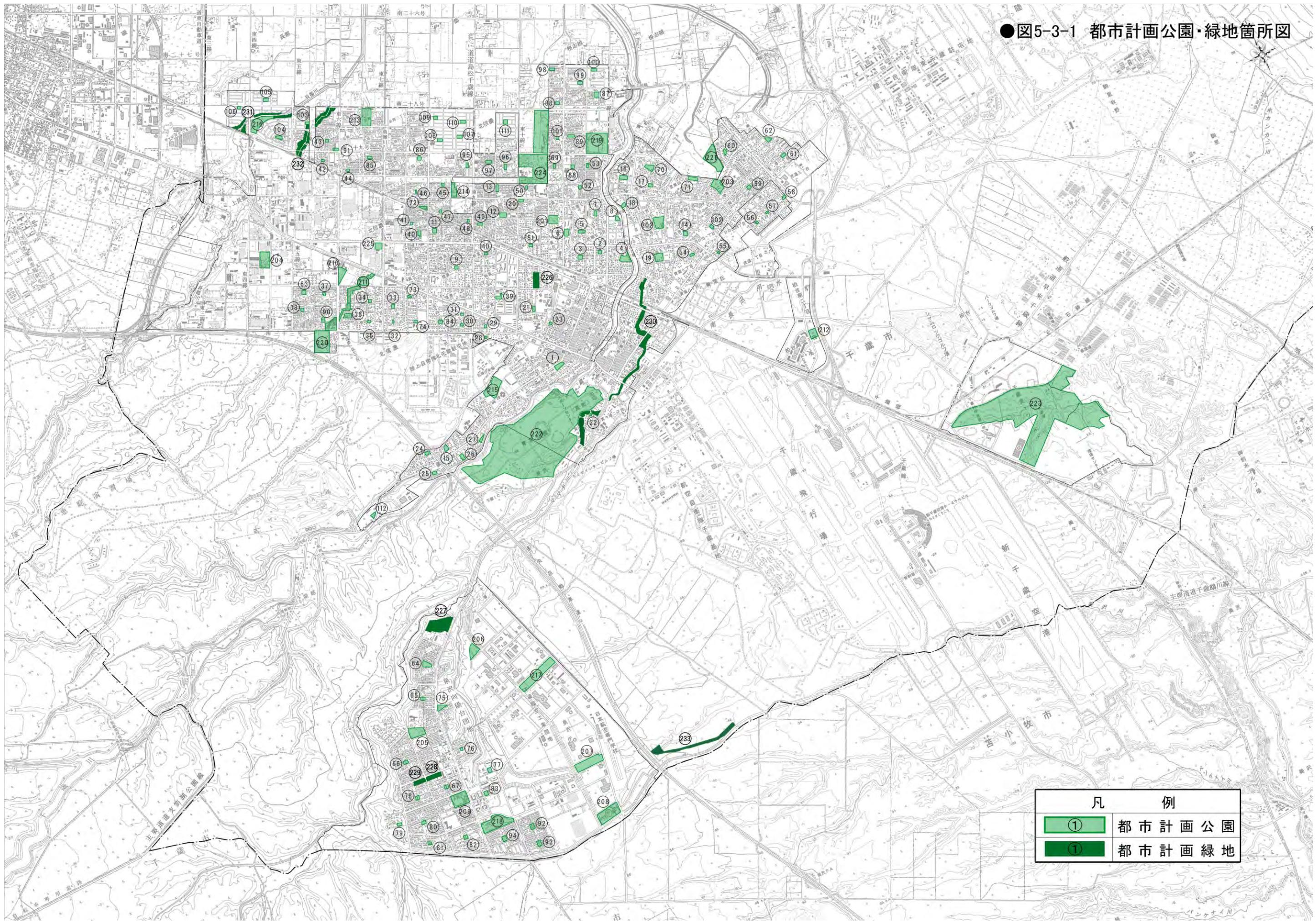
<規 模>

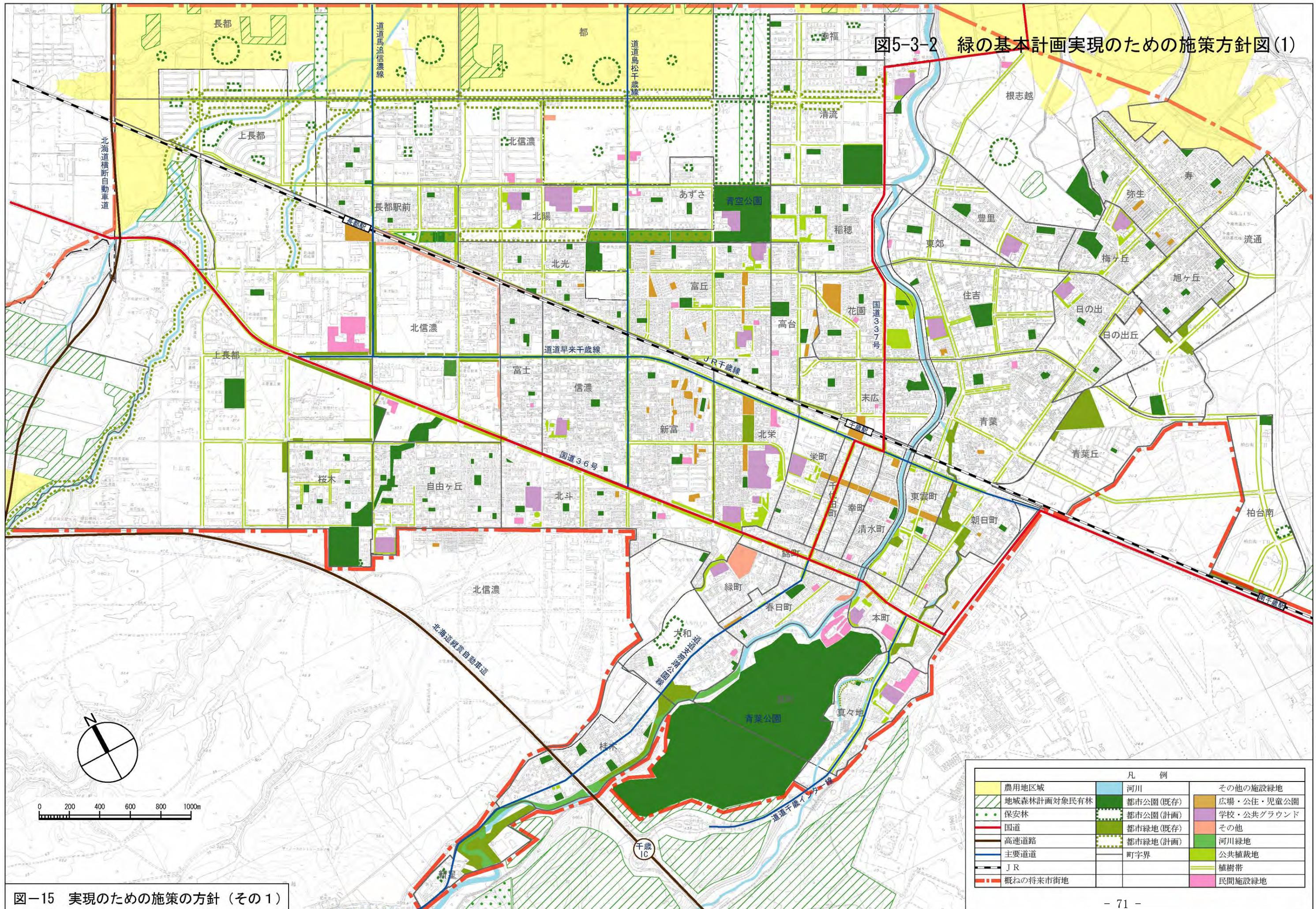
番号 2 1ha 未満のもの
3 1ha 以上 4ha 未満のもの
4 4ha 以上 10ha 未満のもの
5 10ha 以上 50ha 未満のもの
6 50ha 以上 300ha 未満のもの
7 300ha 以上のもの

<区 分>

番号 2 街区公園
3 近隣公園
4 地区公園
5 総合公園
6 運動公園
7 特殊公園(イ)
(風致の享受の用に供するもの)
8 特殊公園(ロ)
(動物公園、植物公園、歴史公園等)
9 広域公園

●図5-3-1 都市計画公園・緑地箇所図





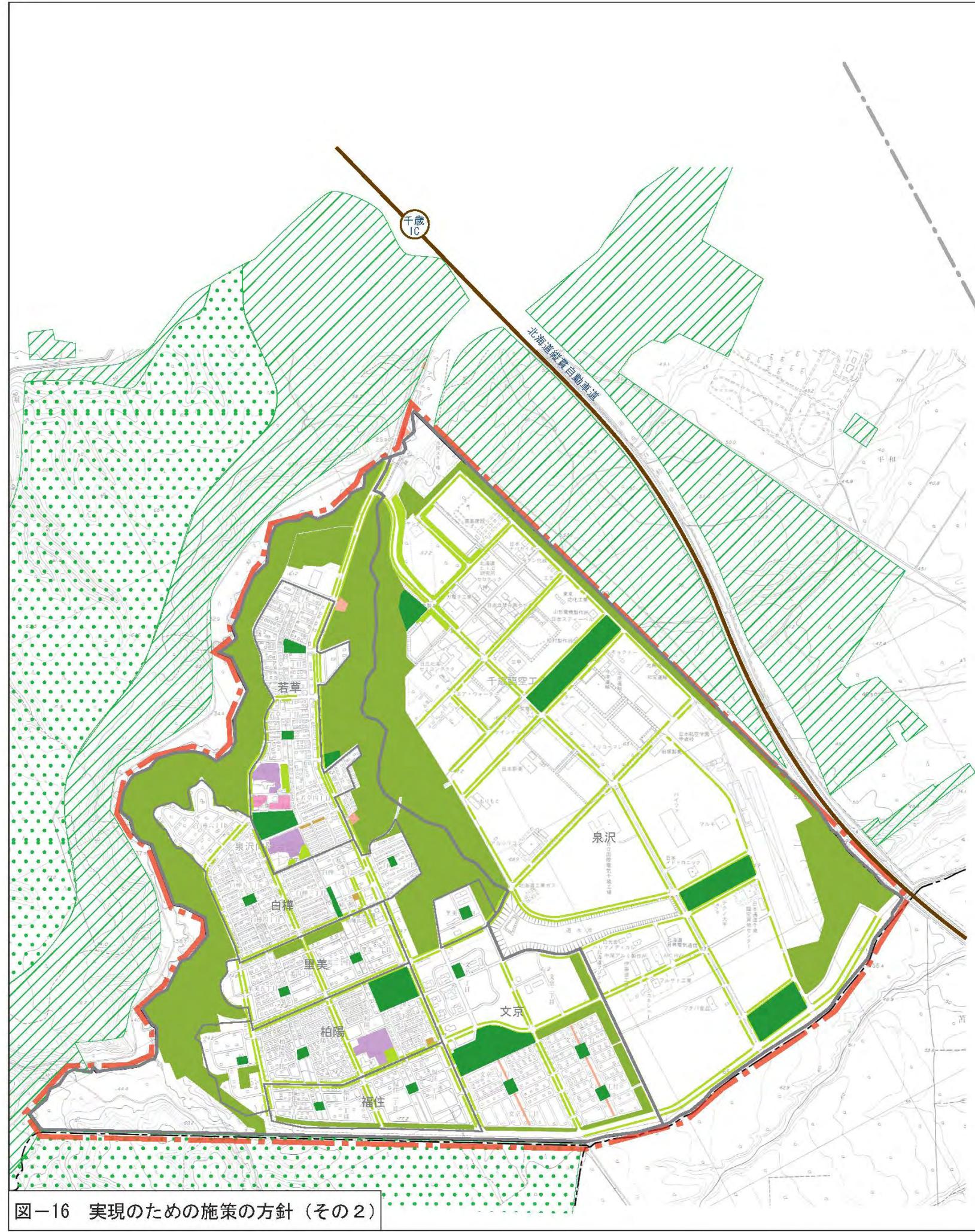


図-16 実現のための施策の方針（その2）



V－4 下水道

本市の下水道事業は、昭和35年に都市下水路として計画策定、翌36年に着手したのをスタートに、昭和39年に公共下水事業として市街地中心部約130haの事業認可を取得し、本格的に着工したものです。

さらに昭和46年に下水道終末処理場の建設に着手、昭和51年5月から処理を開始しています。

その後も市街化区域の拡大に伴って、排水区域を拡張し、平成27年3月現在、排水区域は約3,250haとなっています。

(1) 都市計画下水道の変更経過

告示年月日 告示番号	排水区域面積 (ha)	備考
昭和36年8月31日 建設省告示第1915号	130.03	都市計画下水道の一部決定及び排水施設廃止
昭和38年6月29日 建設省告示第1417号	130.03	一部線形変更
昭和39年6月25日 建設省告示第1582号	130.03	一部線形変更
昭和44年5月24日 建設省告示第2907号	330.02	区域拡張、下水管渠の変更
昭和48年4月5日 千歳市告示第47号	1,420.00	下水管渠・ポンプ施設の変更、区域拡張 処理場敷地面積の変更
昭和54年6月28日 千歳市告示第89号	1,780.00	区域拡張、下水管渠の変更
昭和61年12月11日 千歳市告示第212号	1,970.00	区域拡張、下水管渠・ポンプ施設の変更
昭和63年6月30日 千歳市告示第158号	2,053.90	区域拡張、下水管渠の変更
平成4年4月3日 千歳市告示第82号	2,639.90	下水管渠の変更、処理場敷地面積の変更、区域拡張 汚染処理施設の追加
平成5年3月26日 千歳市告示第60号	2,639.00	下水管渠の追加・変更
平成6年1月14日 千歳市告示第10号	2,917.00	区域拡張、下水管渠の追加・ポンプ施設の変更
平成7年11月24日 千歳市告示第352号	2,979	区域拡張、下水管渠の追加
平成10年5月6日 千歳市告示第137号	3,047	区域拡張、下水道の都市計画決定基準の変更に伴う 下水管渠の変更
平成10年11月6日 千歳市告示第314号	3,066	区域拡張
平成11年11月5日 千歳市告示第258号	3,139	区域拡張
平成12年3月31日 千歳市告示第114号	3,145	区域拡張
平成13年3月30日 千歳市告示第118号	3,155	区域拡張
平成14年3月26日 千歳市告示第66号	3,160	区域拡張、その他施設の変更（一部施設の廃止、名称変更）
平成18年11月15日 千歳市告示第284号	3,160	処理場敷地面積の変更
平成20年3月28日 千歳市告示第79号	3,191	区域拡張

告示年月日 告示番号	排水区域面積 (ha)	備考
平成20年10月31日 千歳市告示第268号	3,200	区域拡張、下水管渠の変更
平成23年8月25日 千歳市告示第187号	3,200	下水管渠の変更、ポンプ施設の廃止
平成25年10月18日 千歳市告示第292号	3,250	区域拡張

(2)都市計画下水道の決定状況

①下水道の名称

千歳公共下水道

②排水区域

名称	備考	告示年月日・番号
千歳公共下水道	面積 約3,250ha (うち処理区域約3,250ha)	平成25年10月18日 千歳市告示第292号

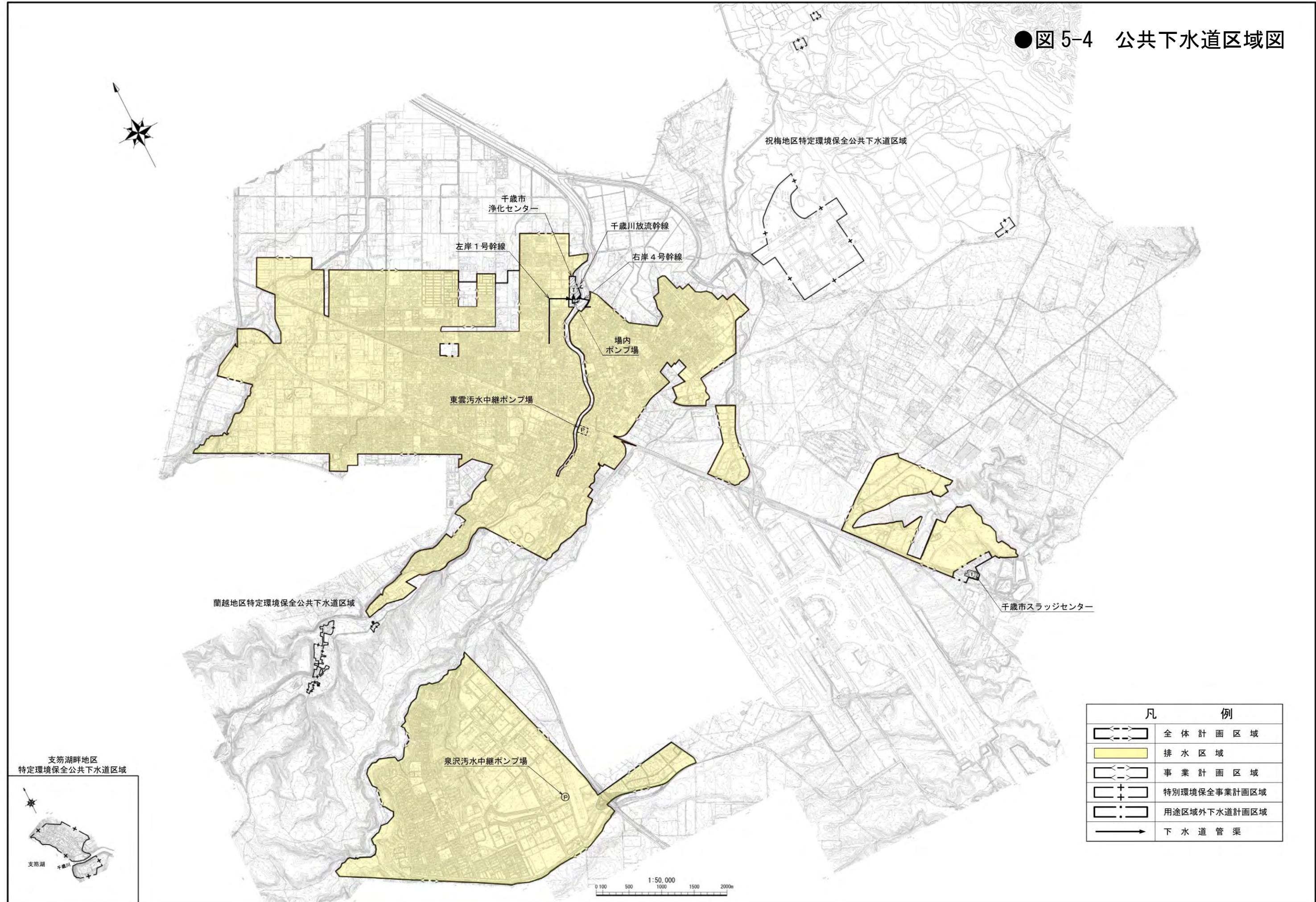
③下水管渠 (総延長 1,400 m)

名称	位置		備考	告示年月日・番号
	起点	終点		
左岸1号幹線	清流1丁目	稲穂1丁目	φ1.0m、L=950m 分流式汚水管	平成20年10月31日 千歳市告示第268号
右岸4号幹線	清流1丁目	豊里1丁目	φ1m、L=430m 分流式汚水管	平成23年8月25日 千歳市告示第187号
千歳放流幹線	清流1丁目	清流1丁目	2.0m、約20m 放流管	平成14年3月26日 千歳市告示第66号

④その他施設

名称	位置	備考	告示年月日・番号
東雲汚水中継ポンプ場	東雲町5丁目	面積 約1,100m ² 揚水能力 34.0m ³ /分	昭和54年6月28日千歳市告示第89号
泉沢汚水中継ポンプ場	泉沢	面積 約740m ² 揚水能力 14.7m ³ /分	昭和61年12月11日千歳市告示第212号
千歳市浄化センター	清流1丁目	面積 約54,900m ² 処理能力 96,300m ³ /日	平成18年11月15日千歳市告示第284号
千歳市スラッジセンター	美々	面積 約19,800m ²	平成14年3月26日千歳市告示第66号

●図 5-4 公共下水道区域図



V-5 河川

千歳川は流域面積 1,244 km²、幹川流路延長 108 km の河川で、フレ岳に源を発し、支笏湖を経て、内別川・ママチ川等の支川を合わせ、千歳市街地に至っています。さらに石狩低地帯の中を剣淵川・漁川・島松川等の支川を合わせて流下した後、江別市において日本第2の流域面積をもつ石狩川に合流しています。

流域には千歳市・恵庭市・江別市・北広島市・長沼町・南幌町の4市2町があります。

現在も河川管理者によって多くの治水・利水事業が行われていますが、さらに事業を推進するため、自治体と河川管理者の連携による河川整備事業の導入、円滑な施工を図るべく、1級河川の千歳川とママチ川を都市計画河川として計画決定しています。

河川								
名称		位置			区域		構造	備考
番号	河川名	起 点	終 点	幅員	延 長			
1	千歳川	右岸 千歳市豊里1丁目地先 左岸 千歳市根志越地先	右岸 千歳市住吉1丁目地先 左岸 千歳市花園1丁目地先	73m ～ 175m	約 1,390m	掘込式 複断面	一級河川	
平成2年10月18日 北海道告示第1490号(決定)								
2	ママチ川	千歳市青葉1丁目	千歳市真々地1丁目	12m ～ 35m	約 1,960m	掘込式 単断面	一級河川	
平成12年6月13日 北海道告示第1058号(決定)								

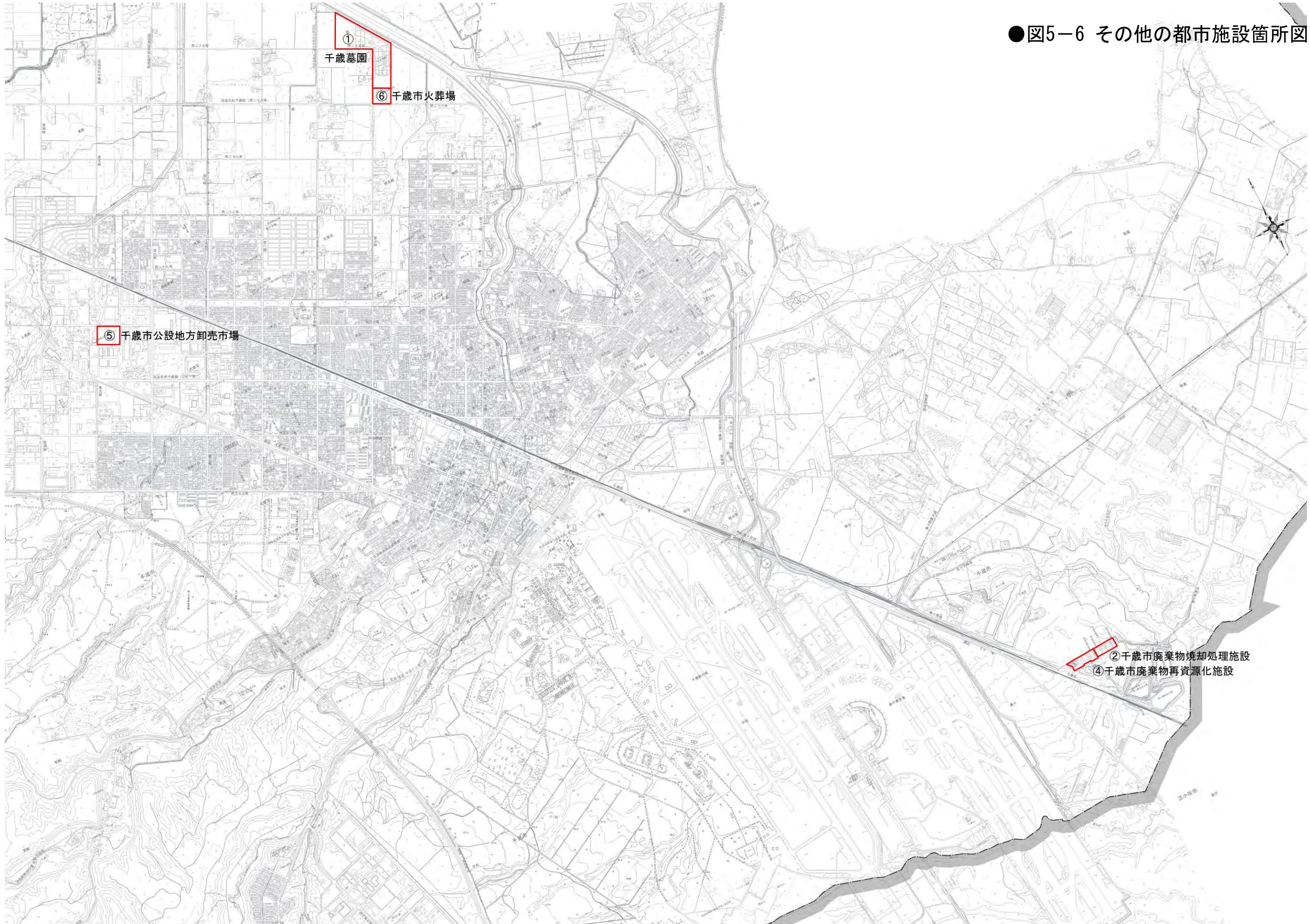
V-6 その他の都市施設

図面番号	都市施設名	名 称	位 置	面積 (ha)	都市計画決定		備 考
					年月日	告示決定	
1	墓 園	千歳墓園	都及び 根志越	18.1	平成27年 3月11日	千歳市告示 第46号	主要な墓園施設：納骨堂、駐車場、管理事務所、休憩所 墓所面積：2.9ha 墓所率：16.0%
2	ごみ焼却場	千歳市廃棄物 焼却処理施設	美々 758の54・ 52の一部	1.8	昭和60年 1月30日	千歳市告示 第18号	竣工－平成2年1月 建築面積 2,385 m ² 処理能力 65t×24×2炉 処理方式－連続燃焼式焼却炉
4	ごみ処理場	千歳市廃棄物 再資源化施設	美々 758の53・ 141	2.8	平成20年 10月31日	千歳市告示 第269号	処理能力 破碎 40t/5h 破碎機（3基） リサイクル 17t/日
5	市 場	千歳市公設 地方卸売市場	上長都 958	4.9	昭和47年 7月3日	千歳市告示 第78号	開設－昭和48年2月 建築面積 3,732 m ²
6	火 葬 場	千歳市火葬場	根志越1365 の甲の内	2.5	昭和48年 5月17日	千歳市告示 第52号	

●図5-5 都市計画河川箇所図



●図5-6 その他の都市施設箇所図



VI 市街地開発事業

VI-1 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、都市計画区域内の土地について公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画、形質の変更及び公共施設の新設または変更に関する事業となります。

本市では、昭和 16 年の千歳市千歳第一土地区画整理事業を初めに、24 地区の事業が完了しており、現在も千歳市おさつ駅みどり台地区、千歳市北陽高校前地区が事業継続中となっています。

□土地区画整理事業の実施状況

名 称	①千歳市千歳第一土地区画整理事業	②千歳市末広第一土地区画整理事業	③千歳市末広第二土地区画整理事業
実施状況	完了地区	完了地区	完了地区
事業主体	組合	市	市
面積(ha)	147.7	38.2	58.8
目的	駅前広場整備並びに宅地造成	旧市街地飽和状態の緩和宅地造成	公営住宅誘導の宅地造成
都市計画決定	昭和 16 年 5 月 10 日 内務省告示第 275 号	昭和 28 年 3 月 20 日 建設省告示第 307 号	昭和 28 年 3 月 20 日 建設省告示第 307 号
施行年度	昭和 17 年～昭和 24 年	昭和 32 年～昭和 37 年	昭和 39 年～昭和 44 年
根拠法令	耕地整理法	土地区画整理法	土地区画整理法

名 称	④千歳市東郊土地区画整理事業	⑤千歳市上長都土地区画整理事業	⑥千歳市北信濃土地区画整理事業
実施状況	完了地区	完了地区	完了地区
事業主体	組合	個人	個人
面積(ha)	107.8	94.6	3.6
目的	宅地造成	工業団地造成	宅地造成
都市計画決定	—	—	—
施行年度	昭和 42 年～昭和 51 年	昭和 47 年～昭和 48 年	昭和 48 年～昭和 51 年
根拠法令	土地区画整理法	土地区画整理法	土地区画整理法

名 称	⑦千歳市蘭越土地区画整理事業	⑧千歳市祝梅土地区画整理事業	⑨千歳市末広第三土地区画整理事業
実施状況	完了地区	完了地区	完了地区
事業主体	市	市	組合
面積(ha)	34.8	76.1	13.3
目的	宅地造成と合併施工の河川改修	宅地造成	宅地造成
都市計画決定	昭和 49 年 7 月 13 日 北海道告示第 2410 号	昭和 49 年 7 月 13 日 北海道告示第 2409 号	—
施行年度	昭和 49 年～昭和 58 年	昭和 49 年～昭和 61 年	昭和 53 年～昭和 59 年
根拠法令	土地区画整理法	土地区画整理法	土地区画整理法

名 称	⑩千歳市根志越土地区画整理事業	⑪千歳市稻穂土地区画整理事業	⑫千歳市おさつ駅前土地区画整理事業
実施状況	完了地区	完了地区	完了地区
事業主体	市	組合	組合
面積(ha)	35.3	13.0	58.3
目的	宅地造成	宅地造成	宅地造成
都市計画決定	昭和 54 年 12 月 22 日 北海道告示第 3988 号	—	昭和 63 年 3 月 31 日 北海道告示第 467 号
施行年度	昭和 55 年～平成元年	昭和 59 年～平成 2 年	昭和 63 年～平成 10 年
根拠法令	土地区画整理法	土地区画整理法	土地区画整理法

名 称	⑬千歳市第四工業団地土地区画整理事業	⑭千歳市根志越第二土地区画整理事業	⑮千歳市北信濃第二土地区画整理事業
実施状況	完了地区	完了地区	完了地区
事業主体	市	市	個人
面積(ha)	38.5	63.5	16.6
目的	工業団地造成	宅地造成	宅地造成
都市計画決定	平成3年3月11日北海道告示第328号	平成3年9月27日北海道告示第1500号	—
施行年度	平成3年～平成5年	平成3年～平成11年	平成5年～8年
根拠法令	土地区画整理事業法	土地区画整理事業法	土地区画整理事業法

名 称	⑯千歳市北陽土地区画整理事業	⑰千歳市根志越第三土地区画整理事業	⑲千歳市静和土地区画整理事業
実施状況	完了地区	完了地区	完了地区
事業主体	組合	組合	個人
面積(ha)	6.5	22.3	4.7
目的	宅地造成	宅地造成	宅地造成
都市計画決定	—	—	—
施行年度	平成6年～9年	平成8年～13年	平成10年～11年
根拠法令	土地区画整理事業法	土地区画整理事業法	土地区画整理事業法

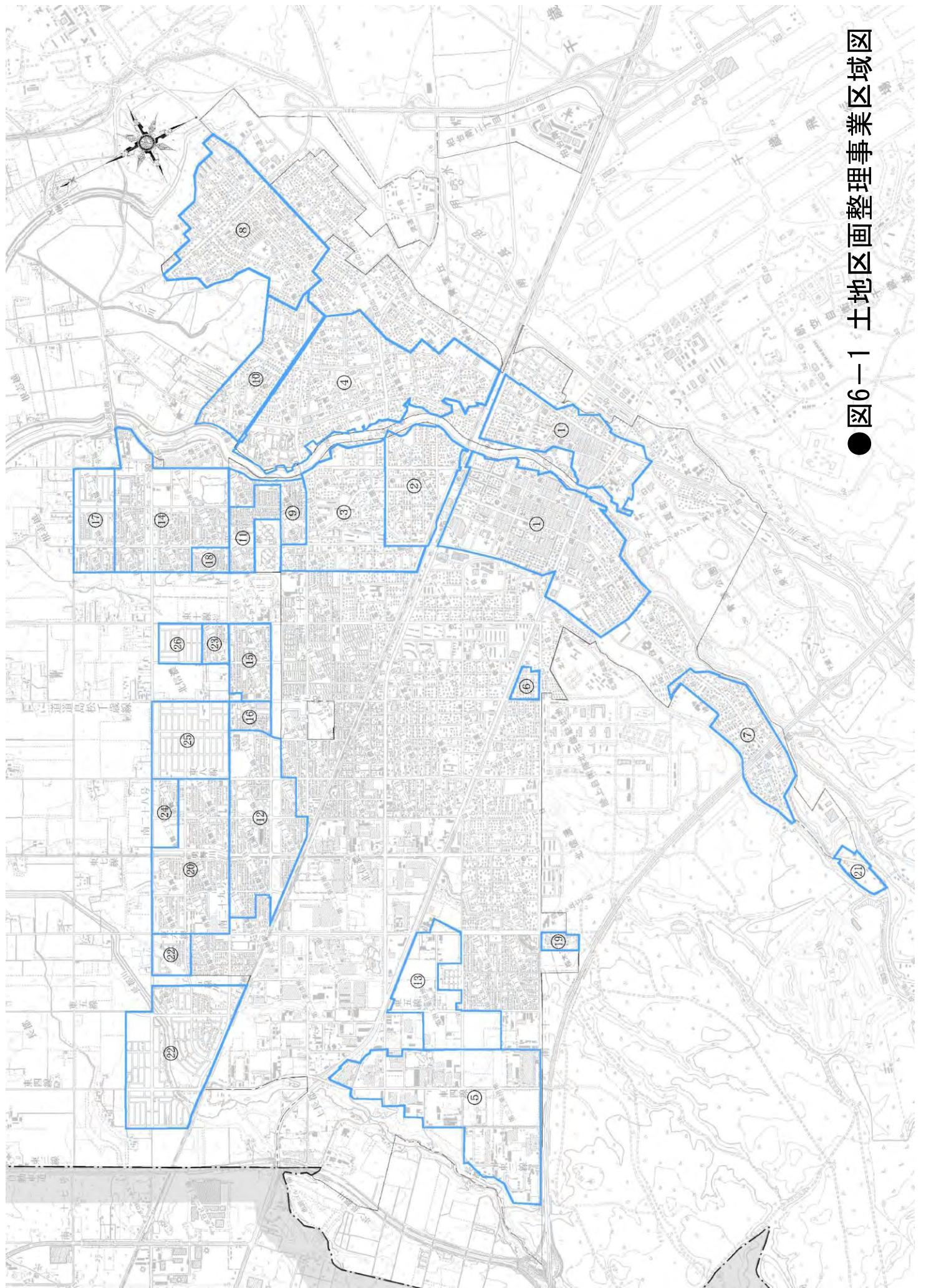
名 称	⑩千歳市桜木三丁目土地区画整理事業	⑯千歳市勇舞土地区画整理事業	㉑千歳市蘭越エコタウン土地区画整理事業
実施状況	完了地区	完了地区	完了地区
事業主体	個人	組合	組合
面積(ha)	2.8	53.6	5.7
目的	宅地造成	宅地造成	宅地造成
都市計画決定	—	平成10年5月6日北海道告示第731号	—
施行年度	平成10年～11年	平成10年～18年	平成11年～19年
根拠法令	土地区画整理事業法	土地区画整理事業法	土地区画整理事業法

名 称	㉒千歳市おさつ駅みどり台土地区画整理事業	㉓千歳市北信濃第三土地区画整理事業	㉔千歳市勇舞第二土地区画整理事業
実施状況	施行中	完了地区	完了地区
事業主体	組合	個人	組合
面積(ha)	72.7	5.3	9.5
目的	宅地造成	宅地造成	宅地造成
都市計画決定	平成11年11月5日北海道告示第1846号	—	—
施行年度	平成12年～	平成12年～13年	平成13年～18年
根拠法令	土地区画整理事業法	土地区画整理事業法	土地区画整理事業法

名 称	㉕千歳市北陽高校前土地区画整理事業	㉖千歳市あずさ土地区画整理事業	
実施状況	施行中	完了地区	
事業主体	組合	組合	
面積(ha)	31.6	9.2	
目的	宅地造成	宅地造成	
都市計画決定	平成20年3月28日千歳市告示第75号	平成20年10月31日千歳市告示第264号	
施行年度	平成20年～	平成20年～25年	
根拠法令	土地区画整理事業法	土地区画整理事業法	

※表中の面積は、土地区画整理事業の施行区域面積であり、都市計画決定の面積と異なる場合がある。

●図6-1 土地区画整理事業区域図



VI-2 市街地再開発事業

昭和40年代の千歳市の経済圏域は、札幌、苫小牧両経済圏の影響を受け、商業立地環境及び商業機能が低迷していました。このため昭和48年に千歳市広域商業診断を行い、それをふまえて昭和52年に千歳市商店街近代化計画が策定され、中心商店街に核店舗の必要性を指摘されました。

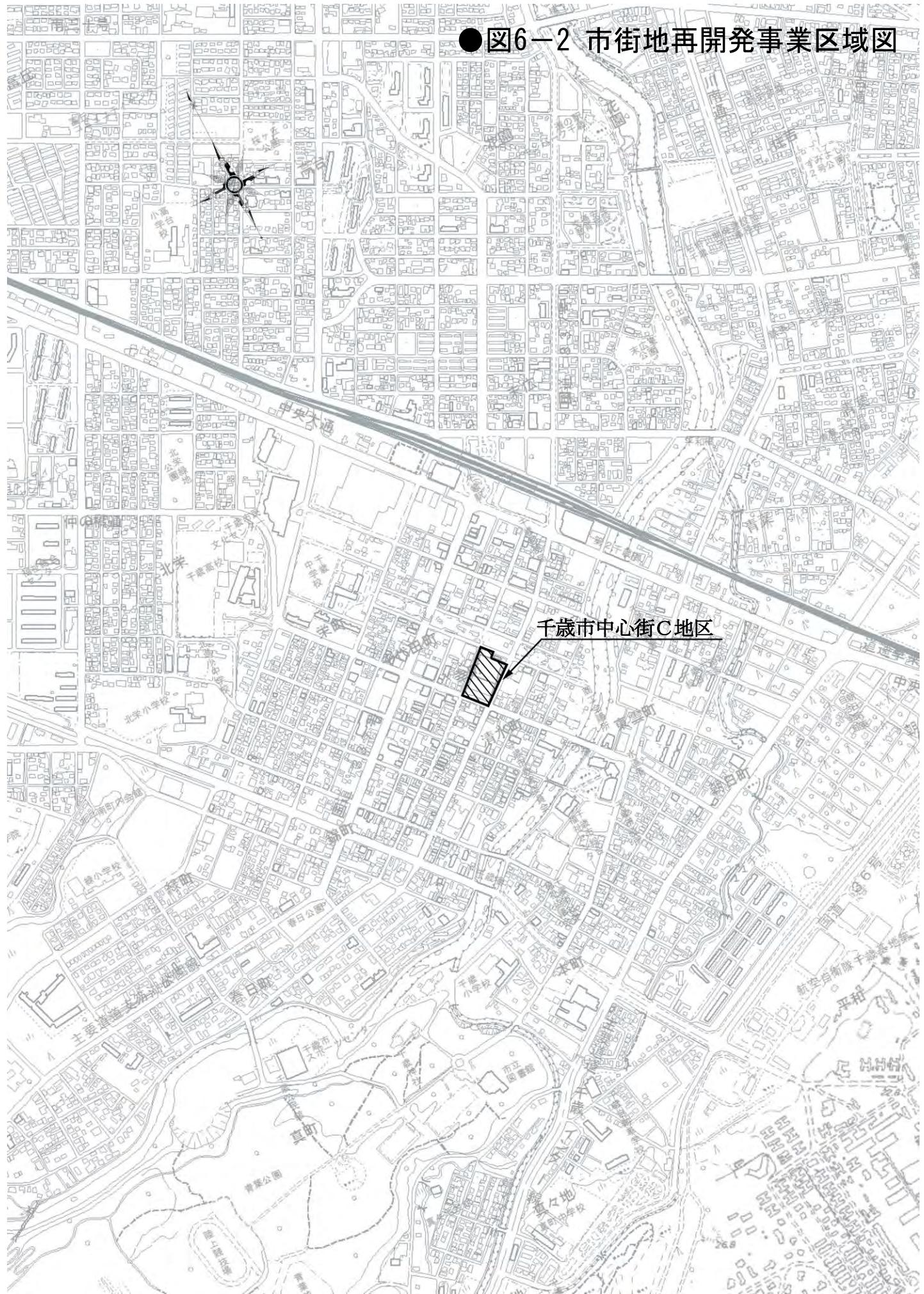
その計画が具体化しないうちに駅西側に大型店が進出したため市内の購買力が分散され、中心商店街の魅力が薄れつつありました。そこで千歳市商店街振興組合連合会から集客力のある魅力のある核店舗を中心とした再開発の要請が出され、昭和55年3月に千歳市中心街再開発基本計画を策定しました。

昭和55年5月に地元権利者が千歳市中心街C地区市街地再開発準備組合を設立し、昭和56年8月10日に千歳恵庭圏都市計画第1種市街地再開発事業及び高度利用地区に関する都市計画決定がなされ、同年10月27日に千歳市中心街C地区市街地再開発組合が発足、翌57年3月再開発ビル建設工事に着手、同年12月建築工事を完了しました。12月10日に再開発ビル「エスプラザ」、翌58年1月4日コミュニティセンターをオープンして、同年3月再開発組合を解散し、事業を完了しました。

□千歳市中心街C地区第1種市街地再開発事業の決定状況

名 称	千歳市中心街C地区第1種市街地再開発事業				
施 行 者	千歳市中心街C地区第1種市街地再開発組合				
面 積	約 0.9ha				
決定年月日	昭和56年8月10日 北海道告示第1762号				
建 築 物 の 整 備	街区番号	建 築 物		敷地面積に対する	
		建築面積	延べ面積	建築面積の割合	建築物の延べ面積の割合
	1	約 4,600 m ²	約 16,200 m ²	約 7/10	約 25/10 商業施設 (約 90%) コミュニ ティ施設 (約 10%)
建 設 施 設 の 整 備	街区番号	建築敷地面積		整 備 計 画	
	1	約 6,430 m ²		仲の橋通側に約 1,000 m ² の広場を設け、バスベー ス、ベンチ等、市民に魅力ある施設づくりをし、 店舗と一体的な活用を図るとともに、北大通側に は地下駐車場との連絡等を図るため約 400 m ² の広場 をとり、あわせて約 22%の公開空地を確保する。	

●図6-2 市街地再開発事業区域図



資料編

1. 千歳恵庭圏都市計画
都市計画区域の整備、開発
及び保全の方針

平成23年 3月29日
北海道告示第216号

北海道

千歳恵庭圏都市計画（千歳市・恵庭市） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。（北海道決定）

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、千歳恵庭圏都市計画区域（以下「本区域」という）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を平成32年の姿として策定する。

（2）範 囲

本区域の範囲及び規模は、千歳市及び恵庭市の2市にわたり、その面積は次のとおりである。

都市計画区域の範囲	市	範 囲	面 積
	千 歳 市	行政区域の一部	約 27,570 ha
	恵 庭 市	行政区域の一部	約 16,420 ha
	合 計		約 43,990 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道央広域連携地域（石狩地域）の中核都市群として、道都札幌市と苫小牧市及び室蘭市の臨海工業地帯の中間に位置し、陸、海及び空路の全てをいかせる交通の要衝地で、人口159,051人（平成17年国勢調査）を擁する地域であり、交通、工業、観光等の都市機能と恵まれた気候及び風土により農業との調和を図りながら快適な都市圏の形成に努めている。

また、交通のネットワークとしては、JR千歳線、JR石勝線、3・2・3号国道36号（国道36号）、北海道縦貫自動車道、北海道横断自動車道等によって全道各地と連携されるとともに、新千歳空港によって全国の主要地域と結ばれている。

現在、圏域では、新・北海道総合計画に基づき、北海道全体をけん引する「道央広域連携地域」として取り組みが進められており、また、新千歳空港の国際拠点空港化が推進されている。

このような立地条件にあって、支笏洞爺国立公園に連なる水と緑豊かな自然、北海道のなかでは雪が少なく比較的温暖な気候、平坦で広大な用地、地下水をはじめとする豊富な水資源など、都市的な発展のポテンシャルに支えられ、平成5年に地方拠点都市地域の指定を受けるなど、先端的な技術開発を中心とした知識集約型産業の育成と自然と共生する、ゆとりと潤いに満ちた都市づくりを進め、北のハイテク都市の形成を目指している。

一方、地方拠点都市地域として千歳恵庭圏の都市機能をさらに向上させるなど、地域の自立的成長力を高めていくことが重要となっているが、まちづくりにおいては、「都市化社会」から、安定・成熟した「都市型社会」の時代を迎えており、少子高齢・人口減少社

会の到来、産業構造の転換などの社会経済情勢の変化に対応し、構成市における以下の基本目標を踏まえつつ、安全で快適な都市生活を持続可能とするコンパクトなまちづくり、さらには地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換に向けた都市づくりを進める。

(1) 千歳市

千歳市は、安定した地域農業の確立、製造業や光関連産業に加え、交通の利便性を生かした物流施設や北海道の農産物を生かした食品加工産業などの誘致の推進、支笏洞爺国立公園を主とする豊かな大自然を背景とした観光産業の振興、新千歳空港等交通体系の整備充実並びに堅実な人口増加に支えられた住宅地の整備が着実に進められており、水と緑豊かな生活環境のもと、文化的で人間味あふれる国際都市の形成を目指している。

近年の少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、社会経済のグローバル化と逼迫する地方財政、環境問題の深刻化による消費型社会から循環型社会への転換など、地方自治体を取り巻く環境は大きな変革期を迎えており、市民協働による自主自立の自治体運営と地域社会の持続的な発展を目指し、長期的な視野に立ったまちづくりの指針を示す新たな総合計画（平成23年度～平成32年度）との整合を図りながら、まちづくりを推進する。

(2) 恵庭市

恵庭市は、食品・住宅関連産業を中心とする工業の集積や、道都圏の増加人口を収容するための住宅地の整備、開発により、道内でも有数な人口増加都市として成長を遂げてきており、人口減少、高齢化等、社会情勢が変化する中においても緩やかではあるが人口増加を続けてきた。

しかし、将来においては、「集約型都市構造」を明確に意識した上で、恵庭、島松、恵み野のJR千歳線3駅を中心に、それぞれ個性豊かな「地域中心」の形成を図りながら、都市全体として必要な都市機能を分担して提供し、「だれもが安心安全に暮らせるコンパクトな生活都市」の実現を目指していく。

第4期恵庭市総合計画(平成18年度～平成27年度)は、将来像を「水・緑・花 人がふれあう 生活都市えにわ」としており、その実現に向けて、①水と緑と花に彩られた魅力あるまちづくり、②安心して健康に暮らしし子どもを大切にするまちづくり、③学ぶこころと元気なからだを育むまちづくり、④生活環境が整い安全安心でゆとりあるまちづくり、⑤地域資源を生かした活気あるまちづくり、⑥市民と行政が情報と活動を共有するまちづくりの6つの基本目標に基づき、まちづくりを推進している。

II. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分を定める。なお、区域区分を定めることとした根拠は以下のとおりである。

本区域は、道央圏の中核的都市として、人口及び世帯数ともに増加傾向を示しており、これまで空陸交通の要衝としての利便性や自然環境の豊かさを好条件として、先端産業や食品加工業などの企業進出が行われ、製造品出荷額等についても増加傾向にあることから、今後も農林業との調整を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図っていくため、引き続き区域区分を定める。

2. 区域区分の方針

(1) おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区分	年次	平成 17年 (基準年)	平成 32年 (目標年)
都市計画区域内人口		159千人	おおむね 164千人
市街化区域内人口		145千人	おおむね 154千人

(注) 市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。

(2) 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区分	年次	平成 17年 (基準年)	平成 32年 (目標年)
生産規模	工業出荷額	3,405億円	4,589億円
	卸小売販売額	2,680億円	3,186億円
就業構造	第1次産業	2.9千人(3.8%)	2.5千人(3.2%)
	第2次産業	15.7千人(20.9%)	17.5千人(22.0%)
	第3次産業	56.6千人(75.3%)	59.4千人(74.8%)

(3) 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

市街化区域は、平成 17 年時点での市街化している区域及び当該区域に隣接するおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的市街化を図るべき区域とすることとし、その規模については、都市計画基礎調査に基づき、将来の市街地を配置すべき人口・産業を適切に収容しうる規模として、次のとおり想定する。

年 次	平成 32年
市街化区域面積	5,026 ha

(注) 市街化区域面積は、平成 32 年時点における人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

III. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域は、豊かな自然に恵まれ、空・陸交通の要衝として発展しており、それに伴う人口増加に合わせた計画的な市街地の整備を進めてきたが、少子高齢・人口減少社会の到来、産業構造の転換などの都市をとりまく環境の変化に対応するため、都市機能の適切な配置や既存ストックの有効活用などにより、コンパクトで成熟したまちづくり、さらには、低炭素型都市構造への転換を目指す。

このため、本区域の市街地においては、住居系、商業系、工業系のそれぞれの土地利用の方針に沿って、周辺環境と調和のとれた市街地の形成を図るとともに、地区計画制度等を活用しながら、地区の特性に応じたまちづくりを目指すこととし、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地、産業支援・交流業務地の各用途を次のように配置する。

① 住宅地

本区域の住宅地は、高度利用住宅地、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。

高度利用住宅地は、千歳市の中心商業業務地の周辺や恵庭市の地域商業業務地の周辺に配置し、中高層住宅を主体とし、多様な都市機能と複合化した利便性の高い住宅地を形成する。

また、恵庭市の高度利用住宅地については、住宅の更新などに合わせて土地の高度利用の促進や市街地環境の改善を図る。

一般住宅地は、高度利用住宅地の周辺や幹線道路の沿道、千歳市の地域商業業務地の周辺などに配置し、生活利便施設や医療・福祉施設、公共公益施設等が適切に配置された、良好な住環境の形成を図る。

また、恵庭市的一般住宅地のうち、都市基盤施設が未整備のまま土地利用が進んできた住宅地については、これらの施設の整備を進め、住環境の改善を図る。

専用住宅地は、千歳市の自由ヶ丘地区、桜木地区、北光地区、北陽地区、JR 長都駅前及び周辺地区、桂木地区、新星地区、恵庭市の恵み野地区、美咲野地区、黄金地区などに配置し、低層専用住宅を主体としたゆとりある住環境の維持、保全を図る。

千歳市の泉沢向陽台地区等には、臨森林型住宅地の専用住宅を配置し、周辺の森林環境を生かしたゆとりと潤いのある低層専用住宅地を配置する。

今後、整備される住宅地については、地区特性等を踏まえ必要に応じて地区計画等を活用することにより、計画的に良好な住環境の形成を図るとともに、生活利便施設等の立地について、適切な規模及び配置となるよう誘導に努める。

② 商業業務地

本区域の商業業務地は、中心商業業務地、地域商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。

中心商業業務地は、千歳市のJR 千歳駅周辺に配置し、多様な経済活動や事業活動、人の交流が行われる広域的かつ総合的な拠点の形成を図る。

地域商業業務地は、千歳市のJR 長都駅周辺、泉沢タウンセンター地区、恵庭市のJR 恵庭駅周辺及び漁町地区とJR 島松駅、JR 恵み野駅の各周辺に配置し、日常生活圏における生活利便性等の確保や住民の健康増進や文化の享受に資する土地利用を図る。

沿道商業業務地は、3・2・3 号国道 36 号（国道 36 号）、3・3・7 号中央大通のうち北信濃地区から北栄地区及び本町地区にかけての沿道など、主要幹線道路等の沿道に配置し、背後地の住環境等に配慮しつつ、沿道における利便性の向上を図る。

③ 工業・流通業務地

本区域における工業・流通業務地は、一般工業地及び流通業務地で構成する。

千歳市の工業・流通業務地については、千歳・苫小牧地方拠点都市地域基本計画などと整合性を図りながら新千歳空港の機能の強化に合わせ、主要幹線道路の整備を進め、製造業や先端技術産業、流通加工機能等の集積を図ることとし、恵庭市の工業・流通業務地については、既存の食品・物流関連産業等を中心とする工業集積とともに、今後は先端産業及びベンチャー企業の立地を促進していく。

また、スポーツ・レクリエーション機能の導入や公園・緑地の配置など潤いのある操業環境の創出を図る。

一般工業地は、千歳市の北信濃地区、上長都地区、美々地区、泉沢地区などに配置し、製造加工業を主体とした内陸型工業地や新千歳空港への近接性、緑豊かな環境を生かした多機能複合型工業地を形成する。

恵庭市の恵庭テクノパークには、一般工業地を配置し、一般企業の誘致のほか、インキュベート機能の増進やベンチャー企業の受け入れを図ることにより、既存企業が新技術等の導入により新規事業を立ち上げるなどの産業振興を支援する。

流通業務地は、千歳市の流通地区及び清流地区に配置し、広域的な交通利便性の高さを生かすとともに、周辺の住環境に配慮した流通業務地の形成を図る。

④ 産業支援・交流業務地

本区域の産業支援・交流業務地は、千歳市のJR南千歳駅周辺、美々地区、流通地区に配置し、中心商業業務地を補完し、生産、物流、学術研究の活動を支える都市活動拠点の形成を図る。

（2）市街地における建築物の密度の構成に関する方針

中心商業業務地や官公庁が立地する地区については、各機能の集積による効果を高めるため高密度での土地利用を推進する。

中層公営住宅を計画的に配置する千歳市の末広地区及び緑町地区並びに公営住宅の建替事業を図る恵庭市の恵央地区については、公共空間やオープンスペースの適切な確保を図りながら高密度での土地利用を進める。

計画的な住宅地の開発が行われた千歳市の泉沢地区、清流地区、北陽地区、勇舞地区、現在、開発が進められている千歳市のおさつ駅みどり台地区、北陽高校前地区、あずさ地区、恵庭市の恵み野地区、黄金地区、美咲野地区などについては、低密度での土地利用により、ゆとりある良好な住環境の維持、形成を図る。

（3）市街地における住宅建設の方針

本区域における公共賃貸住宅については、千歳市公営住宅ストック総合活用計画及び恵庭市公営住宅整備活用計画に基づき、計画的に建替事業を推進しているところであり、今後についても、高齢化社会に対応した公共賃貸住宅の整備を進めるとともに、住宅マスタープランの見直し及び新たに策定予定の公営住宅長寿命化計画などにより、今後の公営住宅の建替や既存ストックの有効利用を図るものとする。

（4）市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

中心商業業務地については、土地の高度利用の促進と都市機能の向上、建築物の不燃化を図るとともに、魅力ある良好な都市空間の創出に努める。

特にJR千歳駅付近を駅前交流拠点とし、主要幹線道路沿道での商業・業務機能と居住機能の複合化による都心機能や沿道サービス機能の強化、魅力ある商業空間の創出を図る。

千歳市のJR長都駅周辺や泉沢タウンセンター地区については、地域商業業務地として、日常生活圏における利便性の向上に資する土地の高度利用を図る。

恵庭市のJR恵庭駅周辺については、市の玄関口としてふさわしい商業・業務機能の集積を促進するため、土地の高度利用を図る。

千歳市の末広地区及び緑町地区並びに恵庭市の恵央地区の公営住宅については、計画的な建替事業等の促進により、土地の高度利用を進めるとともに、オープンスペース等を適切に確保することにより、住環境の改善を図る。

② 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

中心商業業務地やJR長都駅周辺及び泉沢地域のタウンセンター地区周辺については、周辺住民のニーズや土地利用の動向等を踏まえ、必要に応じて用途転換や用途の複合化を図ることにより、多様な都市機能の集積や商業業務機能の増進を図る。

一定規模の未利用地について、周辺住民のニーズ等を踏まえた生活利便施設の立地など、用途転換や用途の複合化を図る場合には、地区計画等を活用し計画的な土地利用の誘導に努める。

恵庭市のJR恵庭駅周辺は、多くの人々が集い交流する魅力的な地域拠点の形成を進めるため、用途転換や用途の複合化を図る。

本区域の幹線道路の沿道については、背後地の住環境や工業地の操業環境等に配慮し、地区特性に応じた用途転換を図る。

③ 居住環境の改善又は維持に関する方針

既存の中心商業業務地周辺にある老朽高密住宅地は、商業機能の集積、拡大にあわせ、建替えと高度利用及び不燃化を促進し、地区環境の改善を図る。

耐震性が確保されていない老朽住宅等においては、耐震化の促進に取り組み、建替えにあわせ長期優良住宅等の推進を行い、居住環境の改善を図る。

千歳市の航空機騒音の影響を受ける準工業地域のうち、主に住宅系の土地利用が図られている地区については、住宅地としての環境の保全を図る。

老朽化した公営住宅が立地する千歳市の末広地区、富丘地区並びに恵庭市の恵央地区の公営住宅については、建替事業により良好な住環境の形成を図る。

計画的に開発が行われた千歳市の泉沢地区、清流地区、北陽地区、勇舞地区及び現在開発が進められている、長都駅みどり台地区や北陽高校前地区及びあずさ地区、恵庭市の恵み野地区、黄金地区、美咲野地区などの住宅地は、地区計画等により引き続き良好な住環境の維持形成に努める。

④ 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

本区域の市街化区域内には、千歳川や漁川をはじめとする多くの河川が貫流し、市街地の縁辺部も含めて良好な自然環境が多く残されていることが特徴である。

このことから、市街地整備にあたってもこれらの環境を生かしていくことを基本に、市街地の水辺、樹林、斜面等の緑地については、都市として守るべき緑地であり、都市の貴重な自然環境として、計画的に保全活用を図るものとする。

(5) 市街化調整区域の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集団的農用地や国・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域、実施を予定している区域などについては、健全な農業の維持と発展を図るためにも、今後とも優良な農用地として、その保全に努め、特に、農用地利用計画の中で、農振法第8条第2項第1号の規定に基づき、農用地区域として定められたものについては「農業上の利用を図るべき土地」として、市街化区域の拡大の対象とはしない。

千歳市の北東部は優良な農業地域となっており、都市地域との整合を図りながら、生産性が高く魅力ある農業経営をめざすものとし、農業基盤の整備や農業と他産業との結びつきを深める複合的産業化を進めるなど、農村環境の一層の整備を図る。

恵庭市においても、農用地は、市民に新鮮な農作物を提供する生産の場であるとともにその生産の仕組みを通じてまち全体の土地や、水、緑の環境を守り、土に親しむ機会を提供する貴重な都市住民との交流の場であることから、このような重要な役割を果たしている農業地域においては、都市地域との調和や交流に配慮しながら保全を図る。

② 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

崖地や傾斜地などの災害の発生のおそれがある地区については、市街化を抑制するとともに緑化を促進し、保全に努め災害の防止を図る。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

市街地の周辺にある保安林や千歳市の蘭越地区周辺の樹林地及び北海道自然環境等保全条例により環境緑地保護地区に指定された恵庭市の西島松地区の樹林地等の良好な自然環境については、後世に継承すべき貴重な市民の財産であることから、今後とも適切な維持・保全に努める。

④ 秩序ある都市的土地区画整理事業に関する方針

本区域は、人口、産業規模とともに増加傾向を示しており、都市化の熟度に合わせ、新たな市街地について、環境保全上の観点に十分配慮し、農林業との十分な調整を図りつつ、市街地整備の見通しが確実になった段階で市街化区域への編入を予定することとする。

千歳市においては、新千歳空港周辺や新たに整備予定の空港インターチェンジ周辺について既存市街地の工業系未利用地の活用を基本としながらも、交通利便性や産業振興等の観点から都市的土地区画整理事業の可能性について検討を行う。

恵庭市の道と川の駅については、今後も交流拠点としての機能の強化、充実を図る。市街化区域等の都市的土地区画整理事業が行われている区域に囲まれた市街化調整区域のうち、無秩序な土地利用や街区の環境が形成されるおそれがあり、隣接する市街化区域の環境の保全等が必要な区域については、必要に応じて農林業との調整を図った上で地区計画等を定めることにより、都市的土地区画整理事業の整序を図る。

また、農業地域等における各活動拠点での公共公益施設を中心とした生活拠点の充実、国道や道道沿道での景観形成の観点や沿道サービス施設など有効利用の観点、グリーンツーリズムをはじめとする都市地域と農村地域の新たな交流の促進など、市街化区域では達成できない特有の開発や土地利用については、必要に応じて農林業と調整を図った上で地区計画等を定めることにより、周辺環境と調和した計画的な立地となるよう努める。

恵庭市の市街化調整区域における優良田園住宅の整備については、周辺の自然環境の保全や農業と都市的土地区画整理事業の調和に配慮するとともに、地区計画を定め、良好な田園環境の形成を目指す。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、北海道の空の玄関である新千歳空港を擁し、本道の政治経済及び文化の中心である札幌と開発の進む苫小牧東部工業基地の中間に位置し、交通結節点としての重要な機能をもち、臨空港型工業都市、観光都市及び道央都市圏における広域的な都市機能を分担する都市として発展を続けている。

本区域の交通体系は、北海道縦貫自動車道、北海道横断自動車道、3・2・63号道央新道(道央圏連絡道路)、3・2・3号国道36号(国道36号)、3・3・10号駅大通(国道337号)が主要幹線道路として広域交通の骨格を構成し、さらに、JR千歳線、石勝線が道内の主要都市へ連絡するなど、交通の要衝となっている。

一方、交通の主流である自動車交通については、本区域を縦貫している3・2・3号国道36号(国道36号)が、室蘭、苫小牧方面と札幌、小樽方面を結ぶ主要幹線道路である。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的、一体的に進めるとともに、人口減少などの社会情勢の変化に対応した、将来の都市像に沿った交通体系となっているかについて、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化、多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と、情報技術などを活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で、交通施設整備を検討する。

これらの考えを基に、基本方針を次のとおりとする。

ア 広域交通及び域内交通需要に対しては、人口減少などの社会情勢の変化や新千歳空港の機能強化に対応した、各種交通機関の適切な役割分担と有機的な連携を図り、総合的な交通体系の確立を目指す。

イ 施設整備にあたっては交通需要に応じて計画的・段階的整備を行うとともに、生活様式の多様化への対応、安全性や環境との調和の向上、高齢化社会を踏まえたバリアフリー化の推進など、活力と潤いのある都市環境の確保に努める。

ウ 駅周辺を中心とした公共交通ネットワークの充実に努めるとともに、CO₂の削減など、より環境へ配慮しながらも利用者や時代のニーズに沿った適切な交通システムを目指す。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点にたって整備を図っていくものとするが、道路については、当面、次のような整備水準を目標として整備を進める。

街路網については、広域交通に対応する骨格街路網の全線整備を目指すとともに、都市内の幹線街路網は各街路機能に応じて段階的な整備を進め、将来の幹線街路網密度がおおむね3.51km/km²となるように都市計画道路の整備を図る。

年 次	平成17年 (基準年)	平成32年 (目標年)
幹線街路網	3.35km/km ²	3.51km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道 路

広域的な観点から、迅速かつ円滑な自動車交通を確保するため、新たに札幌・千歳・帯広方面をネットワークする北海道横断自動車道、札幌・石狩方面と千歳・新千歳空港をネットワークする 3・2・63 号道央新道（道央圏連絡道路・国道 337 号）、北海道縦貫自動車道における空港インターチェンジの整備を促進するとともに、北海道横断自動車道への利用拡大の為、スマートインターチェンジの設置を検討する。

空港・産業・流通・観光の連携強化に適切に対応するため、3・2・3 号国道 36 号（国道 36 号）、3・4・18 号支笏湖通（道道支笏湖公園線）、3・2・54 号空港泉沢大通（道道泉沢新千歳空港線）、3・2・26 号美々駒里大通（道道早来千歳線）等において交通環境の改善や整備を促進するとともに、羊ヶ丘通延伸の配置について検討を行う。

また、これら主要幹線道路を補完する幹線道路の 3・4・107 号恵南柏木通、3・4・111 号基線通、3・4・123 号団地中央通などを配置する。さらに、主要幹線道路等の道路網形成については、これらに連絡する既存の道路の活用を基本としていることから、交通需要や都市交通のニーズなどを勘案し必要に応じて新たな道路整備や改良などの検討を行う。

住区レベルの道路については、近隣住区内の幹線となる補助幹線道路やそれに連絡する住区内の主要な区画道路の整備を促進する。

鉄道の踏切部で発生する交通混雑解消に向けた検討を行うとともに、土地利用の動向や計画交通量などから都市構造を勘案し、適切な時期に鉄道の高架化の検討を行う。

サイクリングロードについては、広域での自治体連携等によるサイクルネット構想が検討されていることから、広域自転車道の整備促進を図る。

b 駐車場・駐輪場

駐車場・駐輪場については、駅周辺における駐車場・駐輪場需要に対応するため効率的に配置する。

c 自動車ターミナル

人と地球にやさしい交通システムを目指すため、公共交通ネットワークの利便性を向上させ、市民が集い親しまれる空間として、駅周辺におけるバスターミナル機能の充実を図る。

d 空 港

北海道の空の玄関である新千歳空港については、グローバル化の進展に伴う人や物の増大に対応するため、国際拠点空港化を推進し、国内・国際航空旅客及び貨物の需要に対応できる整備促進を図る。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりである。

a 道 路

- ・北海道横断自動車道の整備を促進する。
- ・3・2・63 号道央新道（道央圏連絡道路・国道 337 号）の整備を促進する。
- ・北海道縦貫自動車道における空港インターチェンジの整備を促進する。
- ・3・2・54 号空港泉沢大通（道道泉沢新千歳空港線）の整備を促進する。

b 空港

新千歳空港の第2旅客ターミナルビルを含めた全体計画の早期完成と、地震に強い空港整備としての施設の耐震強化を図るとともに、空港周辺の環境整備を進める。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

近年における都市化の進展は、市街地の保水遊水機能の低下による中小河川の氾濫、雨水排水施設の整備の立ち遅れによる浸水被害などの問題をもたらしている。

このため、土地利用計画と河川及び下水道の整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。

ア 下水道

生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水被害の防止を図り、都市の健全な発展と衛生環境の向上に資するため、下水道整備を促進する。

イ 河川

河川については、流域の現況や洪水特性を踏まえ、「石狩川水系千歳川河川整備計画」に基づき積極的に治水施設などの整備を促進する。

また、市街地の開発にあっては、流域が本来有している保水、遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画などを勘案し、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境の保全に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域における下水道の整備は、将来の土地利用計画と整合を図りながら公共下水道により整備する。

本区域の下水道普及率は、平成17年で96.9%であり、引き続き市街地の普及を目指し、整備促進を図る。

イ 河川

河川については、市街地の進展に伴う土地利用の変化、市街地の拡大等による流出量の増大に対する安全性の確保に十分配慮するとともに、市街地の公園緑地とネットワークを強めて、河川の親水性の向上に努め、周辺環境に配慮した河川整備を促進する。

② 主要な施設の配置方針

a 下水道

本区域における都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、千歳市を排水区域とする千歳公共下水道及び恵庭市を排水区域とする恵庭公共下水道の整備を図る。

千歳公共下水道については、清流及び美々に処理場を配置し、排水区域内にポンプ場、幹線管渠を確保するとともに、適切な改築更新を図る。

恵庭公共下水道については、中島松地区に処理場を配置し、幹線管渠を適切に確保し、未整備地区の普及を図る。

雨水処理については、河川改修整備の進捗を踏まえ、市街地整備との整合を図りながら、雨水貯留機能を備えた流出抑制対策を計画する。

b 河 川

千歳川、長都川、漁川、島松川、柏木川、ユカンボシ川などの河川は、治水上の安全性を確保するために、市街地整備との整合を図りながら順次整備促進を図るとともに、河川環境の保全、親水性に配慮した潤いのある河川空間の創出に努める。美々川については、自然環境の保全に努める。

流域の地形特性、土地利用状況、洪水被害の実態を踏まえて、それぞれの地域に適合した流域対策に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりである。

a 下水道

千歳公共下水道では、千歳川左岸地区などの幹線管渠の整備を行うとともに、老朽化した下水道施設は長寿命化を図りながら改築更新を図る。

恵庭公共下水道では、市街化整備に対応し、管渠整備を進めるとともに、処理場の整備を行う。

また老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら計画的な改築更新を行い、機能維持を図る。

b 河 川

河川については、千歳川、長都川、漁川、島松川、柏木川、ユカンボシ川などの整備の促進を図るとともに、内水対策、流域対策について、地域で協議を行い必要な対策をすすめていく。

（3）その他の都市施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

a 廃棄物処理施設

一般廃棄物処理施設は、「北海道循環型社会形成推進基本計画」、「北海道廃棄物処理計画」を準拠し、各市において定める「一般廃棄物処理計画」等に基づき、計画的な施設の整備及び維持管理を図る。

また、民間事業者等による一般廃棄物処理施設は、各計画における位置付け等を踏まえ、公益性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

産業廃棄物処理施設は、「北海道循環型社会形成推進基本計画」及び「北海道廃棄物処理計画」に基づき、適切な立地及び施設整備となるよう誘導を図るとともに、各計画における位置付け等を踏まえ、公益性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

b 市 場

千歳市の公設地方卸売市場は、消費ニーズの多様化や市場外取引の増大により、市場の取扱量が減少しており、市場として適正な規模を検討する。

② 主要な施設の配置の方針

a 廃棄物処理施設

千歳市的一般廃棄物処理施設は、再資源化施設及び焼却施設、隣接して埋立処分場を美々地区に設置しており、当分の間、この処理体制を維持するとともに効率的・効果的なごみ処理体制の充実を図るために、広域化についても検討を行う。

恵庭市的一般廃棄物処理施設は、中間処理施設としてリサイクルセンターを島松沢地区に配置しているが、ごみの減量化及び再資源化を図る観点から、生ごみをエ

エネルギー資源として利活用する生ごみ資源化処理施設、さらには紙資源化処理施設の整備を図るとともに、ごみ焼却施設を整備する。

b 市 場

千歳市公設地方卸売市場は、上長都地区に配置しているが、市場の取扱量が減少していることから、今後、市場としての適正な規模を検討する。

③ 主要な施設の整備目標

a 廃棄物処理施設

千歳市の廃棄物再資源化施設については、破碎処理施設の整備を行い、再資源化の機能向上を図る。

恵庭市では、生ごみ資源化処理施設は平成24年度、紙資源化処理施設及びごみ焼却施設は平成27年度の供用開始を目標として、計画的な施設整備を進める。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

中心商業業務地及び恵庭市のJR恵庭駅周辺については、商業業務機能のより一層の集積と拡大を図るため、市街地再開発事業などにより、土地利用の高度化を図るとともに魅力的で快適な都市空間の確保に努める。

既成市街地の住宅地のうち、都市基盤施設が未整備な地区については、計画的に面的整備を促進し、土地利用の増進と良好な住環境の創出を図る。

新市街地については、積極的に土地区画整理事業などによる計画的開発を進め、秩序ある市街地の形成を図る。

(2) 市街地整備の目標

千歳市においては、中心市街地地区における交流拠点にふさわしい、快適な歩行者空間の確保と景観形成を進めるとともに、市街地の開発においては、おさつ駅みどり台地区、北陽高校前地区及びあずさ地区の土地区画整理事業の推進により、低層住宅を主体とした良好な住宅地供給を行う。

恵庭市においては、地域中心における土地利用の転換や高度利用を促進し、鉄道駅との連携を図りながら、土地のポテンシャルにあった合理的な土地利用と商業・業務機能の集積を図る。

恵庭駅周辺は、土地区画整理事業、市街地再開発事業の推進により、市の中心となる玄関口にふさわしい快適で魅力ある地域商業業務地としての再構築を図る。

恵み野駅西口地区は、土地区画整理事業の推進により、商業・業務地を中心とする宅地の供給を行う。

4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

① 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域は、石狩平野の南端に位置し、南西部及び東部を山岳・丘陵地帯で囲まれ、区域内には千歳川・漁川をはじめとする水量豊富な清流が貫流し、郊外では広大に広がる農地が防風林の配置と程よく調和し、優れた田園景観を有している。

また、北海道の空の玄関口である新千歳空港を有し、道央ベルト地帯の中央にあって、道都札幌市とも主要交通施設で結ばれ、人口、産業規模ともに増加傾向を示していることからも、都市化の進展が予想され、については、秩序ある都市形成と豊かな緑に包まれた環境の維持形成などについて積極的な取り組みが一層必要となっている。

のことから、豊かな自然資源と共に存を図りながら、将来とも自然環境豊かな街づくりを進めていくために、

- ・ 住区基幹公園の優先的な整備
- ・ 緑豊かな運動公園の設置
- ・ 清流と河畔林を生かした緑の軸の育成強化
- ・ 市街地縁辺の樹林地の保全

等の施策が求められている。

これらの施策を進めるにあたって、緑地形態については、南北に千歳川、長都川、漁川、蘭越地区周辺の樹林地及び防風林、東西に空港周辺の樹林地及び防風林をそれぞれ骨格とした格子型を基本とする。

この骨格的な緑地をはじめ自然環境に優れた美々公園や郷土性の高い漁川河川緑地の整備保全を図るとともに、基本的な緑地の形態に即応しつつ、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観構成」などの機能が総合的に発揮されるよう、「緑の基本計画」に基づき、公園緑地などを適正に配置し整備を図る。

② 緑地の確保目標水準

緑地の確保目標量 (平成 32年)	将来市街地に対する 割合	都市計画区域に対する 割合
将来市街地内 約 522ha 都市計画区域内 約 653ha	約 10 %	約 1 %

③ 住民 1人あたりの公共空地の面積

年 次	平成 17年 (基準年)	平成 32年 (目標年)
都市計画区域内人口 一人当たりの目標水準	33.4 m ² /人	39.8 m ² /人

(2) 主要な緑地の配置の方針

① 環境保全系統の配置方針

都市における緑地の骨格を形成する緑地として、千歳川及び漁川などの河川緑地並びに青葉公園、蘭越地区周辺の樹林地及び恵庭公園等の樹林地の保全を図る。

自然環境保持のため泉沢地区、豊栄神社境内等の樹林地の保全を図る。

② レクリエーション系統の配置方針

住区毎に近隣公園、街区公園を適正に配置するとともに、3~4 住区に 1箇所の地区公園を配置し、子供の遊び場や高齢者の身近な運動、休養の場の整備を図る。

住民の休養、休息、運動、教養、自然、文化とのふれあい等を通じて、住民の健康の維持・増進、文化活動の涵養等に資するように、総合公園、運動公園の整備を図る。

レクリエーション利用効果を高めるとともに、日常の通勤買い物等に利用される緑道の整備を図る。

貴重な水辺空間である千歳川、漁川等の河川敷を多目的なレクリエーションの場として利用を図る。

河川のもつ優れた生態や風致機能の増進を図る、開拓記念公園及び観光レクリエーションの場となるサーモンパークを配置する。

③ 防災系統の配置方針

地震・火災などの災害時の避難地として、公園緑地の整備を図り、千歳川、漁川、その他河川緑地を防災帯として配置するほか、緑道を避難路として配置する。

美々地区、戸磯地区などの工業団地周辺及び工業地と住宅地が隣接する地域については、緩衝緑地を配置し、整備を図る。

空港周辺に防音などに資する緩衝樹林を配置する。

土砂流出、崩壊等による災害を防止するため、桂木地区、大和地区及び柏木地区などの急傾斜地の斜面緑地の保全や整備を図る。

④ 景観構成系統の配置方針

街並みの背景となる青葉公園から蘭越地区周辺にいたる樹林地、恵庭公園内の森林、北信濃地区及び戸磯地区の防風林などの保全を図る。

都市景観として、サーモンパーク、グリーンベルトの保全・活用と漁川河川緑地の整備を図る。

郷土景観として意識の高い、遺跡や寺社と一体的な樹林地の整備、保全を図る。

市街地内及び空港アクセス沿道においては、街路樹の植栽や広幅員道路の緑化とあわせ、緑道を配置するなど、都市景観の向上に資する緑地の整備を図る。

(3) 実現のための具体的な都市計画制度の方針

① 公園緑地等の整備目標及び配置方針

公園緑地等 の種別	配置方針	整備目標 (m ² /人)	
		平成 17 年	平成 32 年
街区公園	誘致距離の標準を 250m として配置する。	3.2	3.5
近隣公園	1 住区 1 箇所を標準として配置する。	2.6	3.3
地区公園	3 ~ 4 住区に 1 箇所を標準として配置する。	2.2	2.2
総合公園	千歳市に青葉公園、美々公園、恵庭市に恵庭公園、恵み野中央公園を配置する。	9.7	9.4
運動公園	千歳市に青空公園を配置する。	0.4	0.8
特殊公園	千歳市に開拓記念公園、恵庭市に柏木レクリエーション施設、中恵庭公園、松鶴公園、盤尻公園を配置する。	0.3	0.8
その他の公園緑地等	緑地としてゴセン川緑地、漁川河川緑地、柏木川河川緑地や緑道などを配置。恵庭市の西島松地区に多目的緑地を配置し整備を図る。千歳市に墓園を配置する。	14.8	20.0

(4) 主要な緑地の確保目標

① おおむね 10 年以内に整備予定の主要な公園緑地等

本区域のおおむね 10 年以内に整備すべき主要な公園緑地等については、各市において定める「緑の基本計画」による配置計画に基づき、公園緑地等の整備を予定する。

2. 千歳恵庭圏都市計画

用 途 地 域 変 更 基 準

(平成19年9月25日改訂版 市長決裁)

千歳恵庭圏都市計画用途地域の見直しに関する方針

千歳恵庭圏の都市計画用途地域は、昭和42年に初の計画決定を受けた後、改正建築基準法の施行に基づき、昭和46年8月に新用途地域制度の導入を図り、都市的土地区画整理事業の実現を推進してきたところである。

その後、昭和53年、59年、平成3年、10年、16年の市街化区域及び市街化調整区域の見直しによる変更や地区整備事業の具体化等による部分的変更及び平成8年の新用途地域への全面変更を行ってきたが、昨今における市街地の発展は著しく建築動態や用途転換から適正な対応を求められることとなり、用途地域の見直しを行うこととなった。

今回の見直しにあたっては、市街化区域及び市街化調整区域の見直しに伴い都市計画基礎調査によるゾーン単位での地域特性や動向を把握するとともに、市街化区域及びその周辺地区の建物用途別動態調査を実施し、建物用途・構造・階層等について資料の収集を図り、さらに都市施設の現況や計画を把握し将来構想を勘案しながら用途地域を検討することとする。

今回の見直しにあたっての基本方針は次のとおりである。

I-1 基本方針

- 1 都市計画法に基づく所定の調査を行い、必要がある場合は、その変更を行うこととする。
- 2 見直しにあたっては、土地利用の動向・建築物の動態・都市施設及び市街地開発事業の開発整備状況等を総合的に勘案して、合理的かつ止むを得ない場合に限り変更を検討する。
- 3 概ね10年後（平成22年）の人口・産業等の規模を想定し、市街化区域及び市街化調整区域の整備・開発又は保全の方針に基づき変更について検討する。
- 4 土地利用の純化・専用化を図るため、専用地域については環境整備の保全に努め、周辺と調和のとれるよう十分配慮し変更を検討する。
- 5 土地利用形態の転換が著しい地区、又は転換が予想される地区については、周囲の用途地域を鑑み他地域への変更を検討する。
- 6 産業活動の展開を積極的に促すため、商業系及び工業系の用途地域を活用し誘導を図るべき地域について変更を検討する。

なお、新たに拡大する市街化区域の用途地域は、隣接する用途地域と調整を図りながら定めることとする。

また、既決定の変更については、基準に依拠し地域の実情を考慮しながら具体的見通し等を総合的に判断し定めることとする。

I – 2 変更基準

- 1 市街化区域の拡大に伴い、新たに用途地域を指定する区域。
- 2 計画的な土地区画整理事業等により、土地利用の変更を図る必要がある区域。
- 3 計画的な整備開発が予定されている区域。
- 4 幹線道路等の沿線において土地利用を変更する必要がある区域。
- 5 土地利用の現況に著しい変化が生じている区域。
- 6 地形、地物等による境界が変更となった区域。

II 変更方針

1 住居系用途地域の変更方針

住宅地を形成する地域については、住居の環境の悪化をもたらす恐れのある施設の混在を防止し、住居の環境を適正に保護するため、次のとおり第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、または準住居地域を定めることとする。

第1種低層住居専用地域	低層住宅の良好な住居の環境を保護するための地域
第2種低層住居専用地域	小規模な店舗の立地を認める低層住宅の良好な住居の環境を保護するための地域
第1種中高層住居専用地域	中高層住宅の良好な住居の環境を保護するための地域
第2種中高層住居専用地域	一定の利便施設立地は認められる中高層住宅の良好な住居の環境を保護するための地域
第1種住居地域	大規模な店舗、事務所の立地は制限される住居の環境を保護するための地域
第2種住居地域	大規模な店舗、事務所の立地も認められる住居の環境を保護するための地域
準住居地域	道路沿道において、自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域

2 商業系用途地域の変更方針

商業地域を形成する地域については、交通ネットワークの形成との関係を考慮しつつ、都市における商業業務機能の適正な構成を図る観点から、次のとおり、近隣商業地域または商業地域を定めることとする。

近隣商業地域	近隣の住宅地の住民のための店舗、事務所の利便の増進を図る地域
商業地域	店舗・事務所等の利便の増進を図る地域

3 工業系用途地域の変更方針

工業地を形成する地域については、工業の利便の促進を図るため利便を害する恐れのある施設の混在を防止することが望ましいという観点から、次のとおり準工業地域、工業地域又は工業専用地域を定めることとする。

準工業地域	環境の悪化をもたらす恐れのない工業の利便の増進を図る地域
工業地域	工業の利便の増進を図る地域
工業専用地域	工業の利便の増進を図るための専用地域

III 変更基準

1 第1種低層住居専用地域

(1) 用途地域の選定

- ① 低層住宅地として良好な住環境を保護することが必要な区域。
- ② 計画的な住宅地開発が見込まれる区域で、良好な低層住宅に係る土地利用が予定されている区域。
- ③ 相当規模の計画的な住宅地開発が見込まれるが、土地利用計画の区分が困難な場合で道路等の整備の関係から当面建築行為が見込まれない場合は、開発区域全体を第1種低層住居専用地域とすることができます。

この場合、開発構想に基づき適正に開発が進み、土地利用計画が具体化した時点で用途地域を変更することができる。

(2) 配置・規模等

- ① 原則として、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域には接しないこと。

ただし、地形的な条件、緩衝帯の配置又は地区計画等によって周辺住環境が損なわれる恐れがない場合はこの限りでない。

- ② 原則として、主要幹線道路、交通量の多い幹線道路、鉄道には接しないこと。
- ③ おおむね10ha以上の規模とすること。ただし、住居専用地域の区域が一団として相当規模のまとまりがある場合、又は周辺が白地であって今後第1種低層住居専用地域の指定が見込まれる場合はこの限りでない。
- ④ 必要に応じて、高度地区、地区計画等を併せて定める。

(3) 形態規制等

- ① 容積率は60%、建ぺい率は40%とする。
- ② 外壁の後退距離は1mとする。
- ③ 建築物の高さの限度は10mとする。

2 第2種低層住居専用地域

(1) 用途地域の選定

- ① 低層住宅地として良好な住環境を保護しつつ、小規模な日用品販売店舗等が立地する区域。
- ② 計画的な住宅地開発が見込まれる区域で、良好な低層住宅と併せて小規模な日用品店舗等に係る土地利用が予定されている区域。
- ③ 第1種低層住居専用地域内の生活利便施設として小規模な日用品販売店舗等が立地する区域。
- ④ 第1種低層住居専用地域を貫通する道路の沿道で、小規模な日用品店舗等が立地する区域。

(2) 配置・規模等

- ① 原則として、商業地域、工業地域、工業専用地域には接しないこと。ただし、地形的な条件、緩衝帯の配置又は地区計画等によって周辺住環境が損なわれる恐れがない場合はこの限りでない。
- ② 原則として、主要幹線道路、交通量の多い幹線道路、鉄道には接しないこと。
- ③ (1)の①又は②に該当する場合は、おおむね10ha以上の規模とすること。
ただし、住居専用地域の区域が一団として相当規模のまとまりがある場合、又は周辺が白地であって今後低層住居専用地域の指定が見込まれる場合はこの限りでない。
- ④ 必要に応じて、高度地区、地区計画等を併せて定める。

(3) 形態規制等

- ① 容積率は80%、建ぺい率は50%とする。
- ② 外壁の後退距離は1mとする。
- ③ 建築物の高さの限度は10mとする。

3 第1種中高層住居専用地域

(1) 用途地域の選定

- ① 中高層住宅地として良好な住環境を保護することが必要な区域。
- ② 計画的な住宅地開発が見込まれる区域で、良好な中高層住宅に係る土地利用が予定されている区域。
- ③ 低層住居専用地域内の生活利便施設として、比較的小規模な店舗等が立地する区域。
- ④ 低層住居専用地域を貫通する道路の沿道で、比較的小規模な店舗等が立地する区域。
- ⑤ 相当部分が低層住宅地として利用され、部分的に中高層住宅、比較的小規模な店舗等が立地する既成市街地で、当面は低層専用住宅地としての土地利用の純化が見込まれないが、今後も良好な住環境を保護することが必要な区域。

(2) 配置・規模等

- ① 原則として、商業地域、工業地域、工業専用地域には接しないこと。ただし、地形的な条件、緩衝帯の配置又は地区計画等によって周辺住環境が損なわれる恐れがない場合はこの限りでない。
- ② 原則として、主要幹線道路、交通量の多い幹線道路、鉄道には接しないこと。
- ③ おおむね5ha以上の規模とすること。ただし、(1)の③又は④に該当する場合は、おおむね1ha以上とすること。
- ④ 必要に応じて、高度地区、地区計画等を併せて定める。

(3) 形態規制等

- ① 容積率は200%、建ぺい率は60%とする。

4 第2種中高層住居専用地域

(1) 用途地域の選定

- ① 中高層住宅地として良好な住環境を保護しつつ、中規模な店舗、事務所等が立地する区域。
- ② 計画的な住宅地開発が見込まれる区域で良好な中高層住宅と併せて、中規模な店舗、事務所等に係る土地利用が予定されている区域。
- ③ 住居専用地域内の生活利便施設として中規模な店舗、事務所等が立地する区域。
- ④ 住居専用地域を貫通する道路の沿道で、中規模な店舗、事務所等が立地する区域。
- ⑤ 相当部分が低層住宅地として利用され、部分的に中高層住宅、中規模な店舗、事務所等が立地する既成市街地で、当面は低層専用住宅地としての土地利用の純化が見込まれないが、今後も良好な住環境を保護することが必要な区域。

(2) 配置・規模等

- ① 原則として、商業地域、工業地域、工業専用地域には接しないこと。ただし、地形的な条件、緩衝帯の配置又は地区計画等によって周辺住環境が損なわれる恐れがない場合はこの限りでない。

い。

- ② 原則として、主要幹線道路、交通量の多い幹線道路、鉄道には接しないこと。
- ③ おおむね5ha以上の規模とすること。ただし、(1)の③又は④に該当する場合は、おおむね1ha以上の規模とすること。
- ④ 必要に応じて、高度地区、地区計画等を併せて定めること。

(3) 形態規模等

- ① 容積率は200%、建ぺい率は60%とする。

5 第1種住居地域

(1) 用途地域の選定

- ① 住宅地にあって、周辺住宅地の住環境上支障のない大規模な施設が立地する区域。
- ② 住宅地内で、近隣住民のための大規模な生活利便施設等の用地として、計画的に整備を図る区域。
- ③ 住宅地を貫通する幹線道路等の沿道で、背後住宅地の住環境に支障のない大規模な沿道サービス施設等が立地している、又は立地が見込まれる区域。
- ④ 住環境上支障のない大規模な施設が相当数混在している住宅地で、当面住宅地としての土地利用の純化が見込まれない区域。

(2) 配置・規模等

- ① 原則として、工業専用地域には接しないこと。ただし、地形的な条件、緩衝帯の配置又は地区計画等によって周辺住環境が損なわれる恐れがない場合はこの限りでない。
- ② おおむね5ha以上の規模とすること。ただし、(1)の①～③までに該当する場合は、おおむね1ha以上とすること。
- ③ 必要に応じて、地区計画等を併せて定める。

(3) 形態規制等

- ① 容積率は200%、建ぺい率は60%とする。

6 第2種住居地域

(1) 用途地域の選定

- ① 住宅地にあって、周辺住宅地の住環境上支障のない特に大規模な施設が立地する区域。
- ② 住宅地内で、近隣住民のための特に大規模な生活利便施設等の用地として、計画的に整備を図る区域。
- ③ 住宅地を貫通する幹線道路等の沿道で、背後住宅地の住環境に支障のない特に大規模な沿道サ

サービス施設等が立地している、又は立地が見込まれる区域。

- ④ 住環境上支障のない特に大規模な施設が相当数混在している住宅地で、当面住宅地としての土地利用の純化が見込まれない区域。

(2) 配置・規模等

- ① 原則として、工業専用地域には接しないこと。ただし、地形的な条件、緩衝帯の配置又は地区計画等によって周辺住環境が損なわれる恐れがない場合はこの限りでない。
- ② おおむね 5 ha 以上の規模とすること。ただし、(1) の①～③までに該当する場合は、おおむね 1 ha 以上とすること。
- ③ 必要に応じて、地区計画等を併せて定める。

(3) 形態規制等

- ① 容積率は 200%、建ぺい率は 60% とする。

7 準住居地域

(1) 用途地域の選定

- ① 住宅地を貫通する主要幹線道路、幹線道路等の沿道で、背後住宅地の住環境に支障のない自動車関連施設等の沿道サービス施設が立地している、又は立地が見込まれる区域。
- ② 住環境上支障のない自動車関連施設等が相当数混在し、前項の区域と一体となっている住宅地で、当面土地利用の純化が見込まれない区域。

(2) 配置・規模等

- ① 原則として工業専用地域には接しないこと。ただし、地形的な条件、緩衝帯の配置又は地区計画等によって周辺住環境が損なわれる恐れがない場合はこの限りでない。
- ② 路線的に指定する場合を除き、おおむね 2 ha 以上の規模とすること。
- ③ 沿道サービス施設の計画的誘導を図るため、必要に応じて、地区計画等を併せて定める。

(3) 形態規制等

- ① 容積率は 200%、建ぺい率は 60% とする。

8 近隣商業地域

(1) 用途地域の選定

- ① 住宅地内の近隣住区核として、近隣住民の日常生活利便施設が集積している、又は地区計画等により計画的に利便施設を誘導する区域。
- ② 主要幹線道路、幹線道路沿いの商店街、又は鉄道駅の周辺等で、相当数の日常生活利便施設、業務施設が集積している、又は集積を図るべき区域。

- ③ 商業地域に隣接し、主に日常生活利便施設が集積している区域。
- ④ 道路、下水道等の基盤整備が既に十分整備されている主要幹線道路、幹線道路沿道で、周辺環境との調和を図る必要のある商業地。

(2) 配置・規模等

- ① 原則として、工業専用地域には接しないこと。ただし、地形的な条件、緩衝帯の配置又は地区計画等によって周辺住環境が損なわれる恐れがない場合はこの限りでない。
- ② 路線的に指定する場合を除き、おおむね 2 ha 以上の規模とすること。
- ③ 街区に占める商業・娯楽・業務施設の割合（当該施設が現に集積しつつある区域又は計画的に集積を図るべき区域については、将来見込まれる割合）がおおむね 60% 以上であること。
- ④ 路線的に指定する場合は、間口に占める商業・娯楽・業務施設の割合（当該施設が現に集積しつつある区域又は計画的に集積を図るべき区域については、将来見込まれる割合）がおおむね 60% 以上であること。
- ⑤ 準防火地域を併せて指定すること。
- ⑥ 必要に応じて、地区計画等を併せて定める。

(3) 容積率・建ぺい率等

- ① 千歳市 容積率は 300% とする。ただし、千歳駅東口以北の道路沿い及び泉沢地区は原則として 200% とする。
- ② 恵庭市 商業地域に接する区域及び恵み野駅前地区の一部は原則として 300% とし、その他は 200% とする。
- ③ 特に高度利用を図るべき区域については、容積率を 400% とすることができる。
- ④ 建ぺい率は 80% とする。

9 商業地域

(1) 用途地域の選定

- ① 都心で、商業・娯楽・業務地として高度な土地利用を図るべき区域。
- ② 地域商業核として、地区を超える範囲の広域的な商業・娯楽・業務地としての施設の集積を図るべき区域。
- ③ 駅前又は主要幹線道路、幹線道路沿いなど、既に中心商業地として、商業・娯楽・業務施設の集積が図られている区域。
- ④ 道路、下水道等の基盤施設が既に十分整備されている主要幹線道路、幹線道路沿道で、大規模集客施設が立地している、又は立地を図るべき区域。
- ⑤ 温泉地等の観光地で、商業・娯楽施設の集積が図られている区域。

(2) 配置・規模等

- ① 原則として、住居専用地域、工業専用地域には接しないこと。ただし、地形的な条件、緩衝帯の配置又は地区計画等によって周辺住環境が損なわれる恐れがない場合はこの限りでない。

- ② 路線的に指定する場合を除き、おおむね 2 h a 以上の規模とすること。
- ③ 街区に占める商業・娯楽・業務施設の割合（当該施設が現に集積しつつある区域又は計画的に集積を図るべき区域については、将来見込まれる割合）がおおむね 70 %以上であること。
- ④ 路線式に指定する場合は、間口に占める商業・娯楽・業務施設の割合（当該施設が現に集積しつつある区域又は計画的に集積を図るべき区域については、将来見込まれる割合）がおおむね 70 %以上であること。
- ⑤ 準防火地域を併せて指定すること。
- ⑥ 必要に応じて、地区計画等を併せて定める。

（3）形態規制等

- ① 容積率は 400 %とする。

10 準工業地域

（1）用途地域の選定

- ① 流通業務地、軽工業団地等として計画的な開発が図られた区域、又は開発が確実な区域。
- ② 主要幹線道路、交通量の多い幹線道路沿道で、工業系沿道サービス施設、流通関連施設等が立地している、又は立地することが適当な区域。
- ③ 環境上支障のない工場等が立地している区域で、相当数の住宅等が混在しており、当面土地利用の純化が見込まれない区域。
- ④ 鉄道の操車場、貨物駅、車両基地、車両修繕施設等が立地する区域。

（2）配置・規模等

- ① 原則として、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域には接しないこと。ただし、地形的な条件、緩衝帯の配置又は地区計画等によって周辺住環境が損なわれる恐れがない場合はこの限りでない。
- ② おおむね 5 h a 以上の規模とすること。ただし、住居系の土地利用の純化を進める中で、スポット的に残るものについてはこの限りでない。
- ③ （1）の③に該当する場合は、地区に占める工業・流通・業務施設等の割合がおおむね 50 %以上であること。
- ④ 路線式に指定する場合は、間口に占める工業・流通・業務施設等の割合が、おおむね 50 %以上であること。
- ⑤ 必要に応じて、特別用途地区又は地区計画等を併せて定める。

（3）形態規制等

- ① 容積率は 200 %、建ぺい率は 60 %とする。

1 1 工業地域

(1) 用途地域の選定

- ① 計画的に開発された工業団地で、工業専用地域で許容されない従業員宿舎等、工業関連施設の立地が相当数見込まれる区域。
- ② 区域の相当部分について工業地としての土地利用が図られているが、準工業地域では不適格となる工場が立地していたり、又は住宅や店舗などが混在している区域で、これらを排除することが困難又は不適当な区域。

(2) 配置・規模等

- ① 原則として、住居専用地域には接しないこと。ただし、地形的な条件、緩衝帯の配置又は地区計画等によって周辺住環境が損なわれる恐れがない場合はこの限りでない。
- ② おおむね 10 ha 以上の規模とすること。
- ③ 必要に応じて、特別用途地区又は地区計画等を併せて定める。

(3) 形態規制等

- ① 容積率は 200%、建ぺい率は 60% とする。

1 2 工業専用地域

(1) 用途地域の選定

- ① 計画的に開発された工業団地で、住宅等の排除が必要な区域。
- ② 相当規模の既存工業地で住宅等の排除が必要な区域。
- ③ 相当規模の計画的な工業用地開発が見込まれるが、土地利用計画の区分が困難な場合で、道路などの整備の関係から当面建築行為が見込まれない場合は、開発区域全体を工業専用地域とすることができる。

この場合、開発構想に基づき適正に開発が進み、土地利用計画が具体化した時点で用途地域を変更することができる。

(2) 配置・規模等

- ① 原則として、準工業地域、工業地域以外には接しないこと。ただし、地形的な条件、緩衝帯の配置又は地区計画等によって周辺環境が損なわれる恐れがない場合はこの限りでない。
- ② おおむね 20 ha 以上の規模とすること。

(3) 形態規制等

- ① 容積率は 200%、建ぺい率は 60% とする。
- ただし、千歳市の泉沢地区は原則として建ぺい率 40% とする。

3. 千歳市都市計画審議会条例 (昭和46年4月1日条例第19号)

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、千歳市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員18人以内をもつて組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

3 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員若干人を置くことができる。

4 委員、臨時委員及び専門委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市議会議員

(3) 関係行政機関の職員

(4) 住民の意見を代表する者

(5) 市の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱され、又は任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 市長は、特別の理由があるときは、委員の任期中においてもこれを解嘱し、又は解任することができる。

5 臨時委員の任期は当該特別事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員の任期は当該専門事項に関する調査が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 千歳市総合開発計画審議会条例(昭和44年千歳市条例第35号)は、廃止する。

附 則(平成9年9月25日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年1月20日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千歳市都市計画審議会条例第3条第2項の規定により委嘱又は任命されている委員(以下「現任委員」という。)の任期の中途において、この条例による改正後の千歳市都市計画審議会条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第1項及び第3条第1項の規定を適用して新たに委嘱又は任命する委員の任期は、改正後の条例第3条第2項の規定にかかわらず、現任委員の残任期間とする。

附 則(平成14年9月20日条例第27号)

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

4. 千歳市都市計画審議会条例施行規則（平成12年3月28日規則第14号）

（趣旨）

第1条 この規則は、千歳市都市計画審議会条例（昭和46年千歳市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 条例第2条第4項各号に掲げる委員の数は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 4人以内
- (2) 市議会議員 3人以内
- (3) 関係行政機関の職員 3人以内
- (4) 住民の意見を代表する者 6人以内
- (5) 市の職員 2人以内

（議事）

第3条 千歳市都市計画審議会（以下「審議会」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び会議に關係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員（会議に關係のある臨時委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第4条 審議会の庶務は、都市計画担当課において行う。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月30日規則第66号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。

5. 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（昭和44年2月6日政令第11号・改正平成11年11月10日政令第352号）

（趣旨）

第1条 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会（以下「審議会」と総称する。）の組織及び運営の基準に関しては、この政令の定めるところによる。

（都道府県都市計画審議会の組織）

第2条 都道府県都市計画審議会を組織する委員は、学識経験のある者、市町村長を代表する者、都道府県の議員及び市町村の議会の議長を代表する者につき、都道府県知事が任命するものとする。

2 都道府県知事は、前項に規定する者のほか、関係行政機関の職員のうちから、都道府県都市計画審議会を組織する委員を任命することができる。

3 前2項の規定により任命する委員の数は、11人以上35人以内とするものとする。

4 都道府県都市計画審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができるものとする。

5 都道府県都市計画審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができるものとする。

6 臨時委員及び専門委員は、都道府県知事が任命するものとする。

（市町村都市計画審議会の組織）

第3条 市町村都市計画審議会を組織する委員は、学識経験のある者及び市町村の議会の議員につき、市町村長が任命するものとする。

2 市町村長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関若しくは都道府県の職員又は当該市町村の住民のうちから、市町村都市計画審議会を組織する委員を任命することができる。

3 前2項の規定により任命する委員の数は、5人以上35人以内（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、9人以上35人以内）とするものとする。

4 前条第4項から第6項までの規定は、市町村都市計画審議会について準用する。この場合において、同条第6項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置くものとし、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定めるものとする。

（議事）

第5条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができないものとする。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとする。

（常務委員会）

第6条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため常務委員会を置くことができるものとする。

附 則(抄)

1 この政令は、都市計画法の施行の日から施行する。

附 則(平成11年11月10日政令第352号抄)

（施行期日）

第1条 この政令は、平成12年4月1日から施行する

6. 千歳市特別工業地区建築条例 (昭和59年4月1日条例第6号)

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号に掲げる特別用途地区として定める特別工業地区（以下「特別工業地区」という。）における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用区域)

第2条 この条例の適用区域は、千歳恵庭圏都市計画のうち千歳市の行政区域に係る特別工業地区とする。

2 特別工業地区は、建築物の制限の程度により第1種特別工業地区、第2種特別工業地区、第3種特別工業地区及び第4種特別工業地区に分ける。

(定義)

第3条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

(建築物の制限)

第4条 特別工業地区内においては、法第48条第11項の規定による制限のほか、特別工業地区の種類に応じて別表に定める建築物を建築（敷地内の移転を除く。）し、又は用途を変更して新たにこれらの用途に供してはならない。ただし、市長が当該地区の指定の目的に反しないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合は、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による許可をしようとする場合においては、あらかじめ、千歳市都市計画審議会条例（昭和46年千歳市条例第19号）の千歳市都市計画審議会の意見を聴かなければならぬ。

(既存建築物に対する制限の緩和)

第5条 法第3条第2項の規定により前条第1項の適用を受けない建築物については、法第3条第2項の規定により前条第1項の適用を受けないこととなった時（以下「基準時」という。）を基準として、次に定める範囲内において増築し、改築し、又はその用途を変更することができる。

（1）増築又は改築が基準時における敷地内のものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対して法第52条及び第53条の規定に適合すること。

（2）増築後の床面積の合計が基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

（3）増築、改築又は用途変更後において、前条第1項本文の規定に適合しない用途に供する部分の床面積の合計が基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(罰則)

第6条 第4条第1項本文の規定による制限に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、同条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

（昭和59年8月規則第23号で、同59年8月16日から施行）

(経過措置)

2 この条例の規定の適用については、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定の告示の日までの間は、改正法第2条

の規定による改正後の法第48条及び別表第2の規定は適用せず、改正法第2条の規定による改正前の法第48条及び別表第2の規定によるものとする。

附 則（平成4年3月27日条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成4年4月規則第27号で、同4年4月3日から施行）

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月29日条例第9号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成5年4月規則第30号で、同5年4月9日から施行）

附 則（平成8年3月28日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年9月20日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成14年9月20日条例第27号）

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

特別工業地区の種類	規制する建築物
第1種特別工業地区	<p>（1） 住宅（第1種特別工業地区内に立地する工場の管理人のための住宅を除く。）</p> <p>（2） 共同住宅、長屋住宅、寄宿舎又は下宿（第1種特別工業地区内に立地する工場を所有する者の設置する当該工場の従業員のための共同住宅、長屋住宅、寄宿舎又は下宿を除く。）</p> <p>（3） ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p> <p>（4） マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>（5） 図書館、博物館その他これらに類するもの</p>
第2種特別工業地区	<p>（1） 住宅</p> <p>（2） 共同住宅、長屋住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>（3） 第1種特別工業地区的項第3号から第5号に掲げる建築物</p> <p>（4） 法別表第二(り)項第1号、第3号及び第4号に掲げる建築物</p> <p>（5） 物品販売業を営む店舗で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p>

第3種特別工業地区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第1種特別工業地区の項第4号に掲げる建築物 (2) 第2種特別工業地区の項第1号及び第2号に掲げる建築物 (3) 物品販売業を営む店舗又は飲食店（第3種特別工業地区内において事業の用に供する建築物を所有する者が設置する物品販売業を営む店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のものを除く。） (4) 図書館、博物館その他これらに類するもの（第3種特別工業地区内において事業の用に供する建築物を所有する者が設置するものを除く。） (5) ボーリング場、スケート場、水泳場、キー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場
第4種特別工業地区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第1種特別工業地区の項第4号及び第5号に掲げる建築物 (2) 第2種特別工業地区の項第1号及び第2号に掲げる建築物 (3) 第3種特別工業地区の項第5号に掲げる建築物 (4) 物品販売業を営む店舗又は飲食店（第4種特別工業地区内において事業の用に供する建築物を所有する者が設置する物品販売業を営む店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。）

7. 千歳市地区計画区域内建築物の制限に関する条例 (平成5年9月14日条例第26号)

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域に限る。）内の建築物の用途、構造及び敷地に関する制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用区域)

第2条 この条例は、別表第1に掲げる地区整備計画区域に適用する。

(建築物の用途)

第3条 前条に規定する区域（その区域に係る地区整備計画において、当該区域を2以上の地区に区分しているものにあっては、その区分されたそれぞれの地区的区域とする。以下「計画地区」という。）内においては、別表第2の計画地区に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

2 前項の規定は、市長が当該計画地区内における土地の利用状況等に照らして、周辺の健全な都市環境の確保に支障がないと認めて許可した建築物については、適用しない。

3 市長は、前項の許可をする場合においては、あらかじめ、千歳市都市計画審議会条例（昭和46年千歳市条例第19号）の千歳市都市計画審議会の意見を求めるものとする。

(建築物の敷地面積)

第4条 建築物の敷地面積は、別表第2の計画地区に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げる数値以上でなければならぬ。

(建築物の高さ)

第5条 建築物の高さは、別表第2の計画地区に応じ、それぞれ同表ウ欄に掲げる数値を超えてはならない。

2 前項の建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルを限度として算入しない。

(建築物の外壁等の面の位置)

第6条 建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線までの距離は、別表第2エ(ア)欄の計画地区に応じた区分に従い、それぞれ同表エ(イ)欄に掲げる数値以上でなければならぬ。

(建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合等の措置)

第7条 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合においては、その建築物又はその敷地の全部について当該敷地の過半の属する計画地区に係る第3条及び第4条の規定を適用する。

2 建築物の敷地が第2条に規定する区域の外と一の計画地区にわたる場合において、その敷地の過半が当該計画地区に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について当該計画地区に係る第3条及び第4条の規定を適用し、その敷地の過半が当該区域の外に属するときは、その建築物又はその敷地の全部についてこれららの規定を適用しない。

3 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合又は第2条に規定する区域の内外にわたる場合で、前2項の規定により難いときにおける第3条及び第4条の規定の適用については、法第91条の規定の適用の例に準じて市長が定める。

(公益上必要な建築物の特例)

第8条 この条例の規定は、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及びその敷地については、当該許可の範囲内において適用しない。

(敷地面積の制限の適用除外)

第9条 前条に定めるもののほか、この条例の建築物の敷地面積の最低限度を定める規定の施行又は適用の際、当該規定の施行又は適用により建築物の敷地面積が新たに制限され、又は建築物の敷地面積の制限が変更されることとなる区域内において、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該区域に係る建築物の敷地面積の最低限度の規定（以下「当該区域に係る規定」という。）に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該区域に係る規定に適合しないこととなる

土地については、その全部を一の敷地として使用する場合においては、当該区域に係る規定は適用しない。ただし、次の各号の一に該当する土地については、この限りでない。

- (1) 当該区域に係る規定を改正する条例による改正後の当該区域に係る規定の施行又は適用の際、改正前の当該区域に係る規定（その適用を除外する規定を含む。以下この号において同じ。）に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば改正前の当該区域に係る規定に違反することとなる土地
- (2) 当該区域に係る規定に適合するに至った建築物の敷地
(既存の建築物に対する制限の緩和)

第10条 法第3条第2項の規定により、この条例の建築物の用途の制限を定める規定（以下「用途制限規定」という。）の適用を受けない建築物について規則で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、用途制限規定は適用しない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第12条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項又は第4条の規定に違反した場合（次号に規定する場合を除く。）における当該建築物の建築主
 - (2) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより、第4条の規定に違反することとなった場合における当該敷地の所有者、管理者又は占有者
 - (3) 第5条第1項又は第6条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施行し、又は設計図書に従わないで工事を施行した場合においては、当該建築物の工事施行者）
 - (4) 法第87条第2項において準用するこの条例の第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第3号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施行者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。
 - 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、第1項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定の適用については、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定の告示の日までの間は、改正法第2条の規定による改正後の法第87条、第91条及び別表第2の規定は適用せず、改正法第2条の規定による改正前の法第87条、第91条及び別表第2の規定によるものとする。

附 則（平成6年3月30日条例第6号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月20日条例第10号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月28日条例第11号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成8年12月17日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年6月23日条例第19号）

この条例は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成11年6月16日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第38号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月6日条例第43号）

この条例は、平成12年8月1日から施行する。

附 則（平成12年12月15日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年6月20日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月20日条例第27号）

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月17日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年10月22日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月13日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名 称	区 域
サイエンスパーク地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された千歳恵庭圏都市計画サイエンスパーク地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
根志越第二地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された千歳恵庭圏都市計画根志越第二地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
北信濃地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された千歳恵庭圏都市計画北信濃地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
美々地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された千歳恵庭圏都市計画美々地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
根志越第三地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された千歳恵庭圏都市計画根志越第三地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
オフィス・アルカディア地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された千歳恵庭圏都市計画オフィス・アルカディア地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
根志越第四地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された千歳恵庭圏都市計画根志越第四地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
桜木地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された千歳恵庭圏都市計画桜木地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
勇舞地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された千歳恵庭圏都市計画勇舞地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
臨空地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された千歳恵庭圏都市計画臨空地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

北信濃第三地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された千歳恵庭圏都市計画北信濃第三地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
蘭越第二地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された千歳恵庭圏都市計画蘭越第二地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
みどり台地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された千歳恵庭圏都市計画みどり台地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
あずさ地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された千歳恵庭圏都市計画あずさ地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
北陽高校前地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された千歳恵庭圏都市計画北陽高校前地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
平和地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された千歳恵庭圏都市計画平和地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2（第3条—第6条関係）

地区整備 計画区域 の名称	計画地区 の名称	ア	イ	ウ	エ		
		建築してはならない建築物	建築物の 敷地面積 の最低限 度 (m ²)	建築物の 高さの最 高限度 (m)	建築物の外壁等の面か ら道路境界線までの距 離の最低限度 (m)	(ア)	(イ)
サイエン スパーク 地区整備 計画区域	研究・開 発業務 地区	(1) 住宅(本地区内に立地する事業所の 管理人のための住宅を除く。) (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿(本地区 内に立地する事業所が設置する当該 事業所の従業員のための共同住宅又 は寄宿舎を除く。) (3) 店舗又は飲食店 (4) 図書館、博物館その他これらに類 するもの (5) ボーリング場、スケート場、水泳 場、スキー場、ゴルフ練習場又はバ ッティング練習場 (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的 場、勝馬投票券発売所、場外車券売 場その他これらに類するもの (7) ホテル又は旅館 (8) キャバレー、料理店、ナイトクラ ブ、ダンスホールその他これらに類 するもの (9) 公衆浴場 (10) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (11) 学校 (12) 病院又は診療所 (13) 神社、寺院、教会その他これらに 類するもの (14) 老人ホーム、保育所、身体障害者 福祉ホームその他これらに類するも の (15) 自動車教習所	1,000				

地区整備 計画区域 の名称	計画地区 の名称	ア	イ	ウ	エ
		建築してはならない建築物	建築物の 敷地面積 の最低限 度 (m ²)	建築物の 高さの最 高限度 (m)	建築物の外壁等の面か ら道路境界線までの距 離の最低限度 (m)
		(ア)			(イ)
根志越第 二地区整 備計画区 域	業務施 設地区	(1) 住宅 (本地区内に立地する事業所 の管理人のための住宅を除く。) (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (本地 区内に立地する事業所の従業員のた めの共同住宅又は寄宿舎を除く。) (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的 場、勝馬投票券発売所、場外車券売 場その他これらに類するもの (4) カラオケボックスその他これに類 するもの (5) ホテル又は旅館 (6) キャバレー、料理店、ナイトクラ ブ、ダンスホールその他これらに類 するもの (7) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (8) 学校 (9) 病院又は診療所 (10) 老人ホーム、保育所、身体障害者 福祉ホームその他これらに類するも の (11) 自動車教習所 (12) 畜舎 (13) 法別表第二(り)項第3号 ((3)を 除く。) 及び第4号に掲げるもの			
	利便施 設地区	(1) 一戸建て専用住宅 (法別表第二(い) 項第1号に掲げる住宅のうち一戸建 てのものをいう。) (2) カラオケボックスその他これに類 するもの (3) ホテル又は旅館 (4) キャバレー、料理店、ナイトクラ ブ、ダンスホールその他これらに類 するもの (5) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (6) 学校 (7) 病院 (8) 老人ホーム、保育所、身体障害者 福祉ホームその他これらに類するも の (9) 自動車教習所 (10) 畜舎 (11) 原動機を使用する工場で作業場の 床面積の合計が 150 平方メートルを 超えるもの (作業場の床面積の合計 が 300 平方メートルを超えない自動 車修理工場を除く。) (12) 法別表第二(り)項第3号 ((3)を 除く。) 及び第4号に掲げるもの			

地区整備 計画区域 の名称	計画地区 の名称	ア	イ	ウ	エ	
		建築してはならない建築物	建築物の 敷地面積 の最低限 度 (m ²)	建築物の 高さの最 高限度 (m)	建築物の外壁等の面か ら道路境界線までの距 離の最低限度 (m)	
					(ア)	(イ)
根志越第 二地区整 備計画区 域	住宅A 地区	(1) 法別表第二(～)項に掲げるもの (2) カラオケボックスその他これに類 するもの (3) 畜舎	180			
	住宅B 地区	(1) 法別表第二(に)項に掲げるもの	180	12		
北信濃地 区整備計 画区域	利便施 設地区	(1) 専用住宅 (法別表第二(い)項第1号 に掲げる住宅をいう。) (2) 学校 (専修学校及び各種学校を除 く。) (3) 老人ホーム又は身体障害者福祉ホ ームその他これらに類するもの (4) ボーリング場、スケート場、水泳場、 スキー場、ゴルフ練習場又はバッテ イング練習場 (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場そ の他これらに類するもの (6) ホテル又は旅館 (7) カラオケボックスその他これに類 するもの (8) 自動車教習所 (9) 畜舎 (10) 病院	300		外壁等 の面か ら都市 計画道 路9線 通の道 路境 界線(隅切 部分は 除く。) まで の 距離	5
	中高層 住宅地 区	(1) 大学、高等専門学校、専修学校そ の他これらに類するもの (2) 病院	200			
	低層一 般住宅 地区	(1) 公衆浴場	200			

地区整備 計画区域 の名称	計画地区 の名称	ア	イ	ウ	エ	
		建築してはならない建築物	建築物の 敷地面積 の最低限 度 (m ²)	建築物の 高さの最 高限度 (m)	建築物の外壁等の面か ら道路境界線までの距 離の最低限度 (m)	
		(ア)			(イ)	
美々地区 整備計画 区域	生産A 地区	(1) 住宅(本地区内に立地する施設の管理人のための住宅を除く。) (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿(本地区内の事業所の研修を目的とする研修者のための宿泊施設を除く。) (3) 図書館、博物館その他これらに類するもの(工場と同一敷地内にある施設で、工場見学者受入れ施設を除く。) (4) 老人ホーム又は身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (5) 公衆浴場 (6) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキーコース、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (8) カラオケボックスその他これに類するもの (9) 自動車教習所 (10) 物品販売業を営む店舗又は飲食店(工場と同一敷地内にある施設で、工場見学者受入れ施設を除く。)	3,000			
	生産B 地区	(1) 住宅(本地区内に立地する施設の管理人のための住宅を除く。) (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿(本地区内の事業所の研修を目的とする研修者のための宿泊施設を除く。) (3) 図書館、博物館その他これらに類するもの(工場と同一敷地内にある施設で、工場見学者受入れ施設を除く。) (4) 老人ホーム又は身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (5) 公衆浴場 (6) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキーコース、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (8) 自動車教習所 (9) 畜舎 (10) カラオケボックスその他これに類するもの (11) 物品販売業を営む店舗又は飲食店(工場と同一敷地内にある施設で、工場見学者受入れ施設を除く。) (12) 法別表第二(ぬ)項第1号((6)、(11)、(12)、(13)及び(24)を除く。)に掲げるもの				

地区整備 計画区域 の名称	計画地区 の名称	ア	イ	ウ	エ	
		建築してはならない建築物	建築物の 敷地面積 の最低限 度 (m ²)	建築物の 高さの最 高限度 (m)	建築物の外壁等の面か ら道路境界線までの距 離の最低限度 (m)	
		(ア)			(イ)	
美々地区 整備計画 区域	生産・業 務地区	(1) 住宅(本地区内に立地する施設の管 理人のための住宅を除く。) (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿(本地区 内の事業所の研修を目的とする研修 者のための宿泊施設を除く。) (3) 学校 (4) 図書館、博物館その他これらに類す るもの(工場と同一敷地内にある施 設で、工場見学者受入れ施設を除 く。) (5) 老人ホーム又は身体障害者福祉ホ ームその他これらに類するもの (6) 公衆浴場 (7) ボーリング場、スケート場、水泳場、 スキー場、ゴルフ練習場又はバッテ イング練習場 (8) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (9) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類する もの (10) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場そ の他これらに類するもの (11) カラオケボックスその他これに類 するもの (12) ホテル又は旅館 (13) 自動車教習所 (14) 畜舎 (15) 病院 (16) 物品販売業を営む店舗又は飲食店 で、その用途に供する部分の床面積 の合計が3,000平方メートルを超 えるもの(工場と同一敷地内にある施 設で、工場見学者受入れ施設を除 く。)	1,000			
		(1) 住宅(建築物の一部を住宅の用途に 供するもので、その用途に供する部 分の床面積の合計が当該建築物の延 べ面積の2分の1未満のものを除 く。) (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿(企業研 修を目的とする研修者のための宿泊 施設を除く。) (3) 学校(専修学校及び各種学校を除 く。) (4) 老人ホーム又は身体障害者福祉ホ ームその他これらに類するもの (5) 倉庫業を営む倉庫 (6) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類する もの (7) 自動車教習所 (8) 畜舎 (9) 病院 (10) 法別表第二(り)項第2号から第4号 までに掲げるもの				

地区整備 計画区域 の名称	計画地区 の名称	ア	イ	ウ	エ
		建築してはならない建築物	建築物の 敷地面積 の最低限 度 (m ²)	建築物の 高さの最 高限度 (m)	建築物の外壁等の面か ら道路境界線までの距 離の最低限度 (m)
		(ア)			(イ)
美々地区 整備計画 区域	学術・研 究地区	(1) 住宅(本地区内に立地する施設の管 理人のための住宅を除く。) (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿(本地区 内の学術・研究の研修を目的とする 研修者のための宿泊施設を除く。) (3) 老人ホーム又は身体障害者福祉ホ ームその他これらに類するもの (4) 公衆浴場 (5) 倉庫業を営む倉庫 (6) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (7) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類する もの (8) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場そ の他これらに類するもの (9) カラオケボックスその他これに類 するもの (10) ホテル又は旅館 (11) 自動車教習所 (12) 病院 (13) 自動車修理工場			
根志越第 三地区整 備計画区 域	利便施 設地区	(1) 一戸建て専用住宅(法別表第二(い) 項第1号に掲げる住宅のうち一戸建 てのものをいう。) (2) 法別表第二(い)項第2号に掲げる兼 用住宅で、延べ面積の2分の1以上 を居住の用に供するもの(兼用に供 する部分の床面積の合計が50平方メ ートルを超えるものを除く。) (3) 学校(専修学校及び各種学校を除 く。) (4) 老人ホーム、保育所、身体障害者福 祉ホームその他これらに類するもの (5) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類する もの (6) ホテル又は旅館 (7) 自動車教習所 (8) 畜舎 (9) 病院 (10) 法別表第二(り)項第2号、第3号 ((3)を除く。)及び第4号に掲げる もの	300		外壁等 の面か ら都市 計画道 路27号 通の道 路境界 線(隅切 部分を 除く。) まで の距 離
		(1) 法別表第二(に)項に掲げるもの	180		7
	住宅A 地区	(1) 法別表第二(は)項に掲げるもの以外 のもの(第2号及び第3号を除く。) (2) 法別表第二(い)項第4号及び第7号 に掲げるもの	180	12	

地区整備 計画区域 の名称	計画地区 の名称	ア	イ	ウ	エ
		建築してはならない建築物	建築物の 敷地面積 の最低限 度 (m ²)	建築物の 高さの最 高限度 (m)	建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離の最低限度 (m)
		(ア)	(イ)		
オフィス・アルカディア地区整備計画区域	オフィス・アルカディア地区	(1) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校 (3) 老人ホーム又は身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (4) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6) 自動車教習所 (7) 畜舎 (8) 病院 (9) 法別表第二(り)項第3号及び第4号に掲げるもの			
根志越第四地区整備計画区域	沿道地区	(1) 床面積の合計が 15 平方メートルを超える畜舎	180		
	住宅地区	(1) 法別表第二(ほ)項第4号に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 平方メートルを超えるもの（政令で定めるものを除く。） (2) 公衆浴場 (3) 床面積の合計が 15 平方メートルを超える畜舎 (4) 自動車教習所 (5) 法別表第二(に)項第2号に掲げるもの	180	12	
桜木地区整備計画区域	低層一般住宅地区	(1) 公衆浴場	200		
	中高層住宅地区	(1) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (2) 病院	200	外壁等の面から都市計画道路の道路境界線（隅切部分を除く。）までの距離	2

地区整備 計画区域 の名称	計画地区 の名称	ア	イ	ウ	エ
		建築してはならない建築物	建築物の 敷地面積 の最低限 度 (m ²)	建築物の 高さの最 高限度 (m)	建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離の最低限度 (m)
					(ア) (イ)
勇舞地区 整備計画 区域	低層一 般住宅 地区	(1) 公衆浴場	200		
	中高層 住宅A 地区	(1) 一戸建て専用住宅 (法別表第二(い)項第1号に掲げる住宅をいう。) (2) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (3) 病院	300		
	中高層 住宅B 地区	(1) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (2) 病院	200		
	利便施 設A地 区	(1) 専用住宅 (法別表第二(い)項第1号に掲げる住宅をいう。) (2) ホテル又は旅館 (3) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4) 学校 (専修学校及び各種学校を除く。) (5) 病院 (6) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (7) 自動車教習所 (8) 畜舎	300		外壁等の面から都市計画道路の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離 5
	利便施 設B地 区	(1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 兼用住宅 (法別表第二(い)項第2号に掲げるものをいう。) (4) ホテル又は旅館 (5) カラオケボックスその他これに類するもの (6) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (7) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (8) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (9) 病院 (10) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (11) 自動車教習所 (12) 畜舎 (13) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 150 平方メートルを超えるもの (作業場の床面積の合計が 300 平方メートルを超えない自動車修理工場を除く。) (14) 法別表第二(り)項第3号 ((3)を除く。) 及び第4号に掲げるもの。	200		

地区整備 計画区域 の名称	計画地区 の名称	ア	イ	ウ	エ
		建築してはならない建築物	建築物の 敷地面積 の最低限 度 (m ²)	建築物の 高さの最 高限度 (m)	建築物の外壁等の面か ら道路境界線までの距 離の最低限度 (m)
		(ア)	(イ)		
臨空地区 整備計画 区域	教育施 設地区	(1) 学校又はこれに付属する施設以外 のもの。ただし、次に掲げるものは、 この限りでない。 ア 本地区内に立地する学校が設置する 当該学校の学生及び教職員のための共 同住宅又は寄宿舎 イ 本地区内に立地する学校が設置する 当該学校の学生及び教職員のための店 舗又は飲食店			
	生産地 区	(1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 兼用住宅 (法別表第二(い)項第2号 に掲げるものをいう。) (4) 店舗又は飲食店 (5) ホテル又は旅館 (6) カラオケボックスその他これに類 するもの (7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、 勝馬投票券販売所、場外車券売場そ の他これらに類するもの (8) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (9) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類する もの (10) 学校 (11) 神社、寺院、教会その他これらに類 するもの (12) 公衆浴場 (13) 病院又は診療所 (14) 老人ホーム又は身体障害者福祉ホ ームその他これらに類するもの (15) 畜舎	3,000		
北信濃第 三地区整 備計画区 域	低層一 般住宅 地区	(1) 公衆浴場	200		
	中高層 住宅地 区	(1) 大学、高等専門学校、専修学校その 他これらに類するもの (2) 病院	200		

地区整備 計画区域 の名称	計画地区 の名称	ア	イ	ウ	エ
		建築してはならない建築物	建築物の 敷地面積 の最低限 度 (m ²)	建築物の 高さの最 高限度 (m)	建築物の外壁等の面か ら道路境界線までの距 離の最低限度 (m)
		(ア)	(イ)		
蘭越第二 地区整備 計画区域	低層一 般住宅 地区	(1) 公衆浴場	200		
	中高層 住宅地 区	(1) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (2) 病院	200		外壁等の 面から都 市計画道 路の道路 境 界 線 (隅切部 分を除 く。)まで の距離 2
	公益事 業施設 地区	(1) 水道法(昭和32年法律第177号) 第3条第8項に規定する水道施設以外のもの。ただし、公益上必要と認められるもの及びこれに附属する施設を除く。			
みどり台 地区整備 計画区域	低層一 般住宅 地区	(1) 公衆浴場	200		
	中高層 住宅地 区	(1) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (2) 病院	200		
	住宅地 区	(1) ボーリング場、スケート場、水泳場、 スキー場、ゴルフ練習場又はバッテ イング練習場 (2) 学校(専修学校及び各種学校を除 く。) (3) 老人ホーム、保育所、身体障害者福 祉ホームその他これらに類するもの (4) 病院 (5) 児童車教習所 (6) 畜舎 (7) 工場	200		

地区整備 計画区域 の名称	計画地区 の名称	ア	イ	ウ	エ
		建築してはならない建築物	建築物の 敷地面積 の最低限 度 (m ²)	建築物の 高さの最 高限度 (m)	建築物の外壁等の面か ら道路境界線までの距 離の最低限度 (m)
					(ア) (イ)
みどり台 地区整備 計画区域	利便施 設地区	(1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 兼用住宅(住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの をいう。) (4) ホテル又は旅館 (5) カラオケボックスその他これに類するもの (6) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (7) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類するもの (8) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (9) 病院 (10) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (11) 自動車教習所 (12) 畜舎 (13) 原動機を使用する工場で作業場の 床面積の合計が 150 平方メートルを 超えるもの(作業場の床面積の合計 が 300 平方メートルを超えない自動 車修理工場を除く。) (14) 法別表第二(り)項第 3 号 ((3)を除 く。) 及び第 4 号に掲げるもの	200		
あずさ地 区整備計 画区域	低層一 般住宅 地区	(1) 公衆浴場	200		

地区整備 計画区域 の名称	計画地区 の名称	ア	イ	ウ	エ
		建築してはならない建築物	建築物の 敷地面積 の最低限 度 (m ²)	建築物の 高さの最 高限度 (m)	建築物の外壁等の面から 道路境界線までの距離の 最低限度 (m)
		(ア)	(イ)		
北陽高校 前地区整 備計画区 域	低層一 般住宅 地区	(1) 公衆浴場	200		
	中高層 住宅地 区	(1) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (2) 病院	200		
	利便施 設A地 区	(1) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (2) 病院	300		外壁等の 面から都 市計画道 路の道路 境界線 (隅切部 分を除 く。)まで の距離 5
	利便施 設B地 区	(1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 兼用住宅（住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの をいう。） (4) ホテル又は旅館 (5) カラオケボックスその他これに類 するもの (6) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (7) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類する もの (8) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (9) 病院 (10) 老人ホーム、保育所、身体障害者福 祉ホームその他これらに類するもの (11) 自動車教習所 (12) 畜舎 (13) 原動機を使用する工場で作業場の 床面積の合計が 150 平方メートルを 超えるもの（作業場の床面積の合計 が 300 平方メートルを超えない自動 車修理工場を除く。） (14) 法別表第二(り)項第 3 号 ((3)を除 く。) 及び第 4 号に掲げるもの	200		

地区整備 計画区域 の名称	計画地区 の名称	ア	イ	ウ	エ
		建築してはならない建築物	建築物の 敷地面積 の最低限 度 (m ²)	建築物の 高さの最 高限度 (m)	建築物の外壁等の面か ら道路境界線までの距 離の最低限度 (m)
		(ア)			(イ)
平和地区 整備計画 区域	業務施 設地区	(1) カラオケボックスその他これに類 するもの (2) 神社、寺院、教会その他これらに類 するもの (3) 老人福祉センター、児童厚生施設そ の他これらに類するもの (4) 自動車教習所 (5) 畜舎 (6) 展示場 (7) 法別表第二(ぬ)項に掲げるもの	1,000		
	業務補 完・交流 地区	(1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 兼用住宅（住宅で事務所、店舗そ の他これらに類する用途を兼ねるもの をいう。） (4) 物品販売業を営む店舗又は飲食店 でその用途に供する部分の床面積の 合計が 500 平方メートルを超えるも の（業務補完・交流地区内において 事業の用に供する建築物を所有する 者が設置する物品販売業を営む店舗 又は飲食店でその用途に供する部分 の床面積の合計が 1,500 平方メート ル以内のものを除く。） (5) ボーリング場、スケート場、水泳場、 スキー場、ゴルフ練習場又はバッテ イング練習場 (6) カラオケボックスその他これに類 するもの (7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、 勝馬投票券販売所、場外車券売場そ の他これらに類するもの (8) 神社、寺院、教会その他これらに類 するもの (9) 老人ホーム、身体障害者福祉ホー ムその他これらに類するもの (10) 老人福祉センター、児童厚生施設そ の他これらに類するもの (11) 自動車教習所 (12) 畜舎 (13) 法別表第二(り)項（第 2 号を除く。） に掲げるもの	500		

8. 千歳市地区計画区域内建築物の制限に関する条例施行規則（平成5年9月14日規則第50号）

（趣旨）

第1条 この規則は、千歳市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（平成5年千歳市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において「基準時」とは、法第3条第2項の規定により用途制限規定の適用を受けない建築物について、同項の規定により引き続き当該規定（その規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。

（許可の申請等）

第3条 条例第3条第2項又は条例第8条の規定による許可（以下「建築許可」という。）を受けようとするときは、許可申請書（第1号様式）に建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び日影図（法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物である場合に限る。）並びに市長が必要と認めた図書各2通を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、建築許可をしたときは、当該申請者に対し許可通知書（第2号様式）を交付するものとする。

（許可内容の変更）

第4条 建築許可を受けた後、当該許可に係る建築物の工事完了前に当該許可に係る建築物の設計内容を変更しようとするときは、承認申請書（第3号様式）に許可通知書及び変更図書2通を添えて、市長に申請し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、当該申請者に対し承認通知書（第4号様式）を交付するものとする。

（記載事項の変更）

第5条 建築許可の申請後、当該申請に係る建築物の工事完了前に建築主又は代理人の変更等許可申請書の記載内容に変更があったときは、速やかに記載事項変更届（第5号様式）に市長が必要と認めた図書を添えて、市長に届け出なければならない。この場合において、建築許可を受けた後にあっては、許可通知書を併せて添えなければならない。

（申請の取下げ等）

第6条 建築許可の申請を取り下げるときは、取下げ届（第6号様式）により市長に届け出なければならない。

2 建築許可を受けた事項を取りやめたときは、取りやめ届（第7号様式）に許可通知書を添えて、市長に届け出なければならない。

（許可の取消し）

第7条 市長は、建築許可が虚偽の申請その他不正な行為によって受けたものであるときには、その許可を取り消すことができる。

（用途制限規定の適用を受けない建築物に係る緩和）

第8条 条例第10条に規定する規則で定める範囲は、大規模の修繕及び大規模の模様替についてはその全部とし、増築及び改築については次に定めるところによる。

（1）増築又は改築が基準時における敷地内で行われるものであり、かつ、増築又は改築後における建築物の延べ面積及び建築面積が基準時における建築物の敷地面積に対して、それぞれ法第52条第1項から第3項まで及び法第53条の規定に適合するものであること。

（2）増築後の床面積の合計が、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないものであること。

（3）増築後の用途制限規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないものであること。

（4）用途制限規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合におい

ては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計が、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないものであること。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定の適用については、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定の告示の日までの間は、改正法第2条の規定による改正後の法第52条、第53条及び第56条の2の規定は適用せず、改正法第2条の規定による改正前の法第52条、第53条及び第56条の2の規定によるものとする。

附 則（平成6年3月30日規則第7号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

様式 ～略～

9. 千歳市旅館業建築等の規制に関する指導要綱 (昭和57年12月1日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、旅館業によって、善良な風俗と教育環境がそこなわることのないように、事前協議その他これに必要な規制を行い市民の健全な生活環境を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「旅館業」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定するホテル営業、同条第3項に規定する旅館営業の用途に供する建築物をいう。

2 この要綱において「建築等」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第2条第13号に規定する建築、同条第14号に規定する大規模の修繕、同条第15号に規定する大規模の模様替若しくは法第87条に規定する用途の変更又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第1項第3号に規定する工作物の築造をいう。

(適用対象地域)

第3条 この要綱を適用する地域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する地域のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第1種住居地域
- (2) 第2種住居地域
- (3) 準住居地域
- (4) 近隣商業地域
- (5) 商業地域
- (6) 準工業地域

2 都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域、同法第8条第1項第1号に規定する「第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域」で現に存する旅館業について建築等(新築を除く。)をしようとするときは、前項の規定にかかわらず、この要綱を適用するものとする。

(構造等の基準)

第4条 旅館業の建築等に際しては、別表に定める旅館業の構造等の基準(以下「基準」という。)に適合するものとする。

(事前協議)

第5条 旅館業を目的とする建築物を建築等しようとする者(以下「建築主」という。)は、法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出日(確認申請書の提出を要しない場合にあっては、工事着手の日)の30日前までに次の各号に掲げる図書を2部添えて事前協議書(様式1)を市長に提出するものとする。ただし、前条の基準に明らかに適合すると市長が認めるものについては、この限りでない。

- (1) 事前協議に係る建築物の敷地の周囲100メートルの区域内にある建築物の用途別現況図及び当該区域内の教育施設、児童福祉施設、公園、遊園地等の配置図(縮尺1/2,500~1/5,000)
- (2) 建築物の配置図(縮尺1/100~1/300)、各階平面図並びに建築物の意匠及び色彩を明示した4面以上の立面図(縮尺1/100)
- (3) 門、塀、建築物に設置する広告物並びに屋外照明設備の設置箇所、形状、寸法及び色彩を明示した図面(縮尺1/50~1/100)
- (4) その他市長が必要と認める図書

(承認)

第6条 市長は、前条の事前協議書を受理した場合において、建築物が第4条に規定する基準に適合すると認めたときは、旅館業建築等承認通知書(様式2)(以下「通知書」という。)により建築主に通知するものとする。

2 建築主は、確認申請書を提出するときは、前項の通知書を添付するものとする。

3 建築主は第1項の通知書を受けた後、相続その他の事由により名義等に変更が生じたときは、遅滞なく旅館業建築等承認名義変更届(様式3)を提出するものとする。

(勧告)

第7条 市長は、第5条の事前協議書を受理した場合において建築物が第4条に規定する基準に適合しないと認めるときは、旅館業建築等に関する勧告書（様式4）により建築主に対してその計画の中止又は変更を勧告するものとする。

2 市長から勧告を受けた建築主は、この要綱の趣旨を十分尊重し誠実かつ速やかに勧告に応ずるものとする。

(旅館業建築等審査委員会)

第8条 この要綱により、市長から付された旅館業を目的とする建築物の建築等に関する事項を審査するため、千歳市旅館業建築等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、第5条の事前協議書及び図書の内容その他市長が必要と認めた事項を審査し、その結果を市長に報告するものとする。

3 委員会は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 企画部長
- (3) 総務部長
- (4) 市民環境部長
- (5) 保健福祉部長
- (6) 建設部長
- (7) 教育部長

4 委員会に委員長を置き副市長をもって充てる。

5 委員長は、会議の議長となり、会務を掌理する。

6 委員会の運営に關し必要な事項は、委員長が定める。

(関係者の出席要請)

第9条 委員長は、審査のために必要があると認めたときは、建築主その他の関係者の出席を求めることができる。

(事務の所管)

第10条 この要綱に定める事務は、建設部建築課が行う。

(補則)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和57年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の日において、法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する建築確認申請書が既に受理されているものについては、この要綱は適用しない。

附 則（昭和58年5月25日）

この要綱は、昭和58年5月25日から施行する。

附 則（昭和62年6月1日）

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日）

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年6月1日）

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日）

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月19日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

旅館業の構造等に関する基準

構造	1 当該建築物の駐車施設から直接個々の客室に入ることなく、玄関、帳場及び人の専用に供する共用廊下（非常階段、非常口とみなされるものを除く。）を通って個々の客室に連絡する構造を有するもの 2 玄関に目かくし等を設け宿泊しようとする者が人目にふれずに入れる構造となっていないもの 3 駐車施設は、隔壁を設けない構造等としたもの。ただし、宿泊施設として客室を一室しか有しない建築物が数棟立地するような形態の旅館等にあっては、玄関、帳場から容易に見とおすことのできる位置に共用の駐車施設を設け、かつ、当該駐車施設以外に駐車のできない措置を講じたもの 4 その他市長が不適当と認める構造を有しないもの
意匠、形態等	1 屋根又は屋上部分に必要以上の装飾のための突起物を設けていないもの 2 屋根の形をドーム、円すい形等にしていないもの 3 建築物にけばけばしい色彩及び善良な風俗を害するおそれがあると認められる図面等の装飾を用いていないもの 4 必要以上に大きく、かつ、けばけばしい広告設備等を設けていないもの 5 門、扉についても1～4に準ずる。 6 その他市長が不適当と認める意匠、形態を有しないもの

様式 ～略～

10. 千歳市中高層建築物の建築に関する指導要綱 (平成4年1月8日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、中高層建築物の建築に係る建築計画の事前周知等に関し必要な事項を定めることにより、建築主と周辺住民との紛争を防止し、もって居住環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

2 この要綱における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象建築物 次のいずれかに該当する建築物であって、地盤面からの高さが10メートルを超えるものをいう。

ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域若しくは工業地域又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第8号の3の条例で指定する土地の区域に建築するもの

イ 工業専用地域又は市街化調整区域に建築する建築物のうち、当該建築物の敷地境界線からの水平距離が10メートル（当該建築物が道路に接する部分にあっては、当該道路の幅員に10メートルを加えた距離）未満の範囲（以下「近接範囲」という。）にアに掲げる地域又は区域が含まれるもの

(2) 近接住民 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 近接範囲内に存する土地を所有し、又は占有する者

イ 近接範囲内に存する土地が建築物の敷地に供されている場合において、当該建築物を所有し、又は占有する者

(3) 周辺住民 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 対象建築物の敷地境界線からの水平距離が当該建築物の高さのおおむね2倍の距離の範囲内に存する土地を所有し、又は占有する者

イ アの範囲内に存する土地が建築物の敷地に供されている場合において、当該建築物を所有し、又は占有する者

ウ 対象建築物によるテレビジョン放送に係る電波の受信障害（以下「受信障害」という。）の影響を著しく受けると認められる者

(4) 紛争 対象建築物の建築に伴い生ずる日照又は通風の阻害、受信障害、騒音、振動その他の日常生活に及ぼす影響に関する周辺住民と建築主等（建築主、設計者、工事監理者及び工事施工者をいう。以下同じ。）との間の争いをいう。

(適用除外)

第3条 対象建築物が次の各号のいずれかに該当する場合には、この要綱の規定は、適用しない。

(1) 国又は地方公共団体の建築物

(2) 法第85条に規定する仮設建築物

(3) 建築物の増築又は改築（当該増築又は改築に係る部分の高さが10メートル以下である場合に限る。）

2 商業地域、工業専用地域又は市街化調整区域（都市計画法第34条第8号の3の条例で指定する土地の区域を除く。）に建築物を建築する場合は、第8条第1項、第12条及び第13条の規定は、適用しない。

3 千歳恵庭圏都市計画に定める地区計画地区のうち、臨空地区、美々地区又はオフィス・アルカディア地区の区域に建築物を建築する場合は、第6条から第8条まで、第12条及び第13条の規定は、適用しない。

(高さの算定)

第4条 建築物の高さは、令第2条の規定により算定するものとする。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建

建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

(対象建築物の敷地が他の地域の内外にわたる場合の措置)

第5条 対象建築物の敷地が、商業地域、工業専用地域又は市街化調整区域のいずれかと他の地域（第2条第2項第1号アに掲げる地域又は区域から商業地域を除いたものをいう。以下この条において同じ。）の内外にわたる場合においては、その敷地の全部が他の地域にあるものとみなすものとする。

(標識による事前周知)

第6条 建築主は、対象建築物を建築しようとするときは、法第6条第1項の確認の申請書を提出しようとする日（以下「確認申請の日」という。）の30日前までに建築予定地の周辺住民が見やすい場所に標識（第1号様式）を設置し、対象建築物の用途及び規模並びに建築主等の氏名、住所等を周知しなければならない。

2 前項の標識は、対象建築物の敷地が道路に接する部分（敷地が2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分）に、地盤面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルの位置に設置するものとする。

3 第1項の標識の設置期間は、法第89条第1項の確認の表示を行う日までとする。

(関係書類の提出)

第7条 建築主は、対象建築物を建築しようとするときは、確認申請の日の25日前までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 中高層建築物の建築に関する届出書（第2号様式）
- (2) 誓約書（第3号様式）
- (3) 建築計画書（第4号様式）
- (4) 公開の標識を設置したことを証する写真（遠近各1枚）
- (5) 付近見取図、配置図、各階平面図、立面図（2面以上）及び断面図
- (6) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表2(30)の部（ろ）欄に掲げる日影図に近隣の敷地の建築物の状況を表示したもの
- (7) 受信障害予測地域図
- (8) 駐車場の配置図
- (9) ごみの排出に関する計画書
- (10) 管理体制等に関する計画書
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前項第4号の写真の大きさは、手札判以上とする。

3 第1項第5号の付近見取図には、次に掲げる事項について記載することとする。

- (1) 方位、道路、目標となる地物及び設置した標識の位置
 - (2) 対象建築物の近接範囲
 - (3) 対象建築物の敷地境界線からの水平距離が対象建築物の高さの2倍に相当する範囲
- 4 第1項第5号の配置図の縮尺は200分の1とし、同号の各階平面図、立面図及び断面図の縮尺は100分の1又は200分の1とする。
- 5 第1項第6号の日影図の縮尺は、200分の1（特別な理由がある場合にあっては100分の1）とし、近隣の敷地の建築物の状況を表示するに当たっては必ず名称を記入するものとする。

(説明会等)

第8条 建築主は、対象建築物を建築しようとするときは、近接住民に次に掲げる事項について説明しなければならない。

- (1) 対象建築物の規模、構造及び用途
- (2) 対象建築物の敷地の形態及び規模
- (3) 対象建築物の敷地内における位置及び周辺の建築物の位置
- (4) 対象建築物の工事期間、工法及び周辺への安全対策の概要
- (5) 対象建築物により生ずる日影の影響
- (6) 対象建築物により生ずる受信障害の対策

(7) その他必要な事項

- 2 建築主は、対象建築物を建築しようとする場合において、周辺住民から建築計画の内容について説明を求められたときは、前項の事項について説明会等の方法により説明しなければならない。
- 3 建築主は、第1項又は前項の規定による説明会等の状況及びその内容並びに次条から第11条までに規定する措置等について、報告書（第5号様式）により、遅滞なく市長に報告しなければならない。
(受信障害対策)

第9条 建築主は、受信障害が生じるおそれがある場合は、その予測調査を行わなければならない。ただし、市長が不要と認める場合はこの限りでない。

- 2 建築主は、受信障害が生じた場合は、速やかにその状況を調査し、その障害を解消するための必要な措置を講じなければならない。

(工事公害の防止)

第10条 建築主等は、建築工事に伴う騒音、振動等により周辺住民の生活環境に障害が生じるおそれがある場合は、当該住民とあらかじめ協議し、必要な措置を講じなければならない。

(自主解決)

第11条 建築主等は、対象建築物を計画する場合は、次に掲げる事項に配慮し、周辺住民との間に紛争が生じないよう努めなければならない。

- (1) 日照及び通風
- (2) 受信障害
- (3) 工事中の騒音及び振動
- (4) 駐車場の確保
- (5) ごみ排出の方法（ごみ箱の設置及び位置並びにごみの排出方法等は、事前に千歳市環境センターと協議を行うこと。）
- (6) 管理体制の整備
- (7) 前各号に掲げるもののほか、周辺住民の日常生活に及ぼす影響に関する事項

- 2 対象建築物に関して紛争が生じた場合は、建築主等と周辺住民は双方誠意をもって自主的に紛争の解決に努めなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による自主的な紛争の解決を促すため、紛争当事者から求められた場合は、必要な助言を行うことができる。

(紛争調整)

第12条 市長は、当事者による自主解決に至らなかった紛争について、紛争当事者の一方又は双方から紛争届出書（第6号様式）が提出された場合、紛争の調整を行うことができる。

- 2 市長は、前項の規定による紛争の調整を行った結果、なおその解決が困難であると認められる場合で、紛争当事者の合意に基づき紛争調整申請書（第7号様式）により、千歳市中高層建築物紛争調整委員（以下「委員」という。）による紛争の調整を求められた場合、委員に当該紛争の調整を依頼することができる。

(調整の打ち切り)

第13条 市長は、前条の紛争について当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したときは、調整を打ち切ることができる。

- 2 市長は、前項の規定により調整を打ち切るときは、紛争調整打ち切り決定通知書（第8号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(建築計画の中止の報告)

第14条 建築主は、建築計画を中止した場合は、建築計画中止報告書（第9号様式）を市長に提出するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年3月1日から施行する。ただし、第4条、第5条及び第10条の規定は、平成4年4月1日に提出しようとする確認申請に係る対象建築物から適用する。

附 則（平成8年4月1日）

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月19日）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日）

この要綱は、平成19年3月20日から施行する。

附 則（平成19年7月3日）

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

様式 ～略～